

# 総 合 評 価 書

警察改革の推進

平成 1 7 年 1 2 月  
国家公安委員会・警察庁

## はじめに

一連の不祥事を契機として、平成12年3月、国家公安委員会は、各分野における有識者や国民の声を広く反映させつつ警察の改革案を検討するため、部外の有識者からなる「警察刷新会議」を発足させた。同会議は、同年7月、「警察刷新に関する緊急提言」を国家公安委員会に提出した。

国家公安委員・警察庁は、これを重く受け止め、同年8月、情報公開の推進、苦情の適切な処理、監察の強化等、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめた「警察改革要綱」を策定した。これに基づき、国家公安委員会・警察庁及び都道府県公安委員会・都道府県警察では、組織を挙げて警察改革に取り組んでいる。

警察改革は、その開始から5年が経過し、国民から推進状況について大きな関心が寄せられている。

国家公安委員会・警察庁では、警察改革の推進について、14年から16年までの3年間を対象に、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析するため、総合評価方式による評価を実施することとし、本報告書を作成した。

なお、これまで14年10月、15年6月及び16年8月に、それぞれ評価経過を記載した経過報告書を作成したところである。

# 目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
第2	各政策の評価の結果	
課題1	警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化	
1	情報公開の推進	
	施策を示す訓令、通達の公表	7
	都道府県警察の情報公開に関する指導	
	懲戒事案の発表基準の明確化	11
2	警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理	
	文書による苦情申出制度の創設	13
	苦情処理システムの構築	
3	警察における厳正な監察の実施	
	警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備	17
	警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化	
4	公安委員会の管理機能の充実と活性化	
	警察の行う監察をチェックする機能の強化	21
	補佐体制の確立	24
	「管理」概念の明確化	
	公安委員会委員の任期の制限	
課題2	「国民のための警察」の確立	
1	国民の要望・意見の把握と誠実な対応	
	警察安全相談の充実	29
	告訴・告発への取組みの強化	36
	職務執行における責任の明確化	39
	警察署協議会の設置	42
2	国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化	
	空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化	48
	犯罪のないまちづくりの推進	51
	事故のないまちづくりの推進	57
	ストーカー問題への対応	64
	児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化	67
	民事介入暴力対策の強化	74
3	被害者対策の推進	
	犯罪被害給付制度の拡充	78
	きめ細かな被害者支援の推進	80
4	実績評価の見直し	
	相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価	84

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

- 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
  - 銃器対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 7
  - 薬物対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 0
  - 密入国対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 6
  - マネー・ローンダリング対策の強化・・・・・・・・ 1 0 0
  - 執行力強化に向けた組織づくり・・・・・・・・ 1 0 2
  - 専門的技術能力の向上のための訓練の充実・・・・ 1 0 5
  - 国際的協力強化のための枠組みの構築・・・・ 1 0 7
  - 内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進・・・・ 1 1 1
- 2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化
  - 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編・・・・・・・・ 1 1 4
  - 監視・緊急対処体制の整備強化
- 3 広域犯罪への的確な対応
  - 管区警察局広域調整部の新設・・・・・・・・ 1 1 9
  - 広域捜査支援システムの整備
- 4 安全かつ快適な交通の確保
  - 道路交通のIT化、バリアフリー化の推進・・・・ 1 2 1
  - 凶悪化する暴走族に対する対策の強化・・・・ 1 2 7
  - 手続の簡素化による国民の負担軽減・・・・ 1 2 9

### 課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

- 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
  - 教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 1
    - 種採用者等の人事管理の見直し・・・・ 1 3 5
    - 職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し・・・・ 1 4 0
    - 優秀かつ多様な人材の確保と活用・・・・ 1 4 2
    - 女性警察官の積極的な活用・・・・ 1 4 5
- 2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員
  - 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し・・・・ 1 4 7
  - 効率性の追求
  - 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員
- 3 活力を生む組織運営
  - 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善・・・・ 1 5 1
  - 表彰・報奨制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 3
  - 能力・実績に応じた昇進・給与・・・・・・・・ 1 5 5

### 第3 評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 7

### 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 4

## 第 1 評価の対象とした政策等

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 「警察刷新会議」の発足と「警察改革要綱」策定の経緯

20世紀の世紀末に、警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼は大きく失墜した。こうした状況を受け、国家公安委員会は、各分野における有識者や国民の声を幅広く反映させつつ警察の改革案を検討するため、部外の有識者からなる「警察刷新会議」を平成12年3月に発足させた。

同会議は、平成12年3月23日より11回にわたる討議を重ね、警察の持つ問題点は次の3点にあると指摘した。

#### 閉鎖性の危惧

#### 国民の批判や意見を受けにくい体質

#### 時代の変化への対応能力の不足

そして、同年7月13日、「警察刷新に関する緊急提言」を取りまとめ、警察が抱える問題を改めるための処方箋<sup>せん</sup>として次の事項を実施することを国家公安委員会に対して提言した。

### < 警察刷新に関する緊急提言（概要） >

#### 透明性の確保と適切な是正措置のための方策

国民の目に見える警察とするため情報公開の積極的な推進

警察職員の不適切な職務執行に対する苦情申出制度の創設

警察における監察の強化

公安委員会に期待されている警察への「管理」機能の見直し、管理能力の強化など、公安委員会の活性化

#### 国民の要望や意見を鋭敏に把握し誠実な対応をする方策

現場警察官の中にある「民事不介入」に対する誤った考え方の払拭など、住民からの相談への的確な対応

個々の警察職員の責任感に裏付けられた職務の執行

地域住民の意見や批判に謙虚に耳を傾けるため警察署評議会（仮称）の設置

#### 時代の変化に対応する柔軟で強力な警察活動基盤の整備方策

人事・教育制度の改革

組織の不断の見直し、徹底的な合理化と警察体制の強化

国家公安委員会・警察庁は、この緊急提言を重く受け止め、国民からの厳しい批判を反省、教訓として、同年8月25日、警察が当面取り組むべき施策を「警察改革要綱」として取りまとめた。

## (2) 評価の対象とした政策

警察改革の目的は、「警察刷新に関する緊急提言」で指摘された問題点等を改善することによって国民の信頼の回復を達成することにある。

「警察改革要綱」では、「警察刷新に関する緊急提言」により指摘された改善施策を踏まえ、警察改革の目的を達成するために実施すべき課題として、次の4つを掲げている。

### 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

#### 「国民のための警察」の確立

#### 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

#### 警察活動を支える人的基盤の強化

そして、これらの課題を達成するための手段となる個別の施策と、それぞれの施策ごとに実施すべき具体的項目を示している。これらの具体的項目を推進して改革施策を実施することにより、4つの課題を達成し、警察改革を実現することを目指している。

本評価書の評価の対象は、「警察改革要綱」に基づき、国家公安委員会・警察庁及び都道府県公安委員会・都道府県警察において実施されている施策とする。

### < 警察改革要綱 >

#### 課題1：警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

##### 施策：情報公開の推進

- 施策を示す訓令、通達の公表
- 懲戒事案の発表基準の明確化
- 都道府県警察の情報公開に関する指導

##### 施策：警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

- 文書による苦情申出制度の創設
- 苦情処理システムの構築

##### 施策：警察における厳正な監察の実施

- 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備（警察庁 - 監察官の増配置、管区警察局 - 総務監察部の設置、都道府県警察 - 首席監察官の格上げ等）

- 警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

##### 施策：公安委員会の管理機能の充実と活性化

- 警察の行う監察をチェックする機能の強化（具体的・個別的指示権、監察担当委員、監察調査官等）

- 補佐体制の確立（国家公安委員補佐官室の新設等）

- 「管理」概念の明確化

公安委員の任期の制限

## 課題2：「国民のための警察」の確立

### 施策：国民の要望・意見の把握と誠実な対応

警察安全相談（仮称）の充実（元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等）

告訴・告発への取組みの強化

職務執行における責任の明確化（窓口職員 - 名札の着用、制服警察官 - 識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等）

警察署協議会の設置

### 施策：国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

犯罪や事故のないまちづくりの推進

ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

民事介入暴力対策の強化

### 施策：被害者対策の推進

犯罪被害給付制度の拡充

きめ細かな被害者支援の推進

### 施策：実績評価の見直し

相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価

## 課題3：新たな時代の要請にこたえる警察の構築

### 施策：暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化

執行力強化に向けた組織づくり

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

国際的協力強化のための枠組みの構築

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

### 施策：サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編

監視・緊急対応体制の整備強化

### 施策：広域犯罪への的確な対応

管区警察局広域調整部の新設（公安部の廃止）

広域捜査支援システムの整備

**施策** : **安全かつ快適な交通の確保**

道路交通のIT化、バリアフリー化の推進  
凶悪化する暴走族に対する対策の強化  
手続の簡素化による国民の負担軽減

**課題4** : **警察活動を支える人的基盤の強化**

**施策** : **精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上**

教育の充実（昇任時教育期間の延長、「民事不介入」についての誤った認識の払拭等）

種採用者等の人事管理の見直し

職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

優秀かつ多様な人材の確保と活用

女性警察官の積極的採用

**施策** : **業務の合理化と地方警察官の計画的増員**

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

効率性の追求（ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作成等の合理化による過重な負担の解消等）

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

**施策** : **活力を生む組織運営**

厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

表彰・報奨制度の充実

能力・実績に応じた昇進・給与

## 2 政策所管課及び評価を実施した期間

### (1) 政策所管課

評価の対象となる政策を所管する課(政策所管課)は次のとおりである。

長官官房総務課

長官官房人事課

長官官房給与厚生課

長官官房国際課

長官官房国家公安委員会会務官

生活安全局生活安全企画課

生活安全局地域課

生活安全局少年課

生活安全局生活環境課

生活安全局情報技術犯罪対策課

刑事局刑事企画課

刑事局捜査第二課

刑事局組織犯罪対策部企画分析課

刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課

刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官

交通局交通企画課

交通局交通指導課

交通局交通規制課

交通局運転免許課

警備局警備企画課

警備局外事情報部外事課

情報通信局情報通信企画課

情報通信局情報技術解析課

### (2) 評価を実施した時期

平成14年から16年までの間

## 3 評価の観点

評価の観点としては、第1に、要綱に掲げられた改革施策は、警察の問題点を改善し、警察改革を実現するために推進すべき施策であることから、改革施策の推進状況を把握し、その実績を明らかにすることにある。

第2に、国民の信頼を回復するという警察改革の目的が、改革施策を実施することで達成されたかどうか、すなわち、改革施策を実施したことによる

効果を明らかにすることにある。

第3に、十分に実施されていない施策があればその原因を明らかにするとともに、改革施策と効果の因果関係を分析し、効果をもたらした要因や、効果が上がっていないものがあればその理由等を検討し、今後の警察行政の在り方についての方向性を示すことにある。

#### **4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

(1) 警察庁政策評価研究会

本評価書の作成に当たっては、平成17年11月30日に開催した警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

(2) 元警察刷新会議委員等に対する報告会

警察改革の推進状況については、平成13年7月6日、14年9月25日、15年7月15日及び17年7月22日に、元警察刷新会議委員等に対する報告を行っている。

#### **5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項**

警察改革の究極の目的が国民の信頼を回復することにある以上、国民の警察に対する信頼感を常に把握しながら、警察改革の取組みを進めていく必要があることから、次の調査を実施した。

(1) 警察改革の推進状況に関する国政モニター調査

平成15年9月、内閣府大臣官房政府広報室を通じ、国政モニター550人（回答数288人）に対し、警察改革の取組みによる警察に対する印象の変化等について、調査を実施した（164頁参照）。

(2) 警察署協議会委員に対するアンケート調査

平成15年11月から16年1月にかけて、9都道府県の全警察署協議会委員2,814人（回答数2,663人）に対し、警察署協議会の運営状況、警察署の取組みに対する評価等について、アンケート調査を実施した（43頁参照）。

(3) 警察に関する世論調査

平成16年12月から17年1月にかけて、全国20歳以上の男女2,000人（回答数1,408人）に対し、警察に対する信頼や信頼回復のための施策等について、世論調査を実施した（160頁参照）。

## 第2 各政策の評価の結果

## 課題1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

### 【評価の対象とした政策の名称】 1 情報公開の推進

(政策所管課：総務課)

#### 1 政策の内容

##### (1) 施策を示す訓令、通達の公表

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、訓令及び内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いた通達について、原則として、ホームページ(ウェブサイトをいう。以下同じ。)に掲載するとともに、文書閲覧窓口に備え付けて公表する。

##### (2) 都道府県警察の情報公開に関する指導

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、情報公開を推進し、各都道府県警察に対し警察が情報公開条例の実施機関となる方向で検討を進めるよう指導する。また、警察庁と同様に情報公開審査基準を策定するよう指導する。

#### 2 実施事項

##### (1) 施策を示す訓令、通達の公表

ア 平成12年9月、「都道府県警察における情報公開の推進について」(平成12年9月14日付け警察庁丙総発第54号)により、都道府県警察に対して、積極的な情報公表・提供の推進について指示した。

イ 平成12年10月、「警察庁訓令・通達公表基準」を制定し、「警察庁訓令・通達公表基準について」(平成12年10月26日付け警察庁丙総発第60号)により、庁内各局部課長に対して適切な運用を図るよう指示するとともに、都道府県警察等に参考送付した。

ウ 平成13年11月、「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め、また、15年2月、行政情報の電子的提供の一層の推進が求められたことから、同方針を改定した。

##### (2) 都道府県警察の情報公開に関する指導

ア 上記(1)アの「都道府県警察における情報公開の推進について」により、都道府県警察に対して、情報公開条例の実施機関となるよう指示した。

イ 平成13年3月、「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準」を策定し、「国家公安委員会・警察庁における情報公開審査基準の策定について」(平成13年3月29日付け警察庁乙官発第7号)により、都道府県警察に同様の基準を策定するよう指示した。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

##### (1) 訓令・通達の公表基準及び公表状況

## ア 警察庁

警察庁における訓令・通達の公表基準は、「警察庁訓令・通達公表基準」により、

警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達のうち、不開示情報を含まないものについては、全文を公表

不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表

警察庁の施策を示す通達に当たらない通達についても、国民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表

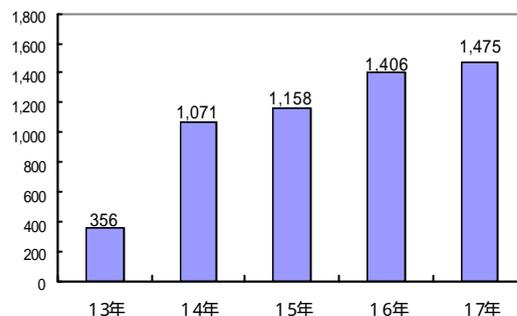
することとしている。

平成17年6月30日現在の公表状況を見ると、74件の訓令、1,475件の通達を警察庁ホームページに公表しており、通達の公表件数は、13年の356件に比べ、1,119件（414%）の大幅な増加となっている。

【警察庁訓令・通達公表件数】

	訓令	通達
13年		356件
14年	66件	1,071件
15年	70件	1,158件
16年	73件	1,406件
17年	74件	1,475件

【警察庁通達公表件数推移】



## イ 都道府県警察

都道府県警察の訓令・通達の公表基準は、平成17年6月1日現在、44都道府県警察において定められているが、その内容は、警察庁と同様のものもあれば、例えば、「県民に関係する施策を内容とするもの」、「県民生活の安全を確保するため又は警察活動に対する理解と協力を得るために公表することが適当であると認められるもの」といったものまで様々であり、都道府県警察により内容に差がある。

訓令・通達の公表状況を見ると、17年4月30日現在、全都道府県警察で訓令708件、通達1,628件を公表しているが、都道府県別の件数を見ると、大きな差があり、公表状況が低調な都道府県警察が多い。

### (2) 情報公開

#### ア 情報公開の推進状況

すべての都道府県警察において、警察を実施機関とする情報公開条例の改正が行われ、平成14年10月までに施行されている。

17年7月1日現在の情報公開の請求件数の累計は、国家公安委員会・警察庁に対するものは1,275件、都道府県警察に対するものは1万4,493件であった。

その内訳を見ると、総警務・監察・会計関係が最も多く、国家公安委員会・警察庁で約4割強、都道府県警察で約7割を占めている。

#### イ 開示決定等の公安委員会への報告状況

##### (ア) 警察庁

警察庁においては、警察庁長官あての開示請求について、全部開示又は過去と同様の決定を行う場合を除き、原則として開示決定等の前に国家公安委員会に報告することとし、警察庁長官の行う開示決定等の客観性及び適正の確保を図っている。

##### (イ) 都道府県警察

警察本部長あての開示請求に係る開示決定等に関しては、平成17年6月1日現在、2府県（福島、大阪）のみが公安委員会への報告基準を整備しているが、ほとんどの都道府県においては、開示請求の件数及びその処理状況を年に数回程度公安委員会に報告しているものの、個別の開示決定等の判断については、特に重要な事項や全国的に影響を及ぼすものに限って事後（一部の都道府県では事前）に報告するにとどまっている。

#### 4 評価の結果

1に掲げた政策の内容は、次の(1)のとおり、おおむね達成されており、警察の情報公開制度は、警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすために機能していると認められる。一方、次の(2)のとおり、今後、改善等を要する事項も認められたことから、これらを改善するよう都道府県警察を指導する必要がある。

##### (1) 効果

ア 警察庁における訓令・通達のホームページへの掲載状況を見ると、平成17年6月30日現在の通達の公表件数は、13年当時と比較して4倍以上と大幅に増加するなど、その取組みは着実に進展している。また、訓令・通達以外でも国民生活に関係のある情報等をホームページ等を通じて積極的に公表することにより、国民の利便の向上を図り、警察に対する国民の理解と信頼の確保を図っている。

イ 平成13年4月1日の情報公開法施行後、4年以上が経過し、また、すべての都道府県警察が情報公開の実施機関となってから約3年が経過しており、国家公安委員会・警察庁及び都道府県警察において情報公開制度が定着しており、警察行政の透明性の確保が図られるとともに、警察職員に、国民に説明責任を果たすという意識が高まっている。

##### (2) 改善等を要する事項

ア 訓令・通達の公表基準の見直し

多くの都道府県警察において訓令・通達の公表状況が低調であるが、これは、

訓令・通達の公表が警察行政の透明性の確保に重要であるとの認識が不足していること

公表基準が不明確であったり、不開示情報を含む通達等は概要も公表しないこととしているものがあること  
などが主な理由であると考えられる。

今後、都道府県警察では、公表基準を警察庁と同程度の内容に見直すとともに、当該基準に従った適切な公表の推進を図る必要がある。

イ 都道府県警察における開示決定等の適正の確保

警視総監及び道府県警察本部長による開示決定等の客観性及び適正の確保のため、開示決定等の前に公安委員会へ報告することが適当である。

ほとんどの都道府県の情報公開条例においては、開示決定期限が10日又は15日以内とされており、情報公開法で30日以内とされているのに比べ、短期間で開示決定等を行わなければならないという事情も考慮しつつ、警察庁の報告方法を参考とし、それぞれの情報公開条例に基づく事務処理に支障をきたさない範囲で、開示決定等について、適時適切に公安委員会に報告を行う必要がある。

## 課題 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

### 【評価の対象とした政策の名称】 1 情報公開の推進

(政策所管課：人事課)

#### 1 政策の内容

懲戒事案の発表基準の明確化

懲戒事案の発表について、その範囲及び内容を明確化して、警察行政の透明性を確保し、国民の信頼回復を図る。

#### 2 実施事項

平成13年1月、警察庁において「懲戒処分の発表の指針」を制定し、「懲戒処分の発表の指針」の制定について(平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号)により、都道府県警察に対し懲戒処分の適時適切な発表を行うよう指示した。

また、16年4月、「懲戒処分の発表の指針」を改正し、職務上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分については、内部的行為に係るものを含め、全件を発表対象とした(別添資料参照)。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

警察庁及び都道府県警察における懲戒処分の発表状況

	免職	停職	減給	戒告	合計
16年	36(36)	70(66)	242(152)	140(65)	488(319)
15年	35(35)	87(81)	177(67)	133(41)	432(224)
14年	59(59)	79(73)	229(107)	201(90)	568(329)

注：( )内は懲戒処分を受けた者のうち発表したものの数。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

「懲戒処分の発表の指針」の制定により、懲戒処分の発表について、その範囲及び内容が明確となるとともに、これに沿って適時適切に発表がなされ、警察行政の透明性の確保が図られている。

##### (2) 改善等を要する事項

処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行いつつ、引き続き、「懲戒処分の発表の指針」の内容を徹底し、懲戒事案の適時適切な発表を推進する必要がある。

## 懲戒処分 of 発表の指針

### 1 指針の目的

この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的とする。

### 2 発表を行う懲戒処分の種類

次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。

- (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分。
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

### 3 発表の内容及び時期

懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

### 4 発表の例外

2に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。

### 5 監督責任に係る懲戒処分等の発表

2に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3を準用した上、発表を行う。

## 課題1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

### 【評価の対象とした政策の名称】 2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

(政策所管課：人事課)

#### 1 政策の内容

- (1) 文書による苦情申出制度の創設
- (2) 苦情処理システムの構築

警察法第79条により、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対して文書により苦情の申出をすることができることとし、都道府県公安委員会では、申出を誠実に処理し、その結果を文書により申出者に通知することとした。また、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情で警察法の規定する苦情に該当しないものについても、誠実に処理し、その処理結果を申出者に通知することとしている。これらにより、苦情を組織的に適切に処理し、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、これを確実に是正していく。

#### 2 実施事項

- (1) 平成12年の警察法の一部改正により、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができる旨の規定が置かれた(13年6月1日施行)。
- (2) これに関し、平成13年4月、「警察法第78条の2の規定に係る解釈・運用基準」及び「警察法に規定する苦情以外の苦情の処理の指針」を定め、「警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理について」(平成13年4月13日付け警察庁丙人発第115号)により、都道府県警察に対し、苦情の組織的かつ適切な処理を指示した。  
注：警察法第78条の2(苦情の申出等)は、平成16年法律第84号(17年4月1日施行)により、第79条に繰り下げられた。
- (3) 平成15年1月、苦情情報管理のためのコンピュータシステムの運用を開始した。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 苦情申出制度の運用状況

ア 警察本部及び警察署に窓口が設置され、受理・処理状況は警察本部苦情担当課で一元的に把握、管理されている。

イ 警察法第79条は、都道府県公安委員会に対する文書による苦情の申出について規定しているが、文書によらない苦情や警察本部長等あてのものについても、これを組織的かつ適切に処理することとしている。

都道府県公安委員会あての文書による苦情(警察法上の苦情)については、都道府県公安委員会に報告され、処理結果については、都道府県公安

委員会の指示に従い都道府県警察において行った事実関係の調査と措置状況の報告を基に、都道府県公安委員会が、文書により申出者に通知している。

都道府県公安委員会あての文書によらない苦情（警察法上の苦情以外の苦情）については、警察法上の苦情と同様に処理し、処理結果については、都道府県公安委員会が文書その他適当と認める方法により申出者に通知している。

警察あての苦情（警察法上の苦情以外の苦情）については、警察本部長に報告され、処理結果については、文書によるものは文書により、その他のものについても適当と認める方法により申出者に通知するとともに、警察本部長は、これらの処理結果を都道府県公安委員会に報告している。

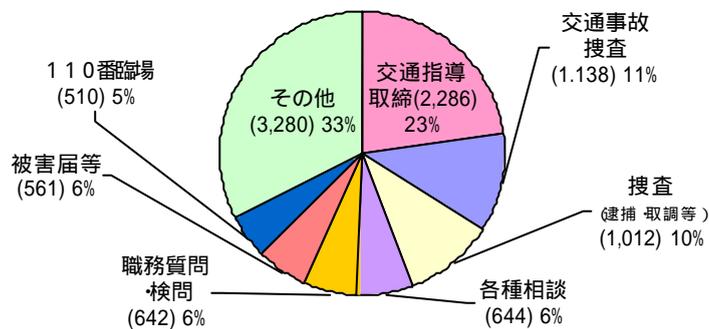
(2) 苦情受理件数の推移及びその処理状況

ア 苦情受理件数の推移

	13年	14年	15年	16年
警察法上の苦情	503件	456件	467件	553件
警察法上以外の苦情	11,169件	13,430件	10,078件	9,520件

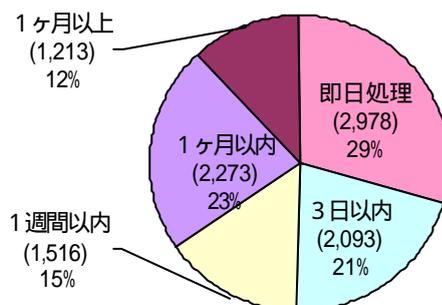
注：平成13年は、6月1日から12月31日までの間の件数である。

イ 平成16年中の苦情受理内容



ウ 平成16年中の苦情の処理状況（17年1月31日現在）

約88%の苦情を1か月以内に処理している。



## エ 苦情による業務改善等の状況

警察に非のあると認められる苦情の割合は、平成15年及び16年で見ると、約17%である。

これらの苦情を踏まえ、業務改善を図っているほか、苦情を端緒として懲戒処分を行った例もある。

### (業務改善事例)

過去に無免許運転で検挙された者から、運転免許試験の受験資格について警察署に電話で問い合わせがあった際、運転免許センターでしか対応していないと回答したことに対し、「最寄りの警察署でも対応するべきだ」との苦情があったことから、受験資格について、本人確認等の手続を定めた上、警察署においても教示することとした。

講堂で相談を受理したところ、相談者から「個室でないとプライバシーが守られない」との苦情を受けたことから、空き部屋を仕切って相談室を整備し、プライバシーの保護を図った。

警察官の不用意な一言が誤解を招き、苦情が寄せられることがあることから、どのような発言が誤解を生むのかについて、各所属で具体例を挙げて職場教養を実施した。

### (苦情を端緒とした懲戒処分者数及び事例)

	14年	15年	16年
懲戒処分者数	15人	5人	12人

酒気帯び運転を認知したにもかかわらず、飲酒検知をせず、適正な処理を行わなかった警察官がいるとの苦情を受け、事実関係を調査し、当該警察官を懲戒処分とした。

### (3) 苦情情報管理のためのコンピュータシステムの活用状況

47都道府県警察本部及び4方面本部の公安委員会事務担当課及び苦情担当課に苦情情報管理のためのコンピュータシステムの端末装置、電子計算機等が設置され、平成15年1月1日から運用を開始しており、苦情の受理状況、対応状況等の一元的把握・管理に活用されている。

## 4 評価の結果

### (1) 効果

ア 警察に非があると認められる苦情については、これらが組織的に把握された上で、問題点を検討、是正することにより、職務執行や業務改善等に反映されている。

イ 苦情の受理・処理状況については、公安委員会や警察本部長に適時適切に報告されており、苦情申出制度は、公安委員会・警察本部長等の幹部による第一線の実情を把握する手段としての機能を果たしている。

### (2) 改善等を要する事項

ア 公安委員会や警察本部長等の幹部が第一線の実情を把握し、職務執行や業務運営の改善を行うためには、苦情該当性を狭く判断することなく、引き続

き苦情の受理・処理について組織的な管理を徹底するとともに、警察本部苦情担当課による指導・点検や警察庁の随時監察の際の点検を継続して行う必要がある。

イ 事実に基づかない苦情、感情的かつ長時間の苦情、同一人から繰り返し行われる苦情等により業務上の支障等が生じることがあるため苦情の内容に応じた対応方法等を検討し、効率的な制度運営に努めるほか、負担の大きい職員のメンタルヘルスにも配慮する必要がある。

課題 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

【評価の対象とした政策の名称】 3 警察における厳正な監察の実施

(政策所管課：人事課)

1 政策の内容

- (1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備
- (2) 警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化
- 〔 監察体制を強化するとともに、都道府県警察に対する国の関与を強化することにより、警察内部の自浄能力を高め、国民の信頼回復を図る。 〕

2 実施事項

- (1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制を強化した。
- (2) 平成12年1月、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）を制定し、これに基づき、業務主管課と連携し非違事案の未然防止に配意した監察実施計画を策定し、同計画に従って厳正な監察を実施するとともに、警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視總監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施状況を報告している。
- (3) 平成12年以降、監察業務担当者の事務処理能力の向上を図るため、警察大学校において、監察業務管理運営専科を実施した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 監察体制の強化の状況（平成12年4月1日現在と17年4月1日現在の比較）

警察庁	首席監察官以下6人体制であったのを18人体制とした。うち監察官は1人から3人に増員した。
管区警察局	各管区警察局に総務監察部（四国管区警察局にあっては、17年4月から総務監察・広域調整部。関東管区警察局にあっては監察部）を設置し、合計25人体制であったのを129人体制とした。
都道府県警察	地方警務官である首席監察官が全国で5人であったのを、平成13年度から増員及び振替えにより格上げを行い、平成16年度までには47人全員を地方警務官とした。

注1：首席監察官とは、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、監察に関する事務を掌理する職をいう。

注2：地方警務官とは、都道府県警察に置かれる職員のうち、警視正以上の階級にある警察官のことをいう。地方警務官は、一般職の国家公務員とされている。

- (2) 警察庁及び管区警察局による監察の実施状況

ア 監察実施回数

警察庁では、原則として毎年度全都道府県警察に対し監察を実施しており、

平成16年度は199回と12年度の約2倍の実施回数となっている。また、管区警察局では、原則として四半期ごとに管区内全府県警察に対し監察を実施しており、16年度は1,250回と、12年度の約2.5倍となっている。

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
警察庁	100回	112回	182回	200回	199回
管区警察局	508回	1,285回	1,278回	1,234回	1,250回

#### イ 監察実施項目

実効ある監察を実施するため、警察庁及び管区警察局が都道府県警察を対象に監察を実施するに当たっては、業務主管課と連携して、事前に全国统一実施項目を定めるとともに、監察に当たっての着眼点を定めている（別添資料参照）。

### (3) 都道府県警察の監察実施状況

#### ア 実施状況

ほとんどの都道府県警察において、すべての警察署に対し年1回以上の総合監察を実施している。また、警察署に対し年1回以上の総合監察を行っていない場合でも、随時監察を行うことにより、すべての警察署に対し年1回以上の監察を行っている。

注1：総合監察とは、業務運営又は服務の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察をいう。

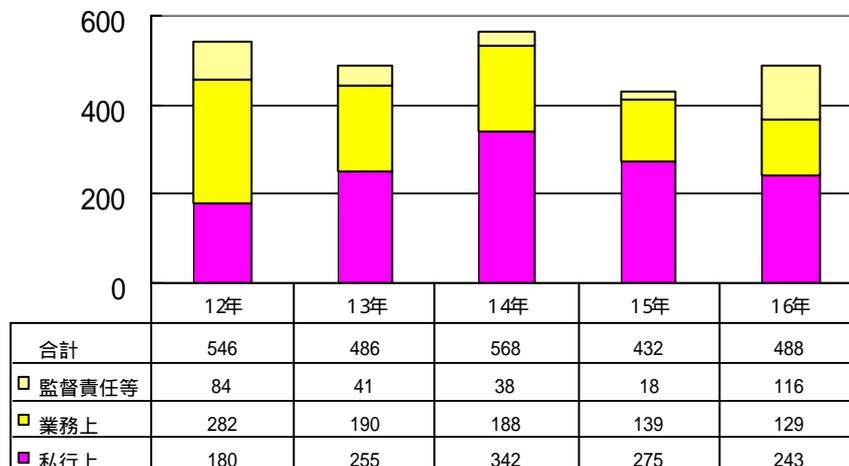
注2：随時監察とは、特別の事情がある場合における業務上又は服務上の問題点を把握するための監察をいう。

#### イ 都道府県警察の取組み

警察本部の次席、管理官等を監察官に併任するなど、各部門と連携した監察により、捜査管理や証拠物件の管理を始めとする業務管理が強化されるとともに、随時監察を抜き打ちで行うなど、監察の実施方法に工夫が見られる。

### (4) 懲戒処分者の推移

業務上の非違事案の懲戒処分者数は、平成12年以降一貫して減少している。また、私行上の非違事案については、14年をピークに減少傾向にある。



注1：12年は、諭旨免職21人を含む。

注2：16年の監督責任等には、予算不適正執行等による処分者106人を含む。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 警察庁及び管区警察局による監察実施回数が大幅に増加し、また、都道府県警察において、年1回以上すべての警察署に対し監察が実施されており、監察の強化が図られている。

イ 都道府県警察の首席監察官を地方警務官に格上げしたことにより、警察本部各部や警察署に対する指導力が強化されるとともに、監察の立場からの意見が反映されやすくなるなどの効果が認められる。

ウ 非違事案に厳正に対処するとともに、非違事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察が実施された結果、業務上の非違事案については、平成12年以降一貫して減少しており、私行上の非違事案についても、14年をピークに減少傾向にある。

##### (2) 改善等を要する事項

業務上の非違事案の懲戒処分者数は、平成12年以降一貫して減少し、私行上の非違事案の懲戒処分者数も14年をピークに減少傾向が見られるが、収賄事案等業務に係る重大な非違事案や私行上の非違事案は現在も少なからず発生していることから、今後とも非違事案に厳正に対処するとともに、非違事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察を実施し、警察の能率的な運営及びその規律の保持に努めていく必要がある。

## 警察庁総合監察全国統一実施項目（平成12年度～16年度）

12年度	第1四半期	不祥事案の原因究明状況及び再発防止対策の実態把握
	第2四半期	特別監察における指摘事項の改善状況
	第3四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況
	第4四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況
13年度	第1四半期	不祥事案対策の推進状況 職務倫理教養と身上把握の推進
	第2四半期	交通事故・事件の捜査管理の徹底 証拠物件の保管管理の徹底 受傷事故防止対策の推進状況
	第3四半期	少年事件等の管理の徹底 警察署協議会の適切な運営 苦情申出制度の運用状況
	第4四半期	告訴・告発事件に対する取組状況 不祥事案対策の推進状況に関する監察における指摘事項の改善状況
14年度	第1四半期	交通街頭活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 交通違反・事故の捜査管理の徹底
	第2四半期	地域警察活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 銃器・薬物事犯の捜査管理の徹底
	第3四半期	実戦的かつ効果的なけん銃訓練等の推進状況 国民のための警察活動体制の強化
	第4四半期	捜査活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 捜査管理及び証拠物件の保管管理の徹底
15年度	第1四半期	留置管理業務の適正な実施
	第2四半期	暴力団犯罪の捜査管理の徹底
	第3四半期	警察安全相談の充実強化
	第4四半期	少年事件捜査の迅速的確な捜査の推進
16年度	第1四半期	告訴・告発及び未処理事件の捜査管理状況
	第2四半期	地域警察における業務管理状況
	第3四半期	生活安全部門における許認可業務の管理状況
	第4四半期	交通事故・事件の捜査管理状況

## 課題 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

### 【評価の対象とした政策の名称】 4 公安委員会の管理機能の充実と活性化

(政策所管課：人事課)

#### 1 政策の内容

##### 警察の行う監察をチェックする機能の強化

警察に対して、監察の実施状況を公安委員会に報告することを義務付けるとともに、公安委員会は、監察について必要があると認めるときは具体的又は個別的な指示ができる旨規定することにより、公安委員会の管理機能の充実と活性化を行い、国民の信頼回復を図る。

#### 2 実施事項

- (1) 平成12年1月、監察に関する規則を制定し、警察庁長官並びに警視総監及び道府県警察本部長は、毎年度監察実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告するとともに、監察実施状況を報告しなければならないこととした。
- (2) 平成12年の警察法改正により、国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、監察について必要があると認めるときは、それぞれ警察庁又は都道府県警察に対して具体的又は個別的な事項にわたる指示ができることとした。
- (3) 平成12年の警察法改正により、警視総監及び道府県警察本部長に、都道府県警察職員の懲戒事由に係る事案について都道府県公安委員会への報告義務を課した。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

##### (1) 公安委員会に対する監察の実施状況等の報告

警察庁長官並びに警視総監及び道府県警察本部長は、監察に関する規則に従い、監察実施計画については年度当初に、監察の実施状況については四半期ごとに1回以上、公安委員会に報告を行っている。

##### (事例)

国家公安委員会に監察の実施状況の報告を行った際、監察の結果、不十分な点や改善すべき点を指摘された府県の警察本部長に対しては、監察の結果に十分目を通し、責任を自覚するとともに、その認識を部下に周知するなどして、監察の結果を非違事案防止にいかすよう、更に指導すべきである旨の指摘があった。

##### (2) 監察の指示の実施状況

ア 平成13年4月、神奈川県公安委員会は、不祥事案の再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教育、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について監察を行い、その結果を報告するように神奈川県警察に指示した。

神奈川県警察においては、その指示に従って監察を実施し、その結果を13

年9月に同公安委員会に対して報告した上、その後1年の進ちょく状況について、14年10月に報告した。

イ 平成13年7月、奈良県公安委員会は、奈良県警察において幹部職員を含む複数の警察職員が長期間にわたり私企業の関係者との間で違法・不当な関係を続けていたという不祥事が発生したため、本事案の問題点を踏まえ、人事管理、業務管理、身上把握及び倫理教育の諸事項について監察を行い、その結果を報告するよう奈良県警察に指示した。奈良県警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について13年11月に同公安委員会に対して報告した。

ウ 平成16年3月、北海道公安委員会は、7年5月及び9年9月の北海道旭川中央警察署における予算執行が適正でなかったことが明らかとなったことから、近年の予算執行について特別調査を行うとともに、この種事案の絶無を期するため、会計経理の手続、会計監査、業務管理、予算執行に関する教養等の諸事項について監察を行い、特別調査の結果とともに改善方策について報告するよう北海道警察に指示した。北海道警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について16年12月に同公安委員会に対して報告した。

エ 平成16年4月、福岡県公安委員会は、福岡県警察本部銃器対策課における予算執行が不適正であったことが認められたことから、本件事案の問題点を踏まえ、会計経理の適正化と一日も早い県民の信頼回復を期すため、全警察署及び警察本部全部署の10年度から15年度までの間の捜査（報償）費等の執行状況並びに会計検査の在り方及び会計経理に関する業務手続について監察を行い、その結果と改善方策を報告するよう福岡県警察に指示した。福岡県警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について16年12月に同公安委員会に対して報告した。

### (3) 懲戒事由に係る報告

警視総監及び道府県警察本部長は、都道府県公安委員会に対し、都道府県警察の職員が職務遂行に当たり法令等の規定に違反した場合等、懲戒事由に係る事案の報告を行っている。

#### (事例)

警察官の失踪事案について報告がなされた際、委員から動機の解明の必要性について指摘があり、この指摘を受け、所要の調査を行った。

## 4 評価の結果

### (1) 効果

ア 公安委員会に監察実施計画及び監察の実施状況を報告することにより、公安委員会の監察をチェックする機能の実効性が確保されている。また、懲戒事由に係る事案の報告により、公安委員会による管理機能の充実が図られている。

イ 警察庁又は都道府県警察を第三者的立場から監督する国家公安委員会又は

都道府県公安委員会の発意により、具体的又は個別的な事項にわたり、都道府県警察に所要の監察を実施させることができるようになったところ、これまでの4道県公安委員会が監察の指示を発出し、当該指示に基づく監察が実施されるとともに、公安委員会が指名する委員により当該監察の実施状況の点検が行われるなど、公安委員会の監察点検機能が強化された。

(2) 改善等を要する事項

引き続き、公安委員会に対する報告を適時適切に行う必要がある。

## 課題 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

### 【評価の対象とした政策の名称】 4 公安委員会の管理機能の充実と活性化

(政策所管課：国家公安委員会会務官)

#### 1 政策の内容

##### (1) 補佐体制の確立

補佐体制を確立することにより、公安委員会の審議の活発化を図り、公安委員会の役割である「警察に対する管理」の機能を充実させる。

##### (2) 「管理」概念の明確化

「管理」概念を明確化することにより、公安委員会の役割を明確にし、警察庁や都道府県警察からの報告等が適切になされるよう図る。

##### (3) 公安委員会委員の任期の制限

公安委員会委員の任期を制限することにより、豊富な経験と高い識見を有する者の中から幅広く適任者を求め、公安委員会と警察との間の緊張関係を担保することにより、公安委員会の審議の活発化を図る。

#### 2 実施事項

- (1) 平成13年4月、警察庁長官官房に課長級の国家公安委員会会務官を新設するなど、国家公安委員会及び都道府県公安委員会の補佐体制を強化した。
- (2) 平成12年12月、国家公安委員会運営規則の改正を行い、都道府県公安委員会においても公安委員会運営規則等の改正を行い、「管理」概念を明確化した。
- (3) 平成12年の警察法の一部改正により、国家公安委員会委員については1期5年の2期まで、都道府県公安委員会委員については1期3年の3期までとする委員の再任制限に係る規定を置いた。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

##### (1) 補佐体制の確立状況

###### ア 国家公安委員会

平成12年1月末 5人

平成17年4月 13人

###### イ 都道府県公安委員会(合計)

平成12年1月末 117人

平成17年6月 216人(公安委員会補佐室等を設置)

##### (2) 公安委員会運営規則等の改正による「管理」概念の明確化

国家公安委員会及びすべての都道府県公安委員会において、公安委員会運営規則等を改正し、「管理」概念を明確化した。

注：国家公安委員会による警察庁の管理とは、国家公安委員会が警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう警察庁に対して事前事後の監督を行うことと解釈されている(都道府県公安委員会

についても同様である)。この概念を明確化するため、国家公安委員会運営規則の改正により第2条に第2項から第5項までを追加し、国家公安委員会の管理権限に関しその行使の態様を明確に規定した(別添資料参照)。

(3) 都道府県公安委員会委員の構成

ア 任期別構成

再任制限により、新たに任命された1期目の委員が増加している。

	12年1月	17年4月
1期目	71人(41%)	94人(53%)
2期目	60人(34%)	59人(33%)
3期目	30人(17%)	26人(15%)
4期目以上	14人(8%)	-

イ 年齢別構成

50歳代以下の委員の数が2倍以上に増加し、委員の平均年齢も2.0歳低下している。

	12年1月	17年4月
50歳代以下	14人(8%)	30人(17%)
60歳代	90人(51%)	98人(55%)
70歳代以上	71人(41%)	51人(29%)
平均年齢	67.9歳	65.9歳

ウ 性別構成

女性委員数が2.5倍となっている。

	12年1月	17年4月
男性	162人(93%)	147人(82%)
女性	13人(7%)	32人(18%)

エ 職業別構成

より幅広い分野から任命されている。

	12年1月	17年4月
経済界	114人(65%)	88人(49%)
教育界	10人(6%)	27人(15%)
医師	23人(13%)	17人(9%)
法曹	8人(5%)	14人(8%)
その他	20人(11%)	33人(18%)

(4) 公安委員会の活動状況

ア 定例会議における審議の活発化

(ア) 国家公安委員会

国家公安委員会の定例会議は、平成12年以前から週1回開催されていたが、平均会議時間は、11年の1時間15分から16年には2時間30分と大幅に増加している。また、16年には週約2.5回活動し、委員間の意見交換や勉強会の定期開催を行い、重要案件について、委員から警察庁に対し事前説明を求め、会議の充実を図っている。

#### 会計経理の不適正事案への対応状況

国家公安委員会は、北海道警察、静岡県警察等における会計経理の不適正事案を受け、警察庁より適時報告を求め、事案の早期解明及び会計経理の一層の適正化の推進について指示するとともに、会計監査に関する規則を制定するなどの措置を行った。

#### (1) 都道府県公安委員会

会議を月4回以上開催している公安委員会の数は、平成12年は19であったが、16年は29に増加している。平均会議時間は、12年は1時間49分であったが、16年は2時間27分と大幅に増加している。また、定例会議の案件について主管課等から事前に説明を受けたり、定例会議とは別に委員相互の意見交換を行うなど、審議の活発化のための取組みが行われている。

具体的には、例えば、

- ・ 不適正事案の発生に際して臨時会議を開催し、再発防止策等を議論
- ・ 公安委員会の業務推進目標を策定
- ・ 事件関係者の心情に配慮した捜査を指示

するなど、会議が活発化している。

#### 監察の指示の実施状況

非違事案や会計経理の不適正事案の発生に際し、神奈川県（平成13年4月）、奈良県（13年7月）、北海道（16年3月）及び福岡県（16年4月）において、公安委員会は、警察法第43条の2第1項の規定に基づく監察の指示を行った。

#### イ 公安委員会の会議以外の活動

#### (ア) 国家公安委員会

従来、委員は週1回開催される定例会議に出席することが通常であったが、平成16年は、49回開催された定例・臨時会議への出席に加え、会議以外の活動を1人平均81.2日行っている。

具体的には、例えば、

- 警察庁各局部課との意見交換
- 都道府県公安委員会委員との意見交換
- 都道府県警察の活動現場の視察
- 警察大学校での講話

を行っている。

#### (1) 都道府県公安委員会

委員の会議以外の活動日数は、平成12年の39.6日から、16年には57.2日に増加している。

具体的には、例えば、

- 事件、事故、災害現場等の視察
- 警察署、交番、駐在所等の視察・督励
- 第一線の警察職員との意見交換
- 警察署協議会への陪席、都道府県教育委員会との意見交換

を行っている。

ウ 国家公安委員会においては、会議内容を会議後3週間を目途に、発言者名とその発言内容等について、国家公安委員会のウェブサイトにおいて公表している。一方、都道府県公安委員会においては、会議の内容を案件名のみしか掲載していない、委員の発言内容等の記載がないなど、公安委員会の活動内容を県民に理解してもらうためには不十分と認められるものが多く、また、ウェブサイトの更新に長期間を要しているものが散見された。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 公安委員会の補佐体制が強化されるとともに、委員の管理機能強化に関する意識が高まったことなどにより、会議の開催時間や開催回数が増加するなど、審議の充実が図られている。また、会議以外の活動も活発に行われており、公安委員会の第三者的管理機能の充実が図られている。

イ 委員の再任制限により、長期在任が解消されたほか、幅広い分野から委員が選任されている。

##### (2) 改善等を要する事項

ア ほとんどの都道府県警察で公安委員会の開催回数が月3回以上となっているが、一部月2回の開催にとどまっている都道府県警察がある。今後とも、公安委員会の開催の充実を図るとともに、その審議を充実させるため、担当課等による事前の案件説明、委員のみの事前会議等の工夫を行う必要がある。

イ 各都道府県警察において公安委員会の補佐体制が強化され、平成12年1月には全国で117人であったものが、17年6月には216人に増加している。しかしながら、一部の都道府県警察において専従の補佐体制が整備されていないなど、補佐体制が不十分であるものが認められる。公安委員会の管理機能が十分に果たされるためには、補佐体制が充実していることが重要であり、補佐体制の強化に更に努める必要がある。

ウ 公安委員会の会議の内容の公表について、案件名のみであったり、委員の発言内容がないなど、公安委員会の活動内容を県民に理解してもらうためには不十分と認められる都道府県警察が多くあり、会議内容の公表を一層充実する必要がある。

国家公安委員会運営規則（抄）

（昭和29年国家公安委員会規則第1号）

第2条 委員会は、会議の議決により、その権限を行う。

- 2 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。
- 3 前項の大綱方針は、法第5条第2項各号に掲げる事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
- 4 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、警察庁長官（以下「長官」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。
- 5 委員会は、長官から法第12条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとつた措置について必要な報告を徴するものとする。

## 課題2 「国民のための警察」の確立

【評価の対象とした政策の名称】 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

(政策所管課：生活安全企画課)

### 1 政策の内容

#### 警察安全相談の充実

警察に寄せられた相談の取扱件数が増加していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止の徹底等を図る。

### 2 実施事項

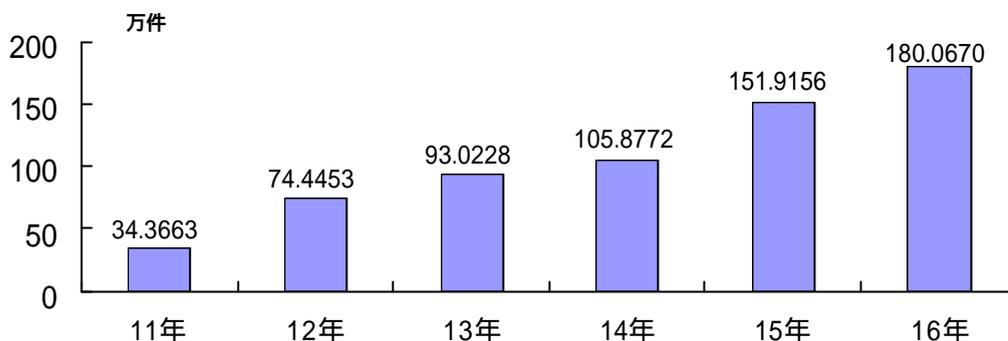
- (1) 平成12年3月、「犯罪等による被害の未然防止活動の徹底について（依命通達）」（平成12年3月4日付け警察庁乙生発第5号ほか）及び「困りごと相談業務の強化について」（平成12年3月4日付け警察庁丙生企発第61号ほか）等により、地域住民の要望の的確な把握、相談業務の強化、対応に功績のあった職員に対する適切な賞揚等を図っている。
- (2) 平成12年11月、警察が対応すべき相談は犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他国民の安全と平穏に係る相談であることを国民に示すため、「困りごと相談」を「警察安全相談」に名称変更した。
- (3) 「警察安全相談に係る所属長の指揮下における組織的対応に当たっての留意事項について」（平成16年3月31日付け警察庁丁生企発第125号）により、当直体制における相談についての迅速な所属長への報告、相談者等の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれのある相談に対する警察本部による業務指導の推進等を図っている。
- (4) 「警察安全相談業務に係る関係機関、団体との連携の推進について」（平成12年11月22日付け警察庁丙生企発第162号ほか）により、都道府県警察に対し、関係機関、団体とのネットワークの構築等を指示するとともに、自治体等関係部局と都道府県警察との間において相談対応のためのネットワークを構築し、相互の連携の強化、連絡系統の確立等が行われるよう、関係省庁（総理府、自治省、経済企画庁、金融庁、厚生省、通商産業省、労働省）に対して協力を要請した。
- (5) 警察安全相談の体制を強化するため、平成13年度以降の地方財政計画に非常勤の警察安全相談員に係る経費が盛り込まれた。
- (6) 平成13年度以降、都道府県警察の相談業務担当者に相談実務に必要な専門的知識及び対応要領等を修得させるため、関東管区警察学校において警察安全相談実務専科を実施した。
- (7) 都道府県警察の相談業務担当者による警察安全相談の事務処理に資するため、平成15年8月、「警察安全相談事務処理要領」を作成配付した。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

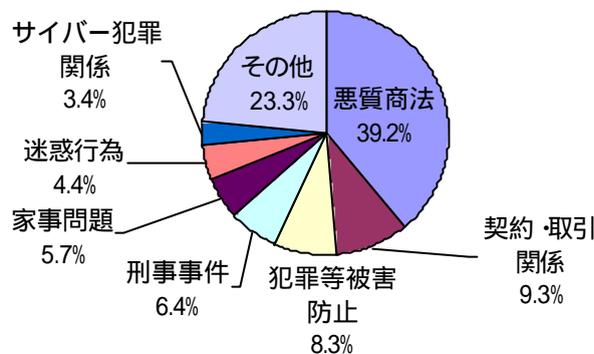
#### (1) 相談取扱状況

##### ア 相談取扱件数

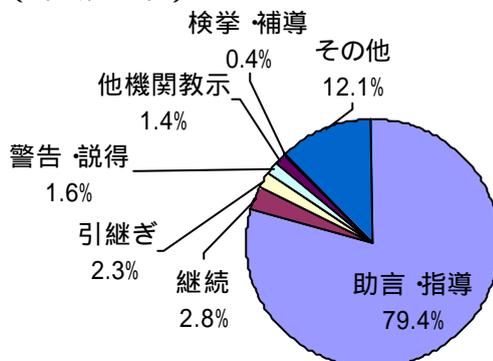
平成16年の相談取扱件数は、11年の約5.2倍となっている。



##### イ 相談内容の内訳 (平成16年)



##### ウ 措置状況 (平成16年)



#### (事例)

##### 架空請求

身に覚えのないアダルトサイト利用料金18万円を請求されたが、無視していたところ、簡易裁判所の呼出状が特別送達により送付されたとの相談を受理した。同裁判所に問い合わせた結果、少額訴訟制度に基づくものであることが判明した。全く身の覚えのない請求であることから、同裁判所の事務官が不服申立ての方法を指導するよう引継ぎ、不服申立てを行った。その結果、相手方は訴えを取り下げ、被害が未然に防止された(沖縄)。

##### 卑わいな言動

中学校教諭から、「当校の女子生徒が帰宅途中、車に乗った男から卑わ

いな言葉を掛けられている」との相談を受理し、女子生徒への注意喚起と下校時間帯のパトロール等を実施した。相談を受理した翌日、被疑者を発見し、迷惑防止条例違反で検挙した(埼玉)。

#### 高齢者虐待

高齢者(70歳代、女性)から、「長男(50歳代)と同居しているが、暴力がひどく、寒空の中一人家の外で過ごすことが度々である」旨の相談を受けたことから、関係機関と連絡を取り、老人ホームへの入居措置を講じた(神奈川)。

### (2) 受理・処理体制の強化

#### ア 相談窓口の設置

すべての警察本部に警察総合相談室等を設置するとともに、警察署に警察安全相談窓口を設置している。また、相談専用電話を設け、夜間、休日の相談に対応している(別添資料1参照)。

#### イ 相談業務に関する体制の整備

警察安全相談業務を専任又は兼任している警察職員の数

	14年	15年	16年
人数	2,000	2,467	2,626

注1: 兼任者は、主に相談業務に従事している警察職員を計上した。

注2: 平成17年4月1日現在の数は2,770人である。

警察安全相談員(非常勤職員)の数

	14年	15年	16年
人数	589	635	664

注: 平成17年4月1日現在の数は817人である。

### (3) 組織的な対応の徹底

ア 各都道府県警察では、相談の受理漏れを防ぐため、各職員に対し、相談受理簿、広聴カードによる記録化の徹底を指導している。特に交番・駐在所における受理漏れ防止のため、当番勤務前の時間等を活用して常に相談業務の重要性についての意識付けが行われている。

イ 警察安全相談の受理・処理については、警察署長が個別に把握することとされており、たらい回しや処理の遅滞を防ぐため、警察署長に対して、受理した相談事案について遅滞なく報告がなされ、署長の指揮により、当該相談事案の処理方針や担当課を決定するなど、相談が組織的に受理・処理される仕組みが構築されている。

ウ 過去の相談等の検索、継続的な対応が必要な事案の措置状況の定期的な確認等に相談管理のためのシステムを活用することにより、相談業務管理を効率的に行っている都道府県警察も見られる。

### (4) 関係機関・団体との連携

多岐にわたる相談を迅速かつ的確に解決するため、すべての都道府県警察本部において、関係機関・団体との相談ネットワークが構築されている(別添資料2参照)。

(事例)

平成13年5月に、国、宮城県、仙台市等の32機関で構成された相談関係機関によるネットワークの下に、傷病動物等対応ワーキンググループを設置し、平成15年度には傷病動物の引取りを円滑に行うための統一マニュアルを作成して、連携を深めた(宮城)。

平成16年4月、警察から県知事部局に対して働き掛けた結果、県庁に24時間相談を受け付ける専用電話が開設された(群馬)。

平成17年4月、警察から県知事部局に対して働き掛けた結果、県民生活センターが日曜日に電話相談を受理するようになった(岩手)。

(5) 相談業務に係る表彰実施状況

ア 表彰件数

(ア) 警察庁による表彰件数

	14年	15年	16年
警察庁長官賞	1	0	1
生活安全局長賞	4	1	0

(イ) 都道府県警察における表彰件数

	14年	15年	16年
部 署	111	75	71
個 人	1,774	1,552	1,501

イ 表彰事例(平成16年)

(ア) 警察庁

全国に先駆けて関係省庁、区市町村、金融機関等へ働き掛けを行い、より迅速な不正口座の凍結措置の実施や住民基本台帳の閲覧制限を実施することにより、架空請求や配偶者暴力事案等の相談が寄せられた際の被害防止対策を推進したとして、部署に対し警察庁長官賞を授与した(警視庁)。

(イ) 都道府県警察

警察本部警察安全相談担当責任者として永年従事し、警察安全相談業務の向上に大きく貢献したとして、個人に対し警察本部長賞詞を授与した(青森)。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 警察安全相談窓口の設置、体制の強化、関係機関等とのネットワークの構築等により、警察安全相談が充実し、国民から寄せられた相談に対する効果的な解決事例が見られる。また、警察内部においても、相談業務に係る賞揚が積極的に行われるようになるなど相談業務の重要性に対する意識改革が進んでいる。

イ 相談取扱件数の増加は、「警察相談の日(9月11日)」の実施による広報活動など、警察における相談業務への取組みの強化も一因と考えられるが、架空請求やヤミ金融事案等の被害者が多数発生する犯罪の増加、インターネット

ト詐欺等インターネットの普及に伴うトラブルの増加、少年問題の深刻化など、社会情勢の変化が主たる要因であると考えられる。

(2) 改善等を要する事項

ア 相談取扱件数が大幅に増加していることから、体制整備及び相談員の対応能力の向上を一層推進する必要がある。

イ 相談に対する関係部門間での連携が不十分であった事例が見られたことから、警察署長への迅速な報告、警察署長による指揮及び相談者等の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるなど特に対応に緊急を要する相談に対する警察本部による指導を徹底するなど、組織的な対応を一層確実にを行う必要がある。

ウ 精神保健福祉法に基づく精神障害者の移送、道路上の動物の死骸撤去等、警察以外の関係機関・団体が主体的に取り扱うべき業務に関し、夜間や休日における関係機関等への引継ぎが困難であった事例が見られるなどしている。関係機関等との連携が実効あるものとなるよう、警察が主体となって関係機関への働き掛けを継続して行う必要がある。

## 警察総合相談室相談窓口

平成 17年4月1日現在

都道府県名	主管部	主管課	相談室の名称	相談専用電話	受付時間	
北海道	札幌	総務	警察相談	警察相談センター	011-241-9110	8:45/17:30/左記以外、土・日 祝日は当直
	函館			警察相談センター	0138-51-9110	8:45/17:30/左記以外、土・日 祝日は当直
	旭川		警務	警察相談センター	0166-34-9110	8:45/17:30/左記以外、土・日 祝日は当直
	釧路			警察相談センター	0154-23-9110	8:45/17:30/左記以外、土・日 祝日は当直
	北見			警察相談センター	0157-24-9110	8:45/17:30/左記以外、土・日 祝日は当直
東北	青森	警務	広報広聴	警察安全相談室	017-735-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	岩手	警務	県民	安全相談センター	019-654-9110	9:00/17:45/左記以外、土・日 祝日は当直
	宮城	総務室	県民応接	宮城県警察相談センター	022-266-9110	8:30/17:30/左記以外、土・日 祝日は当直
	秋田	警務	広報広聴	県民安全相談センター	018-864-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	山形	警務	広報相談	警察安全相談室	023-642-9110	8:30/17:00/左記以外、土・日 祝日は当直
	福島	警務	総合相談	福島県警察安全相談室	024-533-9110	9:00/17:00/左記以外、土・日 祝日は当直
警視庁	総務	広報	警視庁総合相談センター	03-3501-0110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直	
関東	茨城	生安	生総	警察安全総合相談センター	029-301-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は留守電
	栃木	警務	広報広聴	あなたの相談室	028-627-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	群馬	警務	広報広聴	警察安全相談室	027-224-8080	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	埼玉	総務	広報	けいさつ総合相談センター	048-822-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は留守電
	千葉	生安	生総	相談サポートコーナー	043-227-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	神奈川	総務	広報県民	警察総合相談室	045-664-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	新潟	警務	広報広聴	けいさつ相談室	025-283-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は留守電
	山梨	生安	生企	山梨県警察総合相談室	055-233-9110	8:30/17:00/左記以外、土・日 祝日は留守電
	長野	生安	生企	警察安全相談室	026-233-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	静岡	警務	警察県民センター	警察本部総合相談室	054-254-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は留守電
中部	富山	生安	生企	警察本部警察安全相談室	076-442-0110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	石川	警務	広報相談	警察安全相談室	076-225-9110	9:00/17:45/左記以外、土・日 祝日は当直
	福井	生安	生企	警察安全相談室	0776-26-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	岐阜	総務室	広報県民	警察安全相談室	058-272-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	愛知	警務	住民サービス	住民相談室(本部住民コーナー)	052-953-9110	9:00/17:00/左記以外、土・日 祝日は留守電
	三重	警務	広聴広報	警察安全相談室	059-224-9110	9:00/17:00/左記以外、土・日 祝日は当直
近畿	滋賀	警務	警察県民センター	警察総合相談室	077-525-0110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	京都	総務	広報応接	警察総合相談室	075-414-0110	9:00/17:45/左記以外、土・日 祝日は当直
	大阪	総務	府民応接センター	警察相談室	06-6941-0030	9:00/17:45/左記以外、土・日 祝日は当直
	兵庫	総務	県民広報	県民相談センター(なんでも相談係)	078-361-2110	9:00/17:30/左記以外、土・日 祝日は当直
	奈良	警務	県民サービス	ナボくん相談コーナー	0742-23-1108	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	和歌山	警務	警察相談	警察相談課相談室	073-432-0110	8:30/17:30/左記以外、土・日 祝日は当直
中国	鳥取	生企	生企	鳥取県警察総合相談室	0857-27-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	島根	警務	県民相談	警察相談センター	0852-31-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	岡山	警務	県民応接課	警察安全相談係	086-233-0110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	広島	警務	警察安全相談	警察安全相談電話(県民係)	082-228-9110	8:30/17:00/左記以外、土・日 祝日は当直
	山口	警務	警察県民	警察総合相談室	083-923-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
四国	徳島	生安	生企	警察総合相談センター	088-653-9110	8:30/18:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	香川	生安	生企	警察総合相談センター	087-831-0110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	愛媛	生安	生企	警察総合相談室	089-931-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
					0120-31-9110	
高知	生安	生企	警察総合相談室	088-823-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直	
九州	福岡	総務	警察安全相談	警察安全相談コーナー	092-641-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	佐賀	警務	総務	警察相談室	0952-26-9110	8:30/17:15/左記以外、土・日 祝日は当直
	長崎	警務	広報	警察安全相談室	095-823-9110	9:00/17:45/左記以外、土・日 祝日は当直
	熊本	生安	生企	警察安全相談室	096-383-9110	9:30/18:15/左記以外、土・日 祝日は当直
					097-534-9110	
					097-537-4107	
	大分	警務	広報	警察総合相談室	097-534-5110	9:30/18:00/左記以外、土・日 祝日は留守電
	宮崎	生安	生企	警察安全相談室	0985-26-9110	9:00/17:45/左記以外、土・日 祝日は当直
				警察安全相談所	0985-29-2525	
鹿児島	警務	相談広報	警察安全相談室	099-254-9110	9:30/18:00/左記以外、土・日 祝日は留守電	
沖縄	警務	広報相談	警察安全相談室	098-863-9110	9:30/18:15/左記以外、土・日 祝日は当直	

案内テープで直接当直に接続しないものは「留守電」とした(例 静岡は警察署当直を教示)。

## 関係機関・団体とのネットワークの構築状況

平成 17年4月1日現在

都道府県名	警察本部におけるネットワーク			警察署におけるネットワーク			
	ネットワークの名称	設置年月日	関係機関 団体数	警察署数	構築署数	構築率	
北海道	相談業務関係機関等連絡会議	H13.3.22	23	69	69	100%	
東北	青森 青森県相談業務連絡会議	H13.3.14	22	20	20	100%	
	岩手 岩手県相談業務関係機関ネットワーク	H13.7.30	20	17	17	100%	
	宮城 相談関係機関ネットワーク連絡会議	H13.5.30	31	25	25	100%	
	秋田 県民相談に係る関係機関等連絡協議会	H13.4.26	37	15	15	100%	
	山形 県民相談相互支援ネットワーク	H13.8.27	25	15	14	93%	
	福島 そうだんネット福島	H13.11.12	26	28	28	100%	
	警視庁 相談業務相互支援ネットワーク	H13.6.15	28	101	101	100%	
関東	茨城 相談業務関係機関連絡会議	H12.12.25	28	28	28	100%	
	栃木 県民相談相互支援ネットワーク	H13.2.28	32	23	16	70%	
	群馬 県民相談相互支援ネットワーク	H13.5.29	33	20	20	100%	
	埼玉 県民相談相互支援ネットワーク	H13.2.15	13	39	38	97%	
	千葉 相談業務相互支援ネットワーク	H13.4.10	29	41	41	100%	
	神奈川 県民相談に係る関係行政機関検討会	H13.2.19	24	53	0	0%	
	新潟 新潟地区関係機関連絡会議	H13.7.16	4	33	13	39%	
	山梨 県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.22	13	15	15	100%	
	長野 相談業務担当者会議	H12.12.15	28	25	25	100%	
	静岡 静岡県相談業務相互支援ネットワーク	H14.9.2	76	29	29	100%	
	中部	富山 県民相談ネットワーク連絡会議	H13.6.29	29	16	9	56%
石川 県民相談にかかる関係機関連絡会		H13.5.28	24	15	15	100%	
福井 相談相互支援ネットワーク		H13.7.26	44	14	14	100%	
岐阜 相談関係業務担当者連絡会議		H14.10.8	6	23	23	100%	
愛知 相談業務関係機関等連絡会議		H13.12.11	52	46	46	100%	
三重 三重県相談窓口担当連絡会議		H13.9.11	6	18	8	44%	
滋賀 滋賀県民相談ネットワーク		H13.9.25	23	14	13	93%	
近畿	京都 府民相談相互連絡ネットワーク会議	H13.2.16	16	28	28	100%	
	大阪 相談業務に関する事務担当者会議	H13.1.30	15	64	62	97%	
	兵庫 兵庫県相談関係機関連絡協議会	H14.3.22	20	52	52	100%	
	奈良 相談業務関係機関ブロック別連絡会	H12.12.8	28	16	16	100%	
	和歌山 相談ネットワーク和歌山	H14.7.24	17	14	13	93%	
	中国	鳥取 鳥取県相談業務関係機関ネットワーク	H13.9.7	12	9	0	0%
		島根 島根県相談業務相互支援ネットワーク	H13.8.30	36	12	12	100%
岡山 相談業務相互支援ネットワーク		H12.10.2	15	23	23	100%	
広島 広島県・広島地区相談業務ネットワーク		H13.2.27	66	27	27	100%	
山口 山口県相談関係機関ネットワーク		H13.2.6	29	26	26	100%	
四国	徳島 県民相談に係る関係機関等連絡会議	H13.12.20	19	15	14	93%	
	香川 香川県相談業務支援ネットワーク	H13.9.11	25	13	13	100%	
	愛媛 愛媛相談支援ネットワーク	H14.10.24	12	16	16	100%	
	高知 県民相談相互支援連絡会議	H13.9.21	27	16	16	100%	
	九州	福岡 県民相談相互支援連絡協議会	H13.7.31	18	40	40	100%
佐賀 県民相談相互支援ネットワーク		H13.11.19	20	14	7	50%	
長崎 長崎官公庁苦情相談連絡協議会		H13.10.2	16	24	24	100%	
熊本 県民相談相互支援ネットワーク		H13.11.30	16	23	23	100%	
大分 相談業務関係機関・団体連絡会議		H13.2.9	17	17	0	0%	
宮崎 宮崎県相談業務対策協議会		H13.2.16	28	13	13	100%	
鹿児島 相談業務関係機関・団体連絡会議		H12.11.14	23	28	28	100%	
沖縄 沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク		H13.2.20	36	14	14	100%	
構築数	全都道府県			1246	1109	89%	

## 課題2 「国民のための警察」の確立

【評価の対象とした政策の名称】 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

(政策所管課：捜査第二課)

### 1 政策の内容

告訴・告発への取組みの強化

〔 告訴・告発については、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。 〕

### 2 実施事項

#### (1) 体制の強化

告訴・告発を適正に受理し、迅速に事件処理するための体制を確立するため、地方警察官の増員等の体制強化を図った。

#### (2) 告訴・告発の適切な受理及び処理のための取組み

##### ア 適切な受理及び迅速な処理

都道府県警察においては、

告訴・告発の相談がなされた場合は、原則として警察署の刑事課長等の幹部が対応することとし、速やかにその内容を警察署長に報告するとともに、警察本部主管課と連携し受理・不受理の適正な判断を行う  
警察署の刑事課長等は、告訴・告発を受理した場合は、捜査の進ちょく状況を警察署長に報告する

警察本部主管課は、定期的に報告を受けるなどして告訴・告発の処理状況を把握するとともに、巡回指導や捜査員の派遣による支援や捜査指導等を行う

ことにより、適切な受理及び迅速な処理の確保を図っている。

##### イ 告訴・告発強化月間等の実施

集中的かつ効率的な告訴・告発の捜査を推進するため、都道府県警察において、告訴・告発捜査強化月間等を実施している（平成14年度は45都道府県警察、15年度及び16年度は全都道府県警察で実施）。

##### ウ 検察・警察協議会の設置

未処理の告訴・告発について、都道府県警察と地方検察庁の幹部による協議会を設置しその処理方針等を協議している（平成16年5月までに全都道府県で設置）。

#### (3) 指導・教育の強化

##### ア 告訴専門官会議の開催

平成12年以降、毎年、全国の告訴専門官を対象とする告訴専門官会議を開催し、告訴・告発の現状認識、適正化に向けた告訴専門官の役割、迅速的確な捜査の推進方策等について協議した。

注：告訴専門官とは、警察署における告訴・告発の取扱いの現状を常に把握

するとともに、専門的・技術的指導等を行うために、各都道府県警察本部捜査第二課に設置された職であり、民・商事に係る法令・実務知識に通暁した警視又は警部の階級にある者をもって充てられている。

イ 告訴・告発捜査専科の実施

平成13年度以降、毎年、告訴専門官を補助する警部又は警部補を対象とした告訴・告発捜査専科を実施し、告訴・告発の現状と問題点、相談への対応、受理、処理の要領等について教育した（16年度の専科生は30名）。

ウ 都道府県警察に対する業務指導の強化

平成12年以降、毎年、警察庁職員が都道府県警察本部、警察署に赴き、告訴・告発に関する実態調査及び指導を行っている。

エ 都道府県警察に対して、告訴・告発捜査強化月間等の指定、検察との連絡協議会の設置等を推奨した。

(4) 評価の見直し

告訴・告発事件への取組みについては、社会的反響の大きいものや立証に困難を伴う事件もあり、着実に捜査を行っている部署・個人を十分に評価し、その士気高揚を図るため、平成12年以降、告訴・告発事件捜査に係る賞揚を行っている。また、これに伴い、各都道府県警察においても、同様に評価を見直している。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 告訴・告発の受理・処理件数

平成16年の告訴・告発の受理件数は2,468件で、11年に比べ96件(4.0%)増加し、処理件数は2,742件で、11年に比べ314件(12.9%)増加している。一方、16年の未処理件数は3,257件で、11年に比べ282件(9.5%)増加している。

ア 告訴・告発の受理件数・処理件数・未処理件数の推移

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
受理件数	2,372	3,449	3,319	3,035	2,547	2,468
処理件数	2,428	2,713	3,167	3,339	2,579	2,742
未処理件数	2,975	3,715	3,867	3,563	3,531	3,257

イ 告訴・告発の処理状況

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
受理後1年未満	1,501 (61.8%)	1,772 (65.3%)	2,074 (65.5%)	2,041 (61.1%)	1,474 (57.2%)	1,589 (58.0%)
受理後1年以上	927 (38.2%)	941 (34.7%)	1,093 (34.5%)	1,298 (38.9%)	1,105 (42.8%)	1,153 (42.0%)
合計	2,428 (100%)	2,713 (100%)	3,167 (100%)	3,339 (100%)	2,579 (100%)	2,742 (100%)

#### ウ 告訴・告発の未処理状況

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
受理後1年未満	1,218 (40.9%)	1,936 (52.1%)	1,891 (48.9%)	1,569 (44.0%)	1,494 (42.3%)	1,325 (40.7%)
受理後1年以上	1,757 (59.1%)	1,779 (47.9%)	1,976 (51.1%)	1,994 (56.0%)	2,037 (57.7%)	1,932 (59.3%)
合計	2,975 (100%)	3,715 (100%)	3,867 (100%)	3,563 (100%)	3,531 (100%)	3,257 (100%)

注：いずれも、知能犯罪に係る告訴・告発の統計である。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 告訴・告発の受理・処理に関する取組みが強化され、告訴・告発に関する苦情件数は減少傾向にあり、告訴・告発の受理・処理の適正化が図られていると考えられる。

イ 未処理事件数は、平成13年をピークに減少しており、体制の強化等により一定の効果があったものと考えられる。

##### (2) 改善等を要する事項

ア 告訴・告発処理要員に加え多くの捜査員を告訴・告発処理に集中的に運用し、未処理事件の処理に努めていたが、15年以降、振り込め詐欺等の知能犯の認知件数が大幅に増加（14年62,751件、15年74,754件、16年99,258件）したことから、告訴・告発係以外の捜査員を集中的に運用することができなくなったなどの理由により、14年に比べ、処理件数が減少している。

このため、今後、捜査体制を確保するなどして、迅速的確な捜査の推進に努める必要がある。

イ 告訴人への説明不足等により、不受理や処理の遅延等を内容とする苦情がなされることがあることから、告訴・告発の受理・処理の一層の適正化を図る必要がある。

## 課題2 「国民のための警察」の確立

【評価の対象とした政策の名称】 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

(政策所管課：人事課)

### 1 政策の内容

職務執行における責任の明確化

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更を実施し、警察官等の職務執行における責任を明確化し、職務執行の適正を担保することにより、国民の信頼回復を図る。

### 2 実施事項

#### (1) 窓口職員等の名札の着用

警察庁（内部部局、附属機関及び地方機関）においては平成13年1月から、都道府県警察においては同年6月から、窓口職員等の名札の着用を実施した（名札を着用する職員については別添資料参照）。

#### (2) 警察官等の識別章の着装

平成13年2月1日から6月30日までの間に、全都道府県警察合計175警察署において識別章の着装を試行実施した（約2万人が対象）。また、識別章の着装について、第一線警察官に対するアンケート及び都道府県警察に対する意見照会を実施した。



【識別章(階級章一体型)】

これらの意見等を踏まえデザインを決定し、警察法施行令、警察官の服制に関する規則等を改正し、14年10月から実施した。

#### (3) 警察手帳の形状変更

試作品を作成し、第一線警察官に対するアンケート及び都道府県警察に対する意見照会を実施した。

これらの意見等を踏まえデザインを決定し、警察法施行令、警察手帳規則等を改正し、平成14年10月から実施した。



【警察手帳(縦開き・バッジ型)】

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 窓口職員等の名札の着用

都道府県警察に対し、平成17年5月に調査を実施したところ、職責の自覚が促されているとする都道府県警察がほとんどであり、事後の問い合わせ等が円滑になされるようになったなどの効果を挙げる都道府県警察も多数見られた。

#### (事例)

相談業務において、相談者が名札により担当者の名前を覚えていたことから、業務が円滑に進んだ。

(2) 警察官等の識別章の着装

都道府県警察に対し、平成17年5月に調査を実施したところ、職責の自覚が促されているとする都道府県警察がほとんどであり、事後の問い合わせ等が円滑になされるようになったなどの効果を挙げる都道府県警察も見られた。

(事例)

市民から識別章について質問された警察官が、その意味を説明したところ、「分かりやすくなったんですね」、「警察もオープンになってきたのですね」などと好評を得た。

(3) 警察手帳の形状変更

都道府県警察に対し、平成17年5月に調査を実施したところ、職責の自覚が促されているとする都道府県警察が多数見られ、捜査活動の円滑化に資するなどの効果を挙げる都道府県警察も多数見られた。

(事例)

交通違反を検挙した際に違反者から警察手帳の提示を求められたが、提示したところ、「前より見やすい」と好印象を示し、円滑な職務執行につながった。

4 評価の結果

(1) 効果

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更により、職責の自覚が促されている。

(2) 改善等を要する事項

上記の効果を維持するためには、施策の意義について、職員及び国民に対して引き続き周知徹底する必要がある。

## 名札を着用する職員

### 警察庁職員

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 行政相談
- 4 地方警務官及び警察庁職員に係る贈与等報告書の閲覧に関する事務
- 5 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 6 個人情報ファイル簿の管理に関する事務

### 都道府県警察職員

警察庁において名札を着用すべき業務の一例を都道府県警察に示しており、これに基づいて、各都道府県警察において名札着用業務等が定められている。

### 名札を着用すべき業務の一例

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 遺失・拾得物の受理及びその還付並びに証紙の売払い
- 4 留置場受付における接見申出受理及び差入等物品の授受
- 5 警察総合相談、警察安全相談及び広聴
- 6 防犯対策に関する事務
- 7 情報セキュリティの相談
- 8 警備業、古物営業及び質屋営業の許可、届出、申請等に関する事務
- 9 少年相談
- 10 危険物の運搬の届出に関する事務
- 11 風俗営業の許可等に関する事務
- 12 銃砲又は刀剣類所持の許可、火薬類の運搬の届出並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲り受け、輸入及び消費の許可に関する事務
- 13 警察署協議会、県警を語る会等部外の意見を聞く会議、会合等の実施
- 14 道路交通法に規定する通告に関する事務
- 15 交通事故相談
- 16 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- 17 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する事務
- 18 駐車許可及び自動車保管場所証明に係る事務
- 19 運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する事務
- 20 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 21 警察本部における暴力団関係相談

課題2 「国民のための警察」の確立

【評価の対象とした政策の名称】 1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

(政策所管課：総務課)

1 政策の内容

警察署協議会の設置

警察署協議会を開催することにより地域住民の要望・意見を把握するとともに、当該要望等を警察署の活動に反映させることにより、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) 平成12年の警察法改正により13年6月から警察署協議会制度が発足した。
- (2) 平成13年1月、「警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドラインの送付について」(平成13年1月29日警察庁丙総発第3号)及び「警察署協議会条例(モデル条例)等の送付について」(平成13年1月29日警察庁丁総発第21号)により、都道府県警察に対して警察署協議会の運営等について指示した。
- (3) 警察署協議会についてのリーフレットを作成(平成14年3月、15年3月、16年3月及び17年3月)し、その活動について広報した。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 警察署協議会の設置状況、委員構成及び開催状況等(平成17年6月1日現在。別添資料1参照)

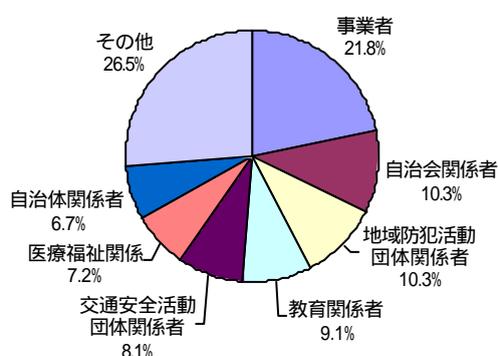
ア 警察署協議会数 1,242協議会(全国1,246警察署中)

イ 運営状況 年間平均開催回数 3.7回(1回当たり開催時間108.4分)

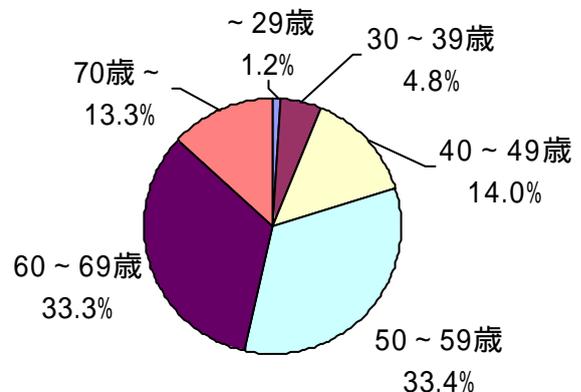
ウ 警察署協議会委員の構成

警察署協議会委員数 10,978人 うち女性委員3,581人(32.6%)

【委員の分野別構成】



【委員の年齢別構成】



- (2) 警察署協議会の活動事例(別添資料2参照)

ア 協議会の意見等を反映

### 信号機のサイクル調整

小学校の通学路上に、通行可能な時間が短いために、信号待ちの児童が歩道上に滞留したり、集団登校の一団が途切れたりする交差点があった。児童の事故を心配した垂井警察署協議会委員から改善要望があり、平成16年6月、信号機のサイクル調整をし、集団登校をする児童が安全に通行できるようになった（岐阜県垂井警察署協議会）。

### イ 協議会の自主的な取組み

#### 防犯灯の設置に向けた働き掛け

平成15年4月、放火事件が連続発生している十和田市内住宅街を視察した。視察結果を受けて、協議会から市や関係機関に防犯灯の設置を働き掛け、同年10月までに、住宅街や小学校の登下校路などに防犯灯や街路灯8基が設置された（青森県十和田警察署協議会）。

#### 条例の制定に向けた働き掛け

いわき市における「生活安全条例」の制定について、いわき中央警察署協議会を中心に、いわき市内の警察署、警察署協議会、防犯協会及び学識経験者等が検討を行い、「意見書」を市長に提出した。意見書を受けた市が条例案を議会に提出した結果、平成16年6月に「いわき市防犯まちづくり推進条例」が制定された。（福島県いわき中央警察署協議会ほか）

### ウ 協議会委員と警察署との協働

#### 飲酒運転防止に向けた取組み

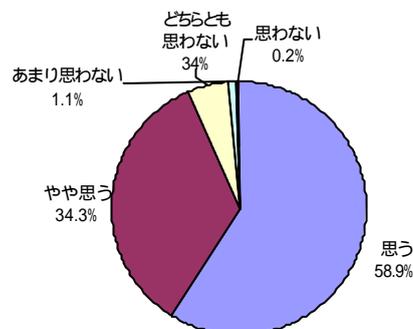
平成15年6月の協議会で、鳥取警察署管内では、罰則強化にもかかわらず飲酒運転が増加していることが議論となり、委員から「コンビニエンスストアでの深夜の酒類販売が原因の一つではないか」との意見が出された。これを受けて、同年9月、委員と警察署員が管内のコンビニエンスストアを訪問し、飲酒運転防止のポスターを手渡して来店者への呼び掛けを依頼した（鳥取県鳥取警察署協議会）。

### (3) 警察署協議会委員に対するアンケート調査結果

平成15年11月から16年1月までの間、9都道県の警察署協議会委員2,814人（回答数2,663人）を対象に警察署協議会の運営状況についてアンケートを実施した。

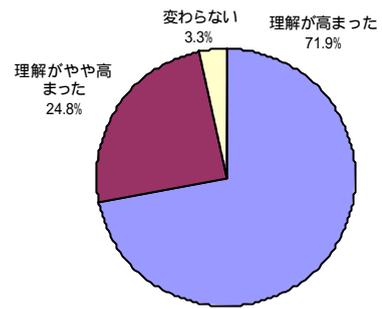
### ア 警察署協議会において発言された意見等が警察署の業務運営に反映されているか。

「思う」又は「やや思う」  
・・・・・・・・・・92.2%



イ 警察署協議会の委員となった後、警察業務の内容や地域の治安情勢に対する理解度が変わったか。

「理解が高まった」又は「理解がやや高まった」 . . . . . 96.7%



#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 全国の1,246警察署のうち、水上警察署等4警察署を除く1,242警察署に警察署協議会が設置され、平均して四半期に1回の割合で1回当たり108分開催されており、委員の出席率も87.6%と高い。また、外国人や学生を含め、幅広い分野、年齢層等から委員を委嘱しており、外国人委員から日本人と異なった視点の意見が出されるなど、地域住民の要望・意見を把握する場として機能している。

イ 警察署協議会委員から地域の実態に応じたきめ細かい要望・意見が出され、通学児童の交通安全のために信号機のサイクルを調整するなど、地域住民の要望・意見が警察署の業務運営に反映されている。また、警察署の統廃合や街頭犯罪抑止計画の策定に当たり、地域住民の要望・意見を把握し、反映させる場として機能している。

ウ 警察署の業務運営に関し、地域住民が要望・意見を述べ、警察署長が説明し、理解と協力を求めることにより、警察署協議会委員の警察活動への理解が深まるとともに、地域の安全を確保するために警察署協議会自らが自主的な取り組みを行ったり、警察署と協働して活動するようになるなど、警察活動について地域住民の理解と協力を得る場として機能している。

##### (2) 改善等を要する事項

ア 依然として、地域防犯活動団体や交通安全活動団体といった警察関係団体の関係者の委員の委嘱が2割程度ある。警察署協議会の大きな役割の1つとして、日ごろ警察に意見を表明する機会のない人から多様な要望・意見を聴取し、警察署の業務運営を改善することがあり、更に幅広い分野からの委員の委嘱を推進する必要がある。また、委員の任期についても、長期となればなれ合いとなるおそれがあることから、再任制限に配慮する必要がある。

イ 警察署協議会の形骸化を防ぎ、今後とも、警察署協議会が有効に機能するためには、警察側の説明に偏ることなく、警察署長が幅広く地域住民の要望・意見を聴取し、これに誠実に対応して、一方で警察署の業務運営を改善するとともに、他方で警察署長が十分な説明を行うことにより住民の理解と協力を得るよう努めることが必要である。このため、警察署長自らが警察署協議会の運営に自ら主体的に取り組むことの重要性を徹底する必要がある。

ウ ほとんどの警察署で警察署協議会の議事概要を公表しているが、一部公表を行っていない協議会もみられる。警察署協議会は地域住民の要望・意見を把握し、これを警察署の業務運営に反映させる場であり、議事概要等を公表し、地域住民に周知することが重要であることを徹底する必要がある。

## 警察署協議会委員の構成等

		発足時 (平成13年)	平成 14年	平成 15年	平成16年	平成17年
協議会数		1,265	1,265	1,265	1,263	1,242
総委員数		11,065	11,014	11,084	11,054	10,978
分野別	教育関係	969	957	940	993	1,000
	医療福祉関係	810	751	855	847	793
	自治体関係	1,054	998	890	884	739
	法曹関係	247	244	216	208	172
	保護司	498	513	520	518	486
	地域防犯活動団体	1,088	1,103	1,235	1,270	1,127
	交通安全活動団体	982	961	961	976	885
	自治会等	1,463	1,452	1,190	1,195	1,135
	管内事業者等	1,971	2,174	2,293	2,272	2,392
	報道関係者等	-	-	33	38	37
	学生	-	-	-	-	24
	その他	1,983	1,861	1,951	1,853	2,182
性別	男性	8,231	8,156	7,842	7,774	7,391
	女性	2,834	2,858	3,242	3,280	3,581
	女性比率 (%)	25.6	25.9	29.2	29.7	32.6
年齢別	～ 19歳	5	0	2	1	2
	20～ 29歳	132	123	95	86	124
	30～ 39歳	571	487	504	450	515
	40～ 49歳	1,424	1,337	1,438	1,433	1,545
	50～ 59歳	3,601	3,426	3,497	3,345	3,658
	60～ 69歳	3,611	3,681	3,715	3,716	3,664
	70歳～	1,721	1,960	1,833	2,023	1,464
警察OB		46	42	22	23	20
外国人		24	22	27	27	28
公募委員		38	37	50	51	68
運営状況	年間平均開催回数(回)	-	4.5	3.7	4.0	3.7
	出席率 (%)	-	92.7	89.0	89.3	87.6
	平均開催時間(分)	-	113.6	110.0	113.6	108.4

(注) 各年 6月 1日現在 (運営状況については各年 6月 1日までの 1年間の集計)

報道関係者については、平成 15年から調査を実施

学生については、平成 17年から調査を実施

自治体関係 …… 委員のうち、都道府県及び市町村の職員

自治会等 …… 委員のうち、町内会その他自治会関係者

管内事業者等 …… 管轄区域内に事務所を置く事業者又はその従業員

## 警察署協議会の活動事例

### 1 協議会の意見等を反映

- (1) 警察と地域住民の合同パトロール」の実施  
平成14年1月、「市民、行政、私たちが一体となって協力しなければ市原の治安は良くなりません。みんなで努力しよう。」との市原警察署協議会の意見を受け、警察署では、犯罪発生が集中している地区の住民や諸団体に協力を呼び掛け、自治会、市及び関係諸団体との協力体制により、同年7月から、毎週1回、各地区において地域住民が主体となった「警察と地域住民の合同パトロール」を実施し、地域住民の間で防犯意識の高揚が図られた。(千葉県市原警察署協議会)
- (2) 郵便局との連携  
平成14年7月、「安全・安心まちづくり」のため、町内をくまなく知っている郵便局と連携してはどうか。」との徳山警察署協議会の意見を受け、同署では、郵便局はもとより地域全体で対処する必要があると判断し、徳山市長、徳山郵便局長等関係行政機関の長に対して趣旨等を説明し、連携強化を働き掛けた。同年10月、徳山市長、徳山郵便局長及び徳山警察署長が相互協力に関する協定書の調印を行い、管内19郵便局、集配勤務員約130人との情報交換等連携体制を確立した。(山口県徳山警察署協議会)
- (3) 街頭犯罪等抑止計画に意見を反映  
平成15年12月、人吉警察署協議会において、委員から「大規模店舗で少年の万引きが増加しており、対策が必要ではないか」との意見が出されたことを受け、人吉警察署で連絡協議会の設置、「万引き防止の日」の設定等の対策を講じるとともに、県警察の平成16年街頭犯罪等抑止計画の重点対象犯罪に万引きを加え、重点的な対策を推進した。(熊本県人吉警察署協議会)
- (4) スキー場における防犯対策  
平成15年7月、「スキーシーズンになるとスキー場で窃盗事件が多発する。スキー場と連携した予防活動が必要。」との意見を受け、猪苗代警察署は、管内のスキー場などに働き掛け、警察署とスキー場が連携して盗難被害の防止に取り組むこととなった。平成16年2月、警察署にスキー場関係者を集めて「窃盗対策会議」を開催し、検討の結果、スキー場従業員による巡回等の防犯対策が実施されるようになった。(福島県猪苗代警察署協議会)
- (5) 電子メールによる犯罪発生情報等の提供  
「地域安全情報を市民に提供してほしい」との富山警察署協議会委員の提言に基づき、富山警察署では、県警が用いるパトロール音に由来して名付けた「ミ・ソ・ドメール」システムを構築し、平成16年2月以降発信している。子供を対象とした事案やひったくり等の発生状況、振り込め詐欺等からの被害防止を呼び掛ける情報、災害の発生速報等、住民に関係の深い情報について、学校やコンビニエンスストア、個人受信希望者等に対して配信しており、登録者は約1,900人に上る。市民からは、「子供を持つ母として安心できる」、「地域ぐるみで子供やお年寄りを守る活動にいかせる」などと好評を得ている。(富山県富山警察署協議会)
- (6) 信号機のサイクル調整  
小学校の通学路上に、通行可能な時間が短いために、信号待ちの児童が歩道上に滞留したり、集団登校の一団が途切れたりする交差点があった。児童の事故を心配した垂井警察署協議会委員から改善要望があり、平成16年6月、信号機のサイクル調整をし、集団登校をする児童が安全に通行できるようになった。(岐阜県垂井警察署協議会)
- (7) 自転車のマナーアップによる交通事故対策  
自転車に乗った女子高生がトラックに巻き込まれ死亡した事故を始め、自転車関連の交通事故が増加していることを憂慮し、協議会委員が「自転車のマナーアップを図ってほしい」と要望したことを受け、中央警察署は、自転車のマナーアップを平成16年度重点推進事項の一つに掲げ、区役所、国土交通省及び地域住民等と協力して、マナーの悪い運転者への指導、放置自転車の撤去、反射シールのはり付け、児童等を対象とした安全教育等を実施した。その結果、悪質な運転者が減少し、自転車事故の激増に歯止めが掛かった。(福岡県中央警察署協議会)

(8) 警察署の統廃合に関する要望を反映

平成17年4月に本郷警察署が廃止され岩国警察署に統合されることについて、本郷警察署協議会委員から要望を聴取したところ、犯罪に対応するための十分な体制の確保、交番での免許事務の実施等について要望が出された。これに対し、警部を署長とする幹部交番を新設し、初動体制を強化するとともに、幹部交番に交通課員を配置し、免許事務を実施するなどの措置を講じた。(山口県本郷警察署協議会)

## 2 協議会の自主的な取り組み

(1) 防犯灯の設置に向けた働き掛け

平成15年4月、放火事件が連続発生している十和田市内住宅街を視察した。視察結果を受けて、協議会から市や関係機関に防犯灯の設置を働き掛け、同年10月までに、住宅街や小学校の登下校路などに防犯灯や街路灯8基が設置された。(青森県十和田警察署協議会)

(2) 条例の制定に向けた働き掛け

いわき市における「生活安全条例」の制定について、いわき中央警察署協議会を中心に、いわき市内の警察署、警察署協議会、防犯協会及び学識経験者等が検討を行い、「意見書」を市長に提出した。意見書を受けた市が条例案を議会に提出した結果、平成16年6月に「いわき市防犯まちづくり推進条例」が制定された。(福島県いわき中央警察署協議会ほか)

(3) 関係会議設置に向けた市への働き掛け

八日市場警察署が市町村単位に働き掛けていたものと同様にしていた「高齢者交通事故防止対策推進会議」の設置について、協議会会長が自ら市長に要望を行い、設置に向けた取り組みを本格化させた。(千葉県八日市場警察署協議会)

(4) 協議会委員による講演

加須警察署長から「どうしたら効果的な情報発信ができるか」と諮問を受け、加須警察署協議会は、協議会委員が地域住民に対し、協議会活動を通じて得た知識等を発信することが効果的な情報発信となり得るとの意見を出した。平成16年7月、町大学講座受講者を対象に協議会委員が自主防犯に関する講演を行ったところ、参加者からは、「身近な犯罪情勢を聞いて自主防犯意識の重要性を再認識させられ、勉強になった。」、「自主防犯は社会参加に繋がるもので、ライフワークに取り入れる必要がある。」と公表であった。(埼玉県加須警察署協議会)

(5) 安全・安心まちづくりセミナーの開催

平成16年11月、天童市と天童警察署協議会が「安全・安心まちづくりセミナー」を共催し、警察本部長の基調講演や農業協同組合、特別養護老人ホーム職員等の関係団体による活動事例発表等を通じて、参加した多くの市民のまちづくりに対する意識が高まった。(山形県天童警察署協議会)

## 3 協議会委員と警察署との協働

(1) 犯罪抑止に向けた市への働き掛け

桑名警察署と共同して市に犯罪防止や少年非行防止を働き掛けたところ、平成15年3月、市議会で「桑名市民の生活安全の推進に関する条例」が制定されたほか、平成15年度から、新たに結成された防犯パトロール隊により夜間を含めた市内パトロールが行われるようになった。(三重県桑名警察署協議会)

(2) 飲酒運転防止に向けた取り組み

平成15年6月の協議会で、鳥取警察署管内では、罰則強化にもかかわらず飲酒運転が増加していることが議論となり、委員から「コンビニエンスストアでの深夜の酒類販売が原因の一つではないか」との意見が出された。これを受けて、同年9月、委員と警察署員が管内のコンビニエンスストアを訪問し、飲酒運転防止のポスターを手渡して来店者への呼び掛けを依頼した。(鳥取県鳥取警察署協議会)

## 課題2 「国民のための警察」の確立

### 【評価の対象とした政策の名称】 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

(政策所管課：地域課)

#### 1 政策の内容

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

国民は安心して暮らせる社会の実現を求めているところ、国民の身近にあつて制服で行われる地域警察官によるパトロールを強化することなどによつて国民の犯罪に対する不安感を軽減することにより、警察に対する国民の信頼確保を図る。

#### 2 実施事項

- (1) 「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等について」(平成13年8月10日付け警察庁丙地発第35号)により、都道府県警察に対し、国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針を示し、パトロールの強化に最優先で取り組むよう指示するとともに、駐在所の機能の維持発展について指示した。

また、「治安を回復するための街頭活動の強化について」(平成16年12月28日付け警察庁丙地発第36号)により、都道府県警察に対し、引き続き街頭活動を強化するよう指示した。

- (2) 「治安情勢に対応した交番機能の強化について」(平成15年12月25日付け警察庁丙地発第37号ほか)により、都道府県警察に対し、交番勤務員の増配置、交番の配置見直しを行うことにより交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる空き交番を解消するとともに、交番相談員や警ら用無線自動車の活用により交番に対する支援機能を充実させ、交番機能の強化を図るよう指示した。

注1：いわゆる空き交番を解消するため、交番には原則として1当務に2人以上の地域警察官を配置することとしている。管内の警察事象が少ない交番は、例外的に5人以下(三交替制の場合。四交替制で運用している警視庁では7人以下)の配置となるが、このような交番については、交番相談員やパトカーによる補完体制を確立することとしている。

注2：交番相談員とは、交番等で事件・事故発生時の警察官への連絡、住民の意見・要望の聴取、遺失・拾得届の受理、被害届の代書及び預かり、地理案内等の業務に従事する、警察官の身分を有しない非常勤の職員をいう。

- (3) 地域警察部門全体の職務執行能力の向上を図るため、平成9年に指定された1人に加え、極めて卓越した職務質問技能を有する地域警察官6人(13年2人、15年3人、16年1人)を新たに警察庁指定広域技能指導官として指定した。

注：警察庁指定広域技能指導官とは、極めて卓越した専門的な技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定するもので、都道府県警察の枠組みにとられず、職務質問技能の指導者等の育成に当たっている。

- (4) 交番機能を強化するとともに、犯罪に迅速かつ的確に対応するため、地方警察官の増員や車両の整備等の体制の強化を図った。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 交番勤務員の配置状況

平成17年4月1日現在、6,455か所の交番に交番勤務員が4万6,863人配置されている。13年4月1日現在と比べ、交番は58か所減少し、交番勤務員は3,794人増加している。その結果、1交番当たりの交番勤務員の平均配置人員は、13年は6.6人であったものが、17年には7.3人に増加している。

(各年4月1日現在)

	13年	14年	15年	16年	17年
配置人員	6.6	6.6	6.7	7.0	7.3
交番勤務員数	43,069	43,364	43,860	45,420	46,863
交番数	6,513	6,528	6,556	6,509	6,455

#### (2) 交番相談員の配置状況

平成16年12月末現在、交番相談員3,075人を2,874か所の交番に配置しており13年12月末現在に比べ、人員では984人、配置箇所数では784か所増加している。

(各年12月末現在)

	13年	14年	15年	16年
配置人員	2,091	2,178	2,280	3,075
配置箇所数	2,090	2,178	2,270	2,874

#### (3) コミュニティルームの整備状況

地域住民との情報・意見の交換の場や、防犯ボランティアと連携した活動等の拠点となるコミュニティルームが設置されている交番及び駐在所の数は、平成16年4月1日現在、全国で3,350か所（全交番及び駐在所数の23.8%）で、13年4月1日現在と比べ、580か所（20.9%）増加している。

(各年4月1日現在)

	13年	14年	15年	16年
コミュニティルーム設置交番数	1,171	1,259	1,346	1,449
コミュニティルーム設置駐在所数	1,599	1,722	1,822	1,901
合計	2,770	2,981	3,168	3,350

#### (事例)

地域住民が結成した防犯ボランティア団体との合同パトロールの拠点として、駐在所のコミュニティルームを活用している（青森）。

交番のコミュニティルームにおいて、地域住民と管轄地域の治安情勢に関する情報交換を行っている（千葉）。

#### (4) 地域警察官による検挙状況

平成16年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は32万3,615人で、13年に比べ7万6,943人（31.2%）増加した。16年中の刑法犯検挙人員のうち、83.2%が地域警察官によるものであり、その比率は13年に比べ7.4ポイント増加してい

る。

また、16年中に、地域警察官が街頭等で行った職務質問による刑法犯検挙件数は15万9,862件で、13年に比べ5万2,087件(48.3%)増加している。

ア 地域警察官による検挙人員

	13年	14年	15年	16年
刑法犯検挙人員	325,292	347,558	379,602	389,027
うち地域検挙	246,672	269,501	307,228	323,615
地域検挙比率	75.8%	77.5%	80.9%	83.2%

イ 地域警察官の職務質問による検挙件数

	13年	14年	15年	16年
検挙件数	107,775	117,012	142,947	159,862

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等を進めた結果、1交番当たりの交番勤務員の平均配置人員が増加するとともに、交番相談員の配置箇所数が増加したことにより、空き交番の数は、平成17年4月1日現在、全国で1,222か所(全交番数の18.9%)となり、16年4月1日の1,925か所(全交番数の29.6%)に比べ703か所減少しており、その解消が推進されている。

イ 交番及び駐在所のコミュニティルームの活用等により、地域に密着した地域警察活動が推進されている。

ウ 地域警察官による街頭における活動が強化され、地域警察官の街頭での職務質問による検挙等が推進された結果、刑法犯検挙人員が増加するなど、犯罪の抑止と検挙に一定の成果が認められる。

##### (2) 改善等を要する事項

ア 国民の犯罪に対する不安感を軽減するためには、地域に密着した形で行われる地域警察官によるパトロールを始めとする街頭活動等を今後とも強化し、犯罪の抑止と検挙を図る必要がある。

イ 警察官の不在が常態化しているいわゆる空き交番については、減少しつつあるものの依然として多く、平成19年春を目途に解消が実現できるよう取り組みを進めていく必要がある。

ウ 地域住民との連携を強化し、地域住民とともに地域社会の安全の確保を図り、地域住民の安心感の醸成を図る必要がある。

## 課題2 「国民のための警察」の確立

【評価の対象とした政策の名称】 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

(政策所管課：生活安全企画課)

### 1 政策の内容

犯罪のないまちづくりの推進

犯罪を減少させ、市民が犯罪の被害に遭いにくい、安全に安心して暮らせる地域社会を形成することで、国民が感じる犯罪への不安感を軽減し国民の信頼を確保する。

### 2 実施事項

(1) 平成13年度及び14年度に国費によるモデル事業として、15年度及び16年度に補助事業として、道路、公園等に街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)を整備した。

注：スーパー防犯灯とは、非常用赤色灯、非常ベル、連絡用モニターカメラ、インターホン等を装備した緊急時に警察に直接通報できる防犯灯をいう。

(2) 平成14年以降、防犯まちづくりに関する調査検討を関係機関と連携して行った。

(3) 「防犯モデルマンション制度」の運用や「防犯建物部品」の開発・普及を促進し、防犯基準に適合した共同住宅等の普及を推進した。

(4) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律が平成15年9月1日に施行され、同法に基づく取締りを推進した。

また、同法のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定が16年1月から施行され、シリンダー錠等について、ピッキングにより解錠するまでに要する時間等、製造・輸入業者が表示すべき事項やその表示方法が統一的に定められ、それに基づく表示制度の運用が同年4月から開始された。

(5) 平成16年6月、警察庁では「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」を策定し、自主防犯活動の活性化に向けた支援を実施した。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

(1) スーパー防犯灯の整備状況等

平成13年度は、11年11月に経済対策閣僚会議において策定された「歩いて暮らせる街づくり」構想に基づき定められたモデル地区のうち、10地区を選定し、スーパー防犯灯を190基整備した。

14年度は、国土交通省と連携して「安全・安心モデル街区」を定め、その整備事業として10か所の街区を選定し、スーパー防犯灯を50基整備した。

15年度は、補助事業として、犯罪が多発している3地区に43基を整備した。

16年度は、補助事業として、16地区に125基整備した。

(事例)

### 公然わいせつ被疑者の検挙

平成15年8月、通報者（女性）が帰宅中、下半身を露出した男が、しばらく後をつけてきたことから、公園内に設置しているスーパー防犯灯により警察へ通報した。この通報により臨場した交番勤務員が男を発見し、検挙した（千葉）。

### ひったくり被疑者の検挙

平成14年10月ころ、千里ニュータウン周辺の大阪府吹田市、豊中市内において多発していた、高齢女性を対象とした特異手口のひったくり事件が発生し、被害者が最寄りのスーパー防犯灯により被害を通報した結果、ひったくりを敢行する犯人がスーパー防犯灯に撮影されており、これを基に被疑者を特定し、15年1月、検挙した（大阪）。

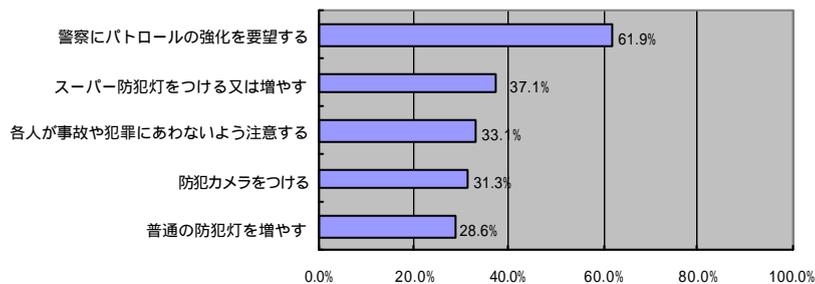
### 迷子事案の解決

平成14年6月、新潟県上越市内に居住する未就学の子ども2人が、自転車で外出したまま帰宅しなかったため、両親からの通報を受けた所轄警察署では、全署員を招集し、捜索を行っていたところ、外出後約6時間経過した午後9時ころ、子ども自らがスーパー防犯灯の通報ボタンを押して助けを求めたので、臨場した警察官が保護の上、両親に引き渡した（新潟）。

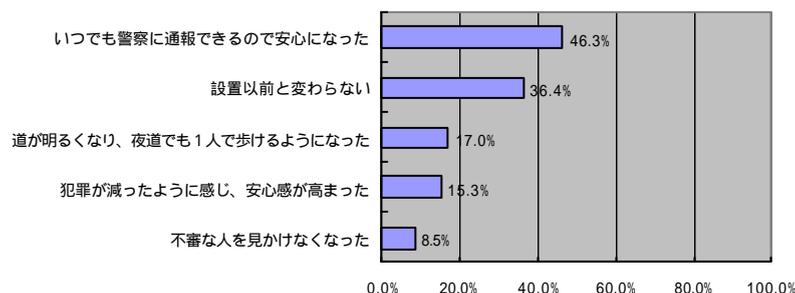
## ウ 意識調査の実施結果

平成13年度及び14年度に国費によるモデル事業としてスーパー防犯灯が整備された全国20地区の周辺に住む12歳以上の男女に対し、スーパー防犯灯に関する意識調査を行った（各地区100人計2,000人が回答）。

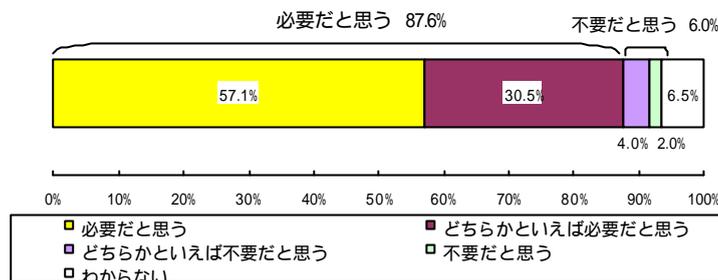
(ア) あなたのお住まいの地域で、地域の安全を守るためにできること、すべきことはどのようなことだと思われませんか。（全員対象 / 複数回答）



(イ) あなたはスーパー防犯灯が設置されていることで、設置前に比べてどのように変わったと感じていますか。（スーパー防犯灯の設置を知っている者1,005人対象 / 複数回答）



(ウ) スーパー防犯灯は、地域の防犯機能を高めるために、必要だと思いますか。(全員対象)



(2) 防犯まちづくりに関する関係機関との連携状況

ア 「防犯まちづくり関係省庁協議会」における調査検討

平成14年4月、都市再生本部決定「全国都市再生のための緊急措置」のテーマとして防犯まちづくりが設定され、警察庁と内閣官房都市再生本部、国土交通省及び文部科学省で構成された「防犯まちづくり関係省庁協議会」において、都府県警察、地方公共団体と協働し、全国の6モデル地区で、犯罪が起こりにくく、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関するケーススタディを実施した。その後、検討結果を15年7月に「防犯まちづくりの推進について」として取りまとめた。

イ 「防犯まちづくりの推進について」の概要

従来は接点の乏しかった防犯とまちづくりを相互に組み込んだ対応が必要であることから、関係省庁と連携して市街地を「まちなかの商住混在地区」等5類型に分け、死角の多さや匿名性等犯罪発生との関係から特性を整理した「防犯まちづくりの基本的な考え方と進め方」や道路等の夜間における照度の確保、公園等の植栽の見直しの確保について規定した「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」等を策定した。

(3) 防犯基準に適合した共同住宅等の普及の推進状況

ア 平成16年12月末現在、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを「防犯モデルマンション」として登録又は認定する制度を、次の8都道府県において運用している。

	名称	運用開始時期
広島県	「防犯モデルマンション登録制度」	11年9月
静岡県	「防犯モデルマンション認定制度」	13年9月
大阪府	「大阪府防犯モデルマンション登録制度」	13年11月
大分県	「大分県防犯モデルマンション・駐車場登録制度」	15年7月
北海道	「防犯モデルマンション認証制度」	15年9月
京都府	「京都府防犯モデルマンション登録制度」	16年5月
愛媛県	「愛媛県防犯モデルマンション登録制度」	16年7月
東京都	「東京防犯優良マンション・駐車場登録制度」	16年10月

## イ 「防犯建物部品」の開発・普及

警察庁では、平成14年11月より国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体と共に、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を開催し、官民が連携した建物部品の防犯性能試験を実施している。15年度中に実施した試験結果に基づき、侵入までに5分間以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品15種類約2,300品目を登載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表した。また、同年5月には、この目録に登載された建物部品に共通して使用する標章である「CPマーク」を制定した。同年10月には、新たに目録に建物部品を登載し、合計2,458品目とするとともに、「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表した。

### (4) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙状況

同法により正当な理由によらない特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の隠匿携帯が禁止され、平成17年9月までに同法違反で計1,183件、1,344人を検挙している。

	15年(9月～12月)	16年(1月～12月)	17年(1月～9月)
検挙件数	227	572	384
検挙人員	263	648	433

#### (事例)

平成15年9月、警ら中の警察官が、民家の様子をうかがっている被疑者に職務質問したところ、マイナス型ドライバー1本、白手袋を所持していた。さらに、ドライバーの携帯目的について追及した結果、被疑者は「このドライバーと白手袋を使って空き巣に入ろうとしていた」旨供述したことから、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で検挙した。その後の捜査により、窃盗(空き巣)等を敢行していたことが判明した(兵庫県)。

平成16年2月、捜査員が手配車両を発見し、職務質問したところ、車両内からバール5本、ドライバー1本を発見したことから、運転手を含む中国人7人を特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で検挙した。その後の捜査により、東北・関東一円(1都16県)において広域窃盗を繰り返していた中国人窃盗グループ合計26人を検挙するに至った(山形県)。

### (5) 「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」に基づく自主防犯活動の支援

#### ア 自主防犯ボランティア団体数の推移

警察では、自主防犯ボランティア団体に対して支援を行っているが、自主防犯ボランティア団体は、近年、急増している。

年別	15年12月31日現在	16年12月31日現在	17年6月30日現在
団体数	3,056	8,079	13,968

イ 「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」に基づき、ボランティア団体に対し必要な資器材の提供や犯罪情報等の発信を行うなど、自主防犯活動の支援を推進することとし、平成17年度には、全国100地区をモデル地区に指定し、自主防犯活動の拠点となる「地域安全安心ステーション」モデル事業を開始

した。

#### ウ 青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロールの開始

車両を用いた自主防犯パトロールの効果を向上させるため、国土交通省自動車交通局と協議し、平成16年11月、一定の要件の下、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装備することを認め、地域住民の自主防犯活動に対する支援を推進した。

### 4 評価の結果

#### (1) 効果

ア スーパー防犯灯の設置により、検挙や被害の拡大防止に結び付いた事例が認められ、また、意識調査の結果を見ると、地域の安全を守るためにすべきこととして、警察官によるパトロールの強化に次いで約4割の住民がスーパー防犯灯の整備を望んでいることなどから、スーパー防犯灯の整備は、住民の犯罪に対する不安感の解消に一定の効果があると認められる。

イ 関係省庁が連携し、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関する調査研究を実施し、その成果を全国に紹介するなど、防犯まちづくりに関する関係省庁の連携が進展した。

ウ 防犯モデルマンション制度の運用は、国民の生活の拠点である住宅に「防犯性」という新たな付加価値を与え、国民自身が侵入犯罪被害を防止する観点から住宅を選択することを可能とした。また、「防犯建物部品」の開発は、ドアや窓ガラス等の被害対象物の性能の向上に役立つとともに、防犯対策について国民の自主的な選択の幅を広げた。

エ 侵入窃盗の認知件数は、平成14年の338,294件をピークに15年は前年比5,061件(1.5%)の減少、16年は更に前年比42,638件(12.8%)減少している。特に、14年まで19,121件と多発していたピッキング用具を使用する侵入窃盗の認知件数は、16年には、4,355件と、14年に比べて14,766件(77.2%)減少し、また、15年に4,366件と多発したドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知件数は、16年には1,763件と、15年に比べて2,603件(59.6%)減少している。これらの大幅な減少は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律による取締りを強化したことや、国民に対して防犯対策の実施を呼び掛けたことによる効果であると考えられる。

オ 自主防犯ボランティア団体は、近年、急増しており、自主防犯活動の活性化が認められる。

#### (2) 改善等を要する事項

ア 平成16年のスーパー防犯灯のいたずらによる通報や誤報が、1,433件(13年度、14年度及び15年度設置分に係る件数)に上っており、使用方法についての広報啓発や通報訓練の実施等により、地域住民等に対し適切な活用について周知徹底を図る必要がある。

また、新たにスーパー防犯灯の整備を行うに当たっては、効率的な配置を行うために、設置場所について十分に検討するとともに、仕様の見直しを含め、コスト削減に努める必要がある。

イ 防犯まちづくり関係省庁協議会において取りまとめられた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」等に沿った取組みを更に進める必要がある。

ウ 防犯モデルマンション制度については、平成16年12月現在、8都道府県の実施であることから、今後、普及を推進する必要がある。

エ 「防犯建物部品」は、いまだ知名度が低いことや通常の建物部品に比べ高価であることなどから、出荷量が建物部品全体の1パーセントにとどまっている。防犯建物部品は、開発と普及が一体となって初めて効果を上げるものであることから、広報啓発や製品の低価格化等により普及を促進する必要がある。

オ 窃盗被疑者の中には手製の用具を所持・携帯している例も増えており、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の適正な運用を図るため、その実態の把握に努めるとともに、職員に対する教育を推進する必要がある。

カ 自主防犯活動の更なる活性化に加え、これまでに発足した防犯ボランティア団体がより地域に密着し、継続して活動できるための支援を行う必要がある。

## 課題2 「国民のための警察」の確立

【評価の対象とした施策の名称】 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

(政策所管課：交通規制課)

### 1 政策の内容

#### 事故のないまちづくりの推進

交通管制システムや信号機の機能を高度化して、交通の状況に応じた信号制御を行うなどの特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通安全と円滑の確保を図る。

注：特定交通安全施設等整備事業のうち評価の対象とした事業項目の名称・内容は、別添資料1のとおりである。

### 2 実施事項

交通安全施設等の整備事業の推進に関する法律等に基づき、主に次の施策を実施した。

- (1) 社会資本整備重点計画法が制定(平成15年3月31日公布、4月1日施行)され、政府において社会資本整備重点計画を策定した(平成15年10月10日閣議決定)。

注：社会資本整備重点計画においては、別添資料2のとおり、19年度までの5年間に、都道府県公安委員会が実施する特定交通安全施設等整備事業に係るアウトカム目標が定められた。

- (2) 歩車分離式信号に関する指針を制定した(平成14年9月)。

- (3) あんしん歩行エリア及び事故危険箇所を指定した(平成15年7月)。

注1：あんしん歩行エリアとは、死傷事故発生割合が高く、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する必要がある地区をいい、平成17年12月1日現在、796地区を指定している。

注2：事故危険箇所とは、死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発しており、集中的に交通安全施設等を整備する必要がある交差点・単路をいい、平成17年12月1日現在、3,956箇所を指定している。

- (4) 路側帯拡幅等による交通事故抑止対策実施要領を制定した(平成15年10月)。

- (5) 視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針を制定した(平成15年10月)。

- (6) 信号機設置の指針を制定した(平成16年8月)。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 特定交通安全施設等整備事業による主な交通安全施設の整備基数

	14年度の整備基数	15年度の整備基数	16年度の整備基数
集中制御化	2,589	2,461	2,643
プログラム多段系統化	542	673	815
半感応化	332	405	429
閑散時半感応化	425	360	290

右折感応化	161	172	226
多現示化	897	815	840
プログラム多段化	2,547	1,844	1,531
閑散時押ボタン化	68	80	61
速度感応化	26	47	11
高速走行抑止システム	10	16	11
対向車接近表示システム	13	13	12
高齢者等感応化	540	369	347
歩行者感応化	74	70	74
歩車分離化	-	132	112
歩車分離化	-	224	369
視覚障害者用付加装置	997	819	842
音響式歩行者誘導付加装置	239	150	104

注1：平成14年度の整備基数には、13年度第2次補正予算による整備分を含む。

注2：歩車分離化、については、15年度より特定交通安全施設等整備事業の事業項目として加えられた。

(2) 特定交通安全施設等整備事業に係る予算額（単位：百万円）

	14年度	15年度	16年度
予算額	37,101	35,000	32,727

注1：予算額は補正後予算額で事業費ベースである。

注2：予算額には都市再生プロジェクト施設整備推進費分を含む。

注3：平成13年度第2次補正予算額は、16,725百万円である。

(3) 死傷事故発生状況の推移

	14年	15年	16年
発生件数（件）	936,721	947,793	952,191
死者数（人）	8,326	7,702	7,358

(4) 死傷事故抑止効果等の分析

平成14年度から16年度までの3か年における特定交通安全施設等整備事業の一部による効果を計算すると、次のとおりとなる。

注：評価方法は、平成11年度から15年度までに実施した特定交通安全施設等整備事業による効果を基に、部外有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：大藏泉横浜国立大学教授）により確立された効果測定手法を用いた。

ア 死傷事故発生件数の抑止効果（別添資料3）

約2万9,500件（金額に換算して約930億円）

イ 交通円滑化効果（別添資料4）

約4,920億円

ウ 二酸化炭素排出量の削減効果（別添資料4）

約41万t - CO<sub>2</sub>

エ 経済便益（ア＋イ）

約5,850億円

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

平成14年度から16年度までの間の特定交通安全施設等整備事業の予算は、約1,216億円であるところ、これによる経済便益は、評価の対象とした事業による死傷事故発生件数の抑止効果及び交通円滑化効果に限っても、同期間中だけで投資費用の約4.8倍に当たる約5,850億円に達しており、高い効果が認められる。

##### (2) 改善を要する事項

交通を取り巻く情勢は依然として深刻であることから、今後とも、社会資本整備重点計画に沿って、死傷事故の抑止や交通の円滑化等に高い効果を発揮する特定交通安全施設等整備事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進する。

## 主な特定交通安全施設整備事業

事業項目	事業内容
・集中制御化	車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。
・高速走行抑止システム	高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。
・対向車接近表示システム	見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。
・プログラム多段化（多段系統化）	対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ（多段系統化は、複数の信号機の制御パターンを同期させる）、交通の流れを円滑にする。
・半感応化	幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先して青にする。
・プログラム多段化	信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。
・閑散時半感応化（押しボタン化）	幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知（歩行者の場合は押しボタン操作）した時のみ信号表示を変える。
・速度感応化	交差点に接近する車の速度を感知し、感知した車が安全に交差点を通過できるような信号制御を行う。
・右折感応化	右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。
・多現示化	右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。
・歩行者感応化	横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は横断青時間を短縮する。
・高齢者等感応化	高齢者や身体障害者等が、専用の押しボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。
・歩車分離化	歩行者と車両が交錯することを防ぐため、歩行者専用の青時間（方式の場合に設定する。方式はその他の制御方式によるものをいう。）などにより、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。
・視覚障害者付加装置	信号の表示内容を音響により視覚障害者に知らせるための装置を付加する。
・音響式歩行者誘導付加装置	視覚障害者等の歩行者に対してチャイムにより歩行者青信号の開始等を知らせるための装置を付加する。

**社会資本整備重点計画に定められた重点目標 (国家公安委員会 警察庁関係部分 )】**

**暮らし 《少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等》**

1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合

【信号機 約 4割(H14) 約 8割(H19)】

**安全 《総合的な交通安全対策及び危機管理の強化》**

道路交通における死傷事故率

【18件 / 億台キロ(H14) 約 1割削減(108件 / 億台キロ)(H19)】

- ・ あんしん歩行エリアの整備により、道路管理者と連携してH19までにエリア内の死傷事故を約 2 割抑止
- ・ 事故危険箇所対策の推進により、道路管理者と連携してH19までに対策実施箇所の死傷事故を約 3 割抑止
- ・ 信号機の高度化等により、H19までに死傷事故を約44,000件抑止

**環境 《地球温暖化の防止》**

運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出削減量

【地球温暖化対策推進大綱に基づき約4,530万t-CO<sub>2</sub>を削減 (H22)】

- ・ 信号機の高度化等により、H19までにCO<sub>2</sub>の排出量を約70万t-CO<sub>2</sub>抑止

**活力 《都市交通の快適性、利便性の向上》**

信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間

【H19までに対策実施箇所において約 1割短縮】

## 死傷事故発生件数の抑止効果

(単位:件)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成14年度	2,589	971	542	209	332	134	425	164	161	114
平成15年度	2,461	2,865	673	676	405	433	360	466	172	351
平成16年度	2,643	4,779	815	1,249	429	771	290	716	226	633
小計	7,693	8,614	2,030	2,134	1,166	1,338	1,075	1,346	559	1,098

事業 年度	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成14年度	897	673	2,547	2,203	68	18	26	8	10	5
平成15年度	815	1,957	1,844	6,001	80	57	47	32	16	17
平成16年度	840	3,198	1,531	8,921	61	95	11	51	11	30
小計	2,552	5,828	5,922	17,125	209	170	84	92	37	52

事業 年度	対向車接近表示		高齢者等感応化		歩行者感応化		歩車分離化		歩車分離化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成14年度	13	8	540	178	74	27	0	0	0	0
平成15年度	13	23	369	478	70	78	132	64	224	109
平成16年度	12	37	347	714	74	130	112	182	369	396
小計	38	67	1,256	1,371	218	235	244	246	593	505

事業 年度	視覚障害者用 付加装置		音響式歩行者 誘導付加装置		計
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成14年度	997	384	239	79	3,582
平成15年度	819	1,083	150	207	10,107
平成16年度	842	1,722	104	291	15,769
小計	2,658	3,189	493	577	29,458

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別添1参照。
- ・ 「抑止件数」とは、死傷事故の抑止件数である。
- ・ 整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度の抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

## 死傷事故抑止による経済便益

$$= 316.1 \text{万円 (事故1件あたりの経済的損失)} \times 29,458 \text{(事故抑止件数)}$$

$$= 9,311,674 \text{万円}$$

$$930 \text{億円}$$

交通事故による経済的損失に関する調査研究報告書 (内閣府政策統括官) より

## 交通円滑化効果

(時間便益)

(単位:億円)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成14年度	2,589	432	542	77	332	3	161	9	521
平成15年度	2,461	1,275	673	249	405	10	172	28	1,561
平成16年度	2,643	2,127	815	459	429	17	226	51	2,654
小計	7,693	3,833	2,030	784	1,166	30	559	88	4,736

(走行便益)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成14年度	2,589	17	542	3	332	0	161	0	20
平成15年度	2,461	50	673	10	405	1	172	1	61
平成16年度	2,643	83	815	18	429	1	226	2	104
小計	7,693	149	2,030	30	1,166	2	559	4	186

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度の経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

### 交通円滑化効果

$$= 4,736\text{億円 (時間便益)} + 186\text{億円 (走行便益)}$$

$$4,920\text{億円}$$

## 二酸化炭素排出量の削減効果

(単位: tCO<sub>2</sub>)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成14年度	2,589	37,100	542	6,585	332	540	161	443	44,668
平成15年度	2,461	109,467	673	21,348	405	1,737	172	1,359	133,910
平成16年度	2,643	182,607	815	39,427	429	3,092	226	2,453	227,579
小計	7,693	329,174	2,030	67,360	1,166	5,369	559	4,254	406,157

- ・ 整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度の削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

### 二酸化炭素排出量の削減効果

約 41万 t-CO<sub>2</sub>

## 課題2 「国民のための警察」の確立

### 【評価の対象とした政策の名称】 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

(政策所管課：生活安全企画課)

#### 1 政策の内容

##### ストーカー問題への対応

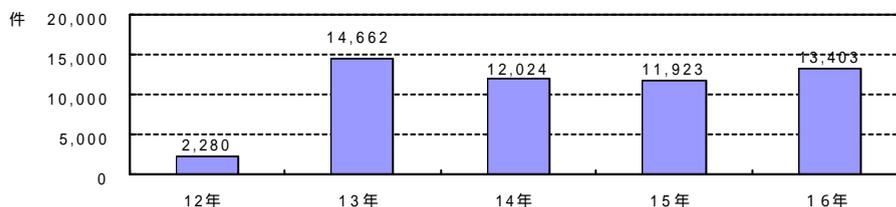
ストーカー事案に関しては、被害者からの訴えや相談に対する警察の対応の在り方が厳しく問われたことを踏まえ、被害者の立場に立った的確な対応を推進することにより、国民の信頼確保を図る。

#### 2 実施事項

- (1) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の施行について（依命通達）」（平成12年11月21日付け警察庁乙生発第21号）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用上の留意事項について」（平成12年11月21日付け警察庁丁生企発第120号）等により、都道府県警察に対して被害者の立場に立った的確な対応を推進するように指示した。
- (2) 平成13年度以降、国民からの相談等に適切に対応するため、関東管区警察学校でストーカー・配偶者暴力対策実務専科を実施した。
- (3) 「ストーカー対策マニュアル」を作成し、都道府県警察に配布したほか、「ストーカー行為者視察用車両」を都道府県警察に配備した。
- (4) 「ストーカー対策ビデオ」等を都道府県警察に配布し、広報啓発を実施した（平成13年度から15年度まで）。
- (5) ストーカー被害者・配偶者暴力事案被害者の保護のための住民基本台帳閲覧制限について、被害者に本制度の教示等を行うとともに、市区町村に必要な協力を行うよう、都道府県警察に対して指示した（平成16年7月から支援措置開始）。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

##### (1) ストーカー事案の認知件数の推移



注1：平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2：認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触するか否かを問わず、執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上した。

##### (2) ストーカー規制法の適用状況

平成13年以降、ストーカー規制法の適用件数は増加し続けている。

	12年	13年	14年	15年	16年
警告	117	871	965	1,169	1,221
仮の命令	0	0	0	0	0
禁止命令等	2	36	32	24	24
禁止命令等違反検挙	0	11	8	7	6
ストーカー行為罪検挙	22	131	170	185	200

注：12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

(事例)

被害者(女性・30歳代)は、内縁の男性(30歳代)からの度重なる暴力から逃れるために実家に避難した。被害者の要望により、加害者に対して警察から指導を行ったが、加害者は指導を無視し、被害者に対してメールを送信し、義務のないことを要求するなどのつきまとい行為を行ったため、16年6月、ストーカー規制法に基づく警告を実施した。

(3) ストーカー規制法以外の法令違反によるストーカー行為者の検挙状況

	12年	13年	14年	15年	16年
総数	104	921	758	663	752
傷害	14	176	144	130	162
住居侵入	16	124	98	110	116
脅迫	18	145	99	70	85
器物損壊	14	96	99	66	78
その他	42	380	318	287	311

注1：平成12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2：未遂罪のあるものについては未遂罪を含む。

注3：「その他」には、暴行、銃刀法違反等が含まれる。

(事例)

被疑者(男性・30歳代)は、交際していた被害者(女性・40歳代)に復縁を求めたにもかかわらず断られたことに憤慨し、電話により被害者の子供に危害を加える旨告知したことから、平成16年10月、同人を脅迫罪で検挙した。

(4) その他ストーカー事案への対応状況(前記(2)及び(3)以外の措置を講じたものを複数計上)

(2)及び(3)以外に、ストーカー事案への対応として、被害者への防犯指導や行為者への指導警告等を行っており、これらの件数は平成13年以降増加傾向にある。

	12年	13年	14年	15年	16年
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770	8,077
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313	3,155
パトロール	204	1,061	918	1,009	1,617
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45	77
その他	—	—	—	763	852

注1：12年は11月24日から12月31日までの間の件数である。

注2：「他機関等」は、保健所、婦人相談所、医療機関等である。

注3：「その他」は、平成15年から計上し、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等を計上している。

(事例)

20歳代の女性から「顔見知りの男性(20歳代)が、何度も私方のゴミ袋を持ち去っているようだ」との相談を受理し、相談者方の警戒を実施するとともに、平成16年7月、行為者に指導・警告の上、誓約書を徴したところ、行為を中止した。

(5) 住民基本台帳閲覧制限等に係る援助

ストーカー事案に関し、住民基本台帳事務に係る支援(市区町村からの照会への回答)を実施した件数は、制度が導入された平成16年7月1日以降同年12月31日までの間に428件であった。

(事例)

他県でストーカー被害に遭い、行為者が検挙されたものの、行為者の性格等から再犯のおそれが認められたため、県内に転居してきた被害者に対し、平成16年7月、住民基本台帳閲覧制限に関する援助を実施した。

#### 4 評価の結果

(1) 効果

ストーカー規制法の適用、同法以外の法令違反によるストーカー行為者の検挙及びその他ストーカー行為者に対する指導警告等が積極的に行われている。また、ストーカー行為者を検挙した後、釈放時等に警告を行うなど、ストーカー行為者の言動や被害者の意向等を勘案し、被害者の不安の除去等に配慮した的確な運用が行われており、行為者の取締り及び被害者保護対策の両面から、被害者の立場に立った取組みがなされている。

(2) 改善等を要する事項

ストーカー事案の相談を受理した際、警察が被害者の要望に応じて、被害者への防犯指導を行うにとどめた結果、重大な被害が生じた事例が見られる。こうした事例への対応に当たって、相談者等の意思を確認するのみならず、相談者等に起こるかもしれない危険や警察の行う保護対策等について説明を行い、また、相談者等との連絡を密にする必要がある。

(事例)

女性と交際していた40代の男が、振られた腹いせに同女に対するストーカー行為を行ったあげく、その自宅付近で同女を待ち伏せて、包丁で刺し殺した。女性は、その2か月前に警察に相談を行っていたが、被害届の提出の意思を確認するも、被害者がこれを望まなかったため、防犯指導を行ったが、その後、被害者への連絡が行われていなかった。

## 課題2 「国民のための警察」の確立

【評価の対象とした政策の名称】 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

(政策所管課：少年課、情報技術犯罪対策課)

### 1 政策の目的

児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

少年の非行や犯罪被害等をめぐる情勢に関して、児童虐待、出会い系サイト等少年を取り巻く有害環境等の新たな問題への対応とともに、少年犯罪対策の強化が求められている。よって、こうした国民の要望に的確に対応することにより、国民の信頼回復を図る。

### 2 実施事項

#### (1) 共通した取組み

ア 平成14年9月、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）を制定し、少年警察活動に関する活動の基準を定めた。

イ 少年非行防止・保護に関する総合的な対策として、平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」（平成16年4月22日付け警察庁乙生発第9号ほか）を策定した。

ウ 少年サポートセンターの設置を促進するとともに、地域の実情に応じ、相談者が気軽に立ち寄れるようにするため、警察施設から民間施設への移転を促進した。

注：少年サポートセンターとは、警視庁、道府県警察本部又は方面本部の内部組織のうち、少年補導職員又は必要な知識及び技能を有する警察官を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすための組織として警察本部長及び方面本部長が定めるものをいう。

#### (2) 児童虐待等新たな問題への対応

##### ア 児童虐待対策

(ア) 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成16年9月21日付け警察庁丙少発第34号ほか）により、児童虐待事案の早期発見、関係機関への通告、児童相談所長等からの援助要請への適切な対応、被害児童の支援、関係機関との連携強化等を推進している。

(イ) 平成14年3月、「児童虐待への対応マニュアル」を作成し、全国の少年サポートセンター及び警察署に配布した。

(ウ) 平成14年6月、児童虐待の早期発見、早期通告等と呼びかけるため、児童虐待防止パンフレットを約8,000部作成し、都道府県警察を通じて広く国民に配布した。

(I) 被害少年サポーター、被害少年カウンセリングアドバイザーに対する協力謝金を予算措置した。

注1：被害少年サポーターとは、少年補導職員の指導及び助言の下、被害少年に対する訪問活動等の支援を行う地域の民間ボランティアであ

る。

注2：被害少年カウンセリングアドバイザーとは、被害少年の支援を担当する職員に専門的な助言をするため、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の部外の専門家をボランティアとして委嘱するものである。

#### イ 出会い系サイト対策

(ア) 平成15年6月に制定された、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）の適正かつ効果的な運用を図るとともに、出会い系サイトに関連した事件の検挙を推進している。

(イ) 平成16年3月、出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止等を図るため、「出会い系サイトの罠」と題するビデオを作成して各都道府県警察に配布し、非行防止教室等で活用するとともに、同年7月、リーフレット「出会い系サイトのワナ」を約90万部作成し、都道府県警察を通じ中学生に配布した。

#### (3) 少年犯罪対策の強化

##### ア 捜査体制の整備等

(ア) 少年事件の凶悪・粗暴化に対応する体制の確立のための要員として、地方警察官の増員を行うとともに、少年事件特別捜査隊等を編成するなどして、少年事件の捜査体制を充実・強化している。また、警察本部に少年事件捜査指導官を設置し、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査が行われるよう、警察署等の指導を行っている。

(イ) 「少年事件の迅速的確な捜査の推進について」（平成14年9月25日付け警察庁丙少発第25号）により、長期未処理事件の解消等を推進している。

(ウ) 少年警察担当警察官の専門的な知識・技能の向上のため、警察庁において少年警察専科及び少年警察実務専科を実施した。

##### イ 街頭活動の強化

(ア) 「完全学校週5日制の実施に伴う街頭補導活動等の強化について」（平成14年3月7日付け警察庁丁少発第34号）により、重点的かつ効果的な街頭補導活動等を推進した。

(イ) 「少年警察ボランティア活動の活性化に向けた取組みの強化について」（平成14年5月31日付け警察庁丙少発第13号）により、街頭補導活動等の少年警察ボランティア活動の活性化に向けた取組みを強化した。

##### ウ 関係機関、ボランティア等と連携した非行少年等に対する立直り支援

(ア) 少年非行防止・保護総合対策推進要綱に基づき、学校・警察連絡制度を構築し、学校との具体的な情報の共有を推進している。

また、「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」（平成14年5月27日付け警察庁丁少発第86号）により、学校警察連絡協議会等の再構築を行い、学校と警察との実効的な連携の強化を図っている。

注1：学校・警察連絡制度とは、教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する制度をいう。

注2：学校警察連絡協議会とは、警察、学校及び教育委員会が非行防止に

関する情報を交換し、共同して取り組むべき措置について協議するため、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に設けられる組織をいう。

- (イ) 平成16年8月から全国4か所において、少年サポートチームのより効果的な運用に資するため、各都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者等に対して「非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会」を実施した。

注：少年サポートチームとは、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所の担当者等で編成され、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行うものである。

- (ウ) 平成16年9月、青少年育成推進本部に設置された関係省庁の担当課長からなる少年非行対策課長会議において、少年のサポート体制の在り方に関する政府としての基本的な考え方である「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」(平成16年9月10日付け少年非行対策課長会議申合せ)を取りまとめ、都道府県警察に対し、この申合せの趣旨を踏まえた取組みの推進について指示した。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 児童虐待等新たな問題への対応

##### ア 児童虐待対策

##### (ア) 被害児童に対する支援事例

少年サポートセンターを中心に、児童相談所等の関係機関との連携と役割分担の下、少年相談専門職員、少年補導職員等による個々の被害児童の特性を踏まえたカウンセリング、保護者に対する助言指導、家庭環境の調査等のきめ細やかな継続的支援を実施している。

##### (事例)

平成15年10月、入手した児童虐待の情報に基づき、児童の安全を確認し、児童相談所への通告の要否を確認するため、被害少年サポーターが継続的に児童宅を訪問した結果、必要な養育がなされていない状況が判明したため、速やかに町の福祉担当者及び児童相談所に連絡した結果、児童は児童相談所に一時保護した(宮城)。

##### (イ) 関係機関との連携状況

市町村単位で、児童相談所等の関係機関が児童虐待防止のためのネットワークを設置しており、警察はこれに積極的に参加している。こうしたネットワークの設置数は、平成16年6月1日現在、全国で1,243であり、これに対する警察の参加率は73.2%となっている。

また、児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)第10条の規定に基づき、児童相談所長等から警察署長に対してなされた、16年中の援助要請の件数は138件で、前年に比べ46件(50.0%)増加している。

	12年	13年	14年	15年	16年
件数	16	122	103	92	138

(事例)

平成16年3月、児童虐待の早期発見及び児童の保護のため、松山市を中核機関とし、児童相談所、市教育委員会、福祉事務所、保健所、病院、市公立保育所園長会等20機関・団体に構成する虐待防止連絡会議が設置された。愛媛県警察では、警察本部及び県下3警察署が会議の設置に協力するとともに、その活動に積極的に参加している(愛媛)。

(ウ) ボランティアの委嘱状況

平成9年から被害少年サポーターの委嘱を行っており、16年4月末現在、732人が委嘱されている。

また、8年から被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱を行っており、16年4月末現在、136人が委嘱されている。

(I) 児童虐待に関する少年相談の受理状況

平成16年中の児童虐待に関する少年相談の受理件数は、前年に比べ大幅に増加した。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
件数	924	1,342	1,574	1,382	1,276	1,833

(オ) 児童虐待の検挙状況

平成16年中の児童虐待の検挙件数は229件で、15年より72件(45.9%)増加した。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
総数	120	186	189	172	157	229
身体的虐待	62	124	136	119	109	176
性的虐待	24	44	32	33	29	39
怠慢又は拒否	34	18	21	20	19	14

イ 出会い系サイト対策

出会い系サイトに関係した事件の検挙件数は、平成12年から15年まで増加したが、16年は1,582件で、15年に比べ161件(9.2%)減少した。

また、16年中の出会い系サイトに関係した事件の被害者数は1,289人で、前年に比べ221人(14.6%)減少した。

16年中の出会い系サイト規制法第6条の規定に基づく不正誘引の検挙件数は31件であった。また、同法第7条(利用禁止の明示等)及び第8条(児童でないことの確認)に違反していると認められる事業者に対して、47件の警告を行った。

出会い系サイトに関係した事件の検挙件数

	12年	13年	14年	15年	16年
総数	104	888	1,731	1,743	1,582
児童買春・児童ポルノ法違反	41	387	813	810	768
青少年保護育成条例違反	20	221	435	448	377
児童福祉法違反	1	16	117	82	87
重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)	15	73	100	137	95
粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)	7	66	128	108	58
出会い系サイト規制法違反	-	-	-	5	31
その他	20	125	138	153	166

出会い系サイトに関係した事件の被害者数

		12年	13年	14年	15年	16年
総	数	102	757	1,517	1,510	1,289
	児	71	584	1,273	1,278	1,085
	女子	68	574	1,255	1,262	1,076

(2) 少年犯罪対策

ア 刑法犯少年検挙人員

刑法犯少年の検挙人員は、平成12年から15年まで増加していたが、16年は13万4,847人（前年比6.6%減）と、4年ぶりに減少した。

		11年	12年	13年	14年	15年	16年
総	数	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847

イ 不良行為少年の補導人員

不良行為による補導人員は平成12年から増加しており、16年は141万9,085人と、平成に入って最高を記録した。

		11年	12年	13年	14年	15年	16年
総	数	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085
	飲酒	34,343	30,546	30,577	33,407	36,291	35,574
	喫煙	492,372	417,053	437,988	480,598	542,214	575,749
	深夜はいかい	328,248	307,112	370,523	475,594	577,082	669,214
	その他	153,399	131,064	132,793	132,634	142,981	138,548

ウ 少年相談受理状況

少年の非行や犯罪被害等を防止するためには、その前兆を認知し、早期に的確な対応策を講じることが重要であるため、電子メールによる少年相談を受け付けるなど、相談しやすい環境を整備し、少年及び保護者に対する相談活動を強化している。平成16年の少年相談の受理件数は9万2,827件と、15年より2,941件(3.3%)増加した。

		12年	13年	14年	15年	16年
総	数	107,330	94,013	87,678	89,886	92,827
	少年自身	20,617	16,959	16,776	20,791	23,201
	保護者等	86,713	77,054	70,902	69,095	69,626

エ 関係機関、ボランティア等と連携した非行少年等に対する立直り支援

(ア) 学校との連携

学校・警察連絡制度は、平成16年3月末現在、32都道府県で運用されている。

また、学校警察連絡協議会は、同月末現在、全都道府県で運用され、警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に約2,700設置されている。

(事例)

平成16年4月、警察本部長と県教育長との間で協定を締結し、同年6月から「香川県学校・警察相互連絡制度」の本格的な運用を開始した。同年中は、問題を有する児童生徒に関して約400件の情報を相互に連絡し、教員から「警察からの連絡を生徒指導にいかせる」などの声が寄せられている（香川）。

(イ) 少年サポートチームの編成状況

少年サポートチームは、平成16年12月末までに922編成されている。

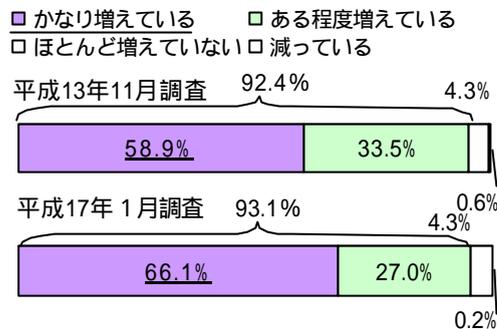
(事例)

平成16年3月、教員に対する暴言や暴力行為等の問題行動を繰り返し、教員の指導に従わない中学生の立直りを図るため、警察、中学校、教育委員会の職員等で少年サポートチームを編成し、警察による継続補導、中学校による少年や保護者への指導等を行った。その結果、中学生の問題行動は見られなくなった(北海道)。

オ 「少年非行等に関する世論調査」の結果

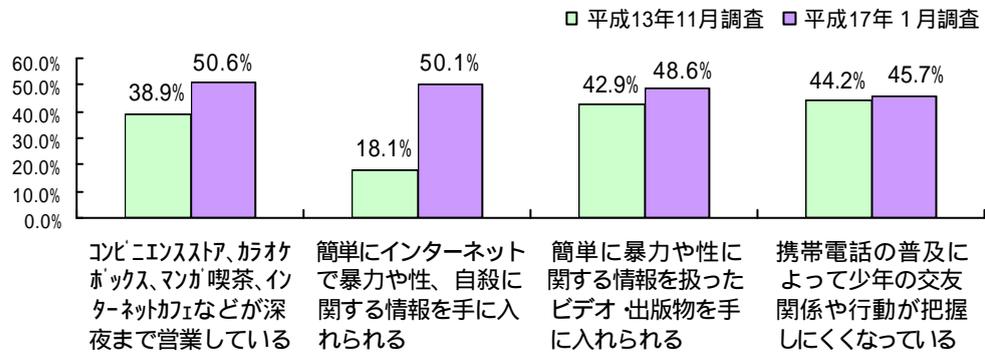
平成13年11月及び17年1月、内閣府が「少年非行等に関する世論調査」を行ったが、その主な結果は次のとおりである。これらの結果は、少年犯罪に係る国民の体感治安が悪化するとともに、少年に悪影響を与える社会環境に関する問題意識が高まっていること等を示している。

(ア) 少年による重大な事件が以前に比べて増えていると思いますか。



(イ) 少年非行について、どのような社会環境が問題だと思えますか。

(複数回答、上位4項目)



(ウ) 少年非行の防止や非行に走った少年の立直りのため、今後、行政に力を入れてほしい対策は何ですか。(複数回答、上位5項目)

少年に悪影響を与えるような環境を改善する	46.8%
家庭、学校、地域住民が一体となって居場所づくりなどに取組む体制づくりに力を入れる	39.6%
警察や学校、児童相談所などの関係機関が連携し、非行少年に対し継続的に指導・助言等を行う	38.3%
就労支援や学業支援など、これ以上非行が深化しないための活動を行う	37.3%
家庭、学校、地域住民が連携して少年を育み、少年非行防止や非行少年の立直り支援の重要性について、広く国民に広報する	35.4%

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 児童虐待防止を目的とする関係機関のネットワークへの警察の参加が進んでおり、また、児童虐待防止法第10条の規定に基づき、児童相談所長等から警察署長への援助要請の件数も増加傾向にあり、関係機関と連携した取組みが進展している。

イ 平成12年から14年まで増加してきた出会い系サイトに関係した事件の被害者数が、15年から2年連続で減少するなど、出会い系サイトに係る犯罪被害の防止等に一定の効果が認められる。

ウ 平成11年から15年まで増加してきた刑法犯少年の検挙人員は、16年に減少に転ずるなど、少年犯罪対策の強化の取組みに一定の効果が認められる。

エ 不良行為少年の補導人員は、平成12年以降増加し続けており、重大な非行の前兆となり得る不良行為の早期発見に努める街頭補導活動の強化の取組みに一定の効果が認められる。

##### (2) 改善等を要する事項

ア 平成16年中の児童虐待の検挙件数が過去最高を記録し、また、児童虐待に関する少年相談が増加しており、児童虐待が深刻な状況にある。このため、引き続き、各種警察活動を通じた児童虐待の早期発見、児童相談所等への確実な通告、児童相談所長等からの援助要請への適切な対応に努める必要がある。また、児童相談所長等へ通告した事案も含め、関係機関と連携し、継続的に被害児童の支援を強化するとともに、刑罰法令に触れる事案の厳正な捜査に努める必要がある。

イ 平成16年中の刑法犯少年の検挙人員は減少に転じたが、世論調査の結果を見ると、少年犯罪に係る国民の体感治安は悪化しており、少年警察ボランティア等と連携した街頭活動の強化等、少年犯罪対策を一層推進する必要がある。

ウ 世論調査の結果を見ると、少年に悪影響を与えるような環境の改善、家庭・学校・地域住民が一体となった居場所づくり等が求められていることから引き続き、少年サポートチームの普及促進等、関係機関等と連携した少年の立直り支援のための取組みを一層推進する必要がある。

## 課題2 「国民のための警察」の確立

### 【評価の対象とした政策の名称】 2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

(政策所管課：暴力団対策課)

#### 1 政策の内容

##### 民事介入暴力対策の強化

暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力が国民に身近な不安として存在していることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

#### 2 実施事項

- (1) 都道府県警察及び暴力団対策法の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）において、暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置を行った。

注：暴力団関係相談とは、暴力団員による不当な行為に関する相談、暴力団からの離脱に関する相談、暴力団事務所に関する相談のほか、暴力団員等の行為又は暴力等の存在若しくは活動に起因する被害、不安、困難に係る相談等、助言、援助、情報の提供等を求める一切の相談をいう。

- (2) 警察庁において、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）との連携を図るとともに、都道府県警察に対して、「単位弁護士会民事介入暴力対策委員会との連携強化について」（平成12年9月14日付け警察庁丁暴一発第57号）により、単位弁護士会及び都道府県センターの三者間の情報交換の場として「民暴研究会」を設置し、緊密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援に取り組むよう指示した。

- (3) 毎年4月に警察庁と全国センターが協力して民事介入暴力に関するパンフレット「民暴相談のしおり」を作成するなど、民事介入暴力対策に関する広報啓発活動を推進した。

- (4) 毎年7月、民事介入暴力に対する基本的な考え方を修得し実務に活用することを目的とした研修（民事介入暴力対策専科）を実施した。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進状況

##### ア 暴力団関係相談の受理状況

都道府県警察及び都道府県センターにおける暴力団関係相談の受理件数は、年間4万件前後で推移している。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
相談件数	37,704	40,417	36,669	39,659	40,012	38,516
うち警察受理	24,669	27,473	23,097	24,025	23,202	21,217
うち都道府県センター受理	13,035	12,944	13,572	15,634	16,810	17,299

(事例)

暴力団追放宮城県民会議では、「山口組傘下組織組員から、みかじめ料を要求され支払っている」旨の相談を運転代行業者から受理したことから、宮城県警察に引き継いだ。宮城県警察では、相談者からの被害届を受理し、16年11月、被疑者を恐喝罪で逮捕した(宮城)。

#### イ 暴力的要求行為に対する行政命令の発出状況

暴力的要求行為に対する行政命令の発出件数は年々増加している。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
発出件数	1,357	1,352	1,382	1,493	1,553	1,763
	(20)	(75)	(62)	(96)	(81)	(103)

注：数字は中止命令の件数であり、( )内は、再発防止命令の外数である。

#### ウ 援助の措置の実施状況

都道府県公安委員会は、暴力的要求行為等の相手方や暴力団による犯罪の被害者に対して、本人からの申出に基づき、暴力団から受けた被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を推進している。平成16年中の援助の措置の件数は340件で、15年以降減少しているが、11年と比べると約2倍となっている。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
援助の措置の件数	169	166	162	517	468	340
暴力団対策法に基づく援助	143	127	88	130	81	53
暴力団対策法に基づかない援助	26	39	74	387	387	287

#### (2) 弁護士会及び暴力追放運動推進センターとの連携状況

平成14年2月までに、すべての都道府県において「民暴研究会」が設立され、暴力団の被害の予防に向けた活動が強力に展開されている。

また、警察、弁護士会、都道府県センターの三者の枠組みにより、16年末までに30道県で具体的な民事介入暴力事案を通じて暴力団からの被害の救済を行う「三者協定」を締結した。

暴力団関係事案に係る民事訴訟支援件数

	12年	13年	14年	15年	16年
民事訴訟支援件数	94	152	145	136	81

注：民事介入暴力事案以外の民事訴訟支援を含む。

(事例)

山口組傘下組織関係者が組事務所を開設するため、秋田市内中心部の競売物件を落札したとの情報を入手したことから、事務所開設を阻止するため、

秋田県、秋田市、暴力団壊滅秋田県民会議等と連携し、暴力団排除活動を推進し事務所の開設を断念させた。

さらに、同建物の所有を移転させるため、同物件を取得価格で売却させることとし、弁護士会及び県民会議と連携し、反対運動に賛同した県内会社経営者による購入手続を進め、平成16年3月、同建物の売買契約を締結、即時所有権移転登記を行い、組事務所の開設を阻止した（秋田）。

平成7年8月に発生した対立抗争事件において警察官が誤射され、殺害された事件につき、遺族が五代目山口組組長の使用者責任を問う民事訴訟を提起したことに伴い、徹底した身辺警護、自宅警戒及び約60人に及ぶ弁護団の保護を行うなどして安全を確保した。

また、関係都道府県警察が一体となって、訴訟支援を推進した結果、16年11月、最高裁判所が五代目山口組組長に使用者責任を認める判決を下した（京都）。

### (3) 民事介入暴力対策の広報啓発活動の推進状況

都道府県公安委員会及び都道府県公安委員会から委託を受けた都道府県センターでは、暴力団員による不当要求の被害を防止するため、各事業所において選任される不当要求防止責任者に対し、講習を実施している。

同講習の受講者数は、平成4年の暴力団対策法施行以降、年々増加している。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
不当要求防止責任者数（人）	241,646	256,817	272,983	294,282	319,214	346,978
講習実施回数（回）	1,530	1,616	1,578	1,734	1,619	1,443
講習受講者数（人）	54,441	54,290	56,078	64,156	67,340	81,665

## 4 評価の結果

### (1) 効果

ア 暴力団関係相談の受理件数は高い水準で推移し、特に都道府県センターにおける暴力団関係相談の受理件数が近年増加しており、都道府県センターが広く国民に周知され、活用されている。

イ みかじめ料や用心棒料の要求等、暴力団員の暴力的要求行為に係る暴力団対策法に基づく行政命令の発出件数が年々増加しており、民事介入暴力による被害の拡大が阻止されているものと考えられる。

ウ 平成4年の暴力団対策法施行以降、不当要求防止責任者に対する講習の受講者数が増加しており、暴力団からの被害の防止に取り組む意識が国民に浸透していると考えられる。

### (2) 改善等を要する事項

ア 多くの相談が都道府県センターに寄せられており、都道府県センターと警察の連携を今後とも緊密にし、スムーズな情報交換により暴力団関係相談の適切な処理を図ることが求められる。

イ 民事訴訟支援を始め、民事的救済を充実させるため、民暴研究会を今後とも有効に機能させるとともに、弁護士会及び都道府県センターとの緊密な連

携を図ることが求められる。

ウ 暴力団対策法に基づく援助の措置件数が減少傾向にあることから、今後、より積極的な措置を実施することが求められる。

エ 民事介入暴力に関する国民の意識を啓発するための各種パンフレットについて、その内容を再検討し、国民に対しより有益な情報が提供されるように努めることが求められる。

また、方法についてもウェブサイトを活用するなど、より多くの国民に情報が提供されるように努めることが求められる。

課題2 「国民のための警察」の確立

【評価の対象とした政策の名称】 3 被害者対策の推進

(政策所管課：給与厚生課)

1 政策の内容

犯罪被害給付制度の拡充

犯罪被害者等給付金支給法の改正により内容が拡充された犯罪被害給付制度を適切に運用することにより、被害者の経済的被害等の軽減を図る。

2 実施事項

- (1) ポスターやパンフレットを作成とともに、平成14年7月、15年7月及び16年10月に犯罪被害者対策について重点的に広報し、国民に対する犯罪被害給付制度の周知を図った。
- (2) 犯罪被害給付事務の新任担当者の研修等を行い、事務の迅速かつ的確な実施を図った。
- (3) 平成16年3月、都道府県警察における犯罪被害者等給付金の申請及び裁(決)定の状況を警察庁において一元的に把握するため、犯罪被害者等給付事務処理システムを構築した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 犯罪被害者等給付金の申請及び裁(決)定状況

平成16年中に犯罪被害者等給付金の支給裁定を受けた被害者数は428人であり、14年と比べ、83人(19.4%)増加した。

	14年	15年	16年
申請に係る被害者数	393	482	467
支給裁定に係る被害者数	322	451	411
不支給裁定に係る被害者数	23	15	17
裁定に係る被害者数	345	466	428
支給決定に係る被害者数	35	41	37
裁(決)定金額(百万円)	1,135	1,421	1,109

注：「裁定」とは、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨を、「決定」とは、仮給付金を支給する旨を、それぞれ都道府県公安委員会が決定することをいう。

なお、「決定」を受けた後、「裁定」を受けた場合は、表中のそれぞれに数値を計上している。

(事例)

殺人事件の遺族に給付金を支給した際、生活に余裕ができたと感謝された。

被害直後は、精神的に打撃を受けたほか、治療費等の金銭の負担で思い悩むこともあったが、給付金の支給により、今後の生活に希望を持つことができたと感謝された。

(2) 広報資料作成数

平成16年中の広報資料の作成枚数は43万0,080枚で、14年と比べ、1万4,129

枚(3.4%)増加している。

(3) 事務担当者研修の受講者数

	14年	15年	16年
犯罪被害給付実務研修	48	-	46
新任事務担当者研修	-	22	51
被害者対策指導研修	20	21	20
管区内事務担当者研修	132	137	139

注1：平成16年4月1日現在、都道府県警察の事務担当者数は144人である。

注2：犯罪被害給付実務研修は、都道府県警察の事務担当者を対象に、警察大学校において隔年で実施している。

注3：新任事務担当者研修は、新たに犯罪被害給付事務を担当することとなった者を対象に、警察庁において平成15年から実施している。

注4：被害者対策指導研修は、被害者対策部門の幹部職員を対象に、警察大学校において実施している。

注5：管区内事務担当者研修は、管区警察局の各管轄区域内の事務担当者を対象に、管区警察局が実施している。

(4) 申請から裁定までの処理期間

平成16年中犯罪被害者等給付金の申請から1年以内に裁定を行った割合は約81%に達している。

	14年	15年	16年
1年以内の裁定率(%)	77	83	81

4 評価の結果

(1) 効果

ア 平成14年から16年にかけて、犯罪被害者等給付金の支給裁定を受けた被害者数が19.4%増加しており、犯罪被害給付制度に基づく給付により被害者の経済的被害等の軽減に効果が認められる。

イ 担当者に対する研修等の結果、申請から裁定までの処理期間が1年以内であるものの割合が高いなど、おおむね適切な制度運用がなされている。

(2) 改善等を要する事項

ア 申請者は、申請後極めて短期間で給付金が支給されると考えていることが多く、裁定までの期間が思いのほか長いことについての苦情がなされることがある。裁定は、被害者の帰責事由の有無及び程度、他の公的救済制度の適用の有無等を考慮して、支給の可否や額が決定されることから、裁定にある程度の時間が掛かることについて、申請者に説明し理解を得るよう努めるとともに、一層迅速な裁定が可能となるよう事務の合理化を図るほか、加害者が不明であるなど速やかに裁定をすることが困難な事情がある事案については、仮給付制度の積極的な活用を図る必要がある。

イ 給付金が被害者の精神的、経済的被害の回復に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、本制度が被害者の一層の救済に資するよう、被害者のニーズや本制度の性格を踏まえつつ、その在り方を引き続き検討していく必要がある。

## 課題2 「国民のための警察」の確立

### 【評価の対象とした政策の名称】 3 被害者対策の推進

(政策所管課：給与厚生課)

#### 1 政策の内容

きめ細かな被害者支援の推進

被害者の視点に立ったきめ細かな被害者支援を推進することにより、被害者の精神的被害等の軽減を図る。

#### 2 実施事項

平成8年2月に策定した被害者対策要綱に基づき、被害者支援のため、主に次の事項を実施している。

- (1) 被害者が再び犯罪に遭うことを予防し、その不安感を解消するため、被害者に対し、被害者の手引きを作成・配布、被害者連絡を実施するなど、被害者に対し必要な情報を提供している。
- (2) 相談窓口の整備、カウンセリング専門職員の充実により、被害者の精神的被害の回復・軽減に努めている。
- (3) 事情聴取等により被害者に大きな精神的負担を与えることがあることなどから、被害者用事情聴取室や被害者対策用車両の整備、被害者支援要員の指定制度の運用等により、捜査過程における被害者の負担の軽減に努めている。
- (4) 被害者が、加害者から再び危害を加えられることを恐れ、警察に被害申告ができないことがあるため、再被害防止措置等により、被害者の安全を確保している。
- (5) 被害者の多様なニーズに的確に対応するため、司法、行政、医療等被害者支援に関係する各分野の関係機関・団体との連携強化を図っている。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 被害者の手引きの作成・配布による情報提供

##### ア 被害者の手引の配布状況

重要犯罪の認知件数並びにひき逃げ事件及び交通死亡事故の発生件数の合計は平成14年から16年にかけて減少しているにもかかわらず、被害者の手引の配布数は3.0%増加している。

	14年	15年	16年
被害者の手引の配布数(冊)	29,156	30,853	30,034
重要犯罪の認知件数並びにひき逃げ事件及び交通死亡事故発生件数の合計(件)	19,195	18,560	18,496

注：被害者の手引の配布数が集計されている19県を対象とした。

##### (事例)

事件直後は気が動転して読めなかったが、事情聴取が終わり、先行きを不

安に思っていたときに、配布された被害者の手引が参考になったとの感想が性犯罪の被害者から寄せられた。

#### イ 被害者連絡

平成16年中の被害者連絡の対象となる被害者の数に対する被害者連絡を実施した被害者の数の割合は、87.1%であり、高い割合を維持している。

注：被害者連絡とは、殺人、傷害、強姦等の身体犯、ひき逃げ事件の被害者及び交通死亡事故の遺族に対し、捜査員が、捜査の進ちょく状況、被疑者の氏名、年齢、処分結果等の情報を提供する制度をいう。

また、刑事庶務に関する業務を行っている者を被害者連絡担当係に指名し、捜査員による被害者との連絡活動の管理業務及び被害者からの照会に応じる窓口業務を行わせている。

	14年		15年		16年	
	対象被害者数	実施被害者数	対象被害者数	実施被害者数	対象被害者数	実施被害者数
合計	43,258	31,930	43,617	36,432	34,270	29,841

(事例)

マスコミに発表する前に、被害者に捜査の進ちょく状況を連絡したところ、感謝された。

#### (2) 相談・カウンセリング体制の整備

平成16年4月1日現在、カウンセリング専門職員は201人配置され、14年から16年までの間に21.8%増加している。また、カウンセリングの実施件数は3,459件であり、同期間に9.8%増加している。

	14年		15年		16年	
	支援被害者	実施件数	支援被害者	実施件数	支援被害者	実施件数
カウンセリングの実施状況	639人	3,149件	726人	3,272件	2,009人	3,459件
カウンセリング専門職員の配置数	165人		186人		201人	

(事例)

外出もできなくなるほどの精神的被害を受けた被害者が、定期的かつ長期間にわたるカウンセリングにより回復し、外出できるようになったと感謝された。

#### (3) 捜査過程における被害者の負担の軽減

##### ア 被害者用事情聴取室の整備

平成12年度から5か年計画を推進した結果、16年4月1日現在、被害者用事情聴取室は、警察本部すべてに(合計124室)、4警察署を除く全国の警察署に(合計1,263室)整備されている。

注：被害者用事情聴取室では、被害者に不安感を与えず、安心して事情聴取に応じられるよう、鉄格子等の設備をなくしたり、室内の採光、照明に配慮したりすること等の措置を講じている。

	14年	15年	16年
警察本部での整備数	119	132	124
警察署での整備数	1,251	1,262	1,263

##### イ 被害者対策用車両の整備

平成12年から3か年計画で被害者対策用車両を都道府県警察に251台配備し、事情聴取や病院、裁判所等への送迎に活用している。

ウ 被害者支援要員の指定数及び支援件数

指定被害者支援要員は、全国で2万2,676人が配置され、平成14年から16年までの間に10.7%増加している。また、16年の活動件数は3万1,695件であり、同期間に5.9%増加している。

	14年	15年	16年
指定数(人)	20,478	21,377	22,676
支援件数(件)	29,930	30,552	31,695

(事例)

指定被害者支援要員が、性犯罪の被害者の心情に配慮して親身に対応したところ、被害者から感謝された。

(4) 被害者の安全の確保

再被害防止要綱に基づき指定された再被害防止対象事件数は361件であり、平成14年から16年までの間に9.7%増加した。また、対象事件数は566件であり、同期間に17.7%増加した。

	14年	15年	16年
再被害防止対象事件数(件)	329	335	361
対象者数(人)	481	463	566

(事例)

被害者からの緊急通報に基づき、刑務所から出所後再び同じ被害者に危害を加えた加害者を検挙した。

(5) 民間の被害者支援団体との連携

支援団体における相談受理件数は1万3,081件であり、平成14年から16年までの間に53.7%増加しているほか、警察からの犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の件数も約3.5倍に増加している。

注：平成13年に犯罪被害者等給付金支給法が改正され、都道府県公安委員会は犯罪被害者の早期の軽減に資する事業を適切かつ確実に行うことが認められる非営利法人を、犯罪被害者等早期援助団体として指定できることとなった。早期援助団体は、警察から被害者の氏名や犯罪被害の概要等の情報提供を受け、被害者の支援策を講じている。

被害者支援団体の設立等の状況

	14年	15年	16年
団体設立数(団体)	3	6	4
累計	27	33	37
相談受理件数(件)	8,510	10,610	13,081
早期援助団体指定数(団体)	2	1	2
累計	2	3	5
警察からの情報提供件数(件)	19	36	67

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

平成8年の被害者対策要綱制定以降、被害者の多様なニーズに応じて、各種の被害者対策を組織的、体系的に実施してきており、施策の内容は相当充実したものとなっている。個々の施策の指標についても増加傾向にあり、警察の支援に対する被害者の謝意も寄せられているなどの効果を上げている。

##### (2) 改善等を要する事項

###### ア 被害者に対する情報提供

被害者の手引の配布を受けていない被害者もいる。これは、施策の重要性を十分に認識していない職員がいること、被害者の心情に配慮する余り配布時機を失ってしまう場合があることなどが原因と考えられ、今後、担当者への指導を更に徹底するとともに、こうした被害者支援業務を的確に行うための管理システムの整備を検討する必要がある。

また、高齢の被害者のために文字を大きくするなど、被害者の手引きの内容についても更なる工夫をする必要がある。

###### イ 相談・カウンセリング体制の整備

被害の現状を間近に見ることで極めて強いストレスを受け、相談に対応できなくなるカウンセリング専門職員がみられたため、職員のメンタルヘル스에配慮し、効果的に業務を行わせる必要がある。

###### ウ 捜査過程における被害者の負担の軽減

被害者用事情聴取室には老朽施設もあり、その改善を図る必要がある。また、被害者対策用車両は、すべての警察署には配備されていないため、複数の事件が同時に発生した場合は、捜査用車両を代用しており、引き続き、被害者対策用車両の更なる配備を図る必要がある。

###### エ 被害者の安全の確保

都道府県警察間又は所属間の連携不足や再被害防止措置の重要性に対する担当者の認識不足により、措置が不十分となる事例があり、今後は連携強化、指導の徹底を図る必要がある。

###### オ 民間の被害者支援団体等との連携

被害者支援団体が設立されていない県があるほか、支援団体間で活動内容に格差が存在しているため、引き続き、設立及び運営に対する支援を行っていく必要がある。

また、被害者支援団体が、被害者の支援事業を適正かつ確実に行うことができるようにするため、広報啓発活動を通じて活動内容やその重要性を広く周知することなどにより、人的及び財政的基盤の確立を支援する必要がある。

## 課題2 「国民のための警察」の確立

### 【評価の対象とする政策の名称】 4 実績評価の見直し

(政策所管課：生活安全企画課、地域課、給与厚生課)

#### 1 政策の内容

相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価

相談、保護、被害者対策等の業務について適切な評価が行われれば、これらの業務が的確に推進されることとなり、ひいては、国民の信頼回復につながる。

#### 2 実施事項

##### (1) 相談業務

「犯罪等による被害の未然防止活動の徹底について(依命通達)」(平成12年3月4日付け警察庁乙生発第5号ほか)及び「困りごと相談業務の強化について」(平成12年3月4日付け警察庁丙生企発第61号ほか)により、都道府県警察に対し、警察署における困りごと相談業務に関し、対応に功績のあった職員に対する適切な賞揚等の措置を講じるよう指示した。

##### (2) 保護業務

「保護業務の適正な取扱いの徹底について」(平成15年2月14日付け警察庁丁地発第8号)により、都道府県に対して保護業務の重要性の再認識、保護業務に関する指導・教養の徹底等、保護業務の取扱いの適正を期するよう指示した。

##### (3) 被害者対策

「被害者対策に関する表彰の上申について」(平成13年3月8日付け警察庁丁給厚発第81号)により、被害者対策に関する個人及び部署に対する随時表彰を新設した。また、担当者の士気高揚を図るため、都道府県警察の被害者支援担当者の体験記を広く募集し、優秀な作品を賞揚するとともに、警察職員への被害者支援業務の定着を図るため、作品集を編集、刊行した。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

##### (1) 相談業務に係る表彰状況

###### ア 表彰件数

###### 警察庁

	14年	15年	16年
警察庁長官賞	1	0	1
生活安全局長賞	4	1	0

###### 都道府県警察

	14年	15年	16年
部署	111	75	71
個人	1,774	1,552	1,501

イ 表彰事例（平成16年）

警察庁長官賞

全国に先駆けて関係省庁、市区町村、金融機関等へ働き掛けを行い、不正口座の凍結措置や住民基本台帳の閲覧制限措置を迅速に実施することにより、架空請求や配偶者暴力事案等の相談が寄せられた際の被害防止対策を推進した（警視庁）。

都道府県警察本部長賞

警察本部警察安全相談担当責任者として永年従事し、警察安全相談業務の向上に大きく貢献した（青森）。

(2) 保護業務に係る表彰状況

ア 表彰件数

警察庁

	14年	15年	16年
警察庁長官賞	1	0	0
生活安全局長賞	0	0	2
管区警察局長賞	1	0	0

都道府県警察

	14年	15年	16年
部 署	0	2	0
個 人	149	640	447

イ 表彰事例（平成16年）

警察庁生活安全局長賞

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく移送事務に関し、県当局に対して2年余りにわたって働き掛けた結果、地方公共団体による24時間対応可能な移送体制が整備された（埼玉、静岡）。

都道府県警察本部長賞

「メールの相手が自殺しようとしている」との申告を受け、直ちにそのメールの相手の居所に向かった結果、自殺を試み、重傷を負った者を救助した（京都）。

都道府県警察本部生活安全部長賞

でい酔した被保護者に対する適切な観察を行った結果、被保護者の瞳孔に異常を発見し、直ちに病院へ連絡した（山口）。

(3) 被害者対策に係る表彰状況

ア 表彰件数

警察庁

	14年	15年	16年
警察庁長官賞	2	2	2
長官官房長賞	7	4	7
管区警察局長賞	2	1	2

### 都道府県警察

	14年	15年	16年
部 署	130	125	89
個 人	928	581	650

#### イ 表彰事例（平成16年）

##### 警察庁長官賞

全国に先駆け宮城県犯罪被害者条例を制定し、被害者支援体制の整備を図るとともに、犯罪被害者等早期援助団体への適切な支援を行うなど総合的な被害者対策を積極的に推進した（宮城）。

##### 都道府県警察本部長賞

交通死亡事故の現場近くに祠を建てるとともに、事故発生以来36年間にわたり、毎月命日に被害者宅を訪れ、遺族を励まし続けたことに対して感謝の手紙が寄せられた（警視庁）。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

功績のあった職員及び部署に対して、警察庁及び都道府県警察において適切な評価が行われ、相談、保護、被害者対策等の業務の重要性に関する職員の意識改革が進んだ。

##### (2) 改善等を要する事項

今後とも業務の適切な評価を実施し、的確な賞揚を行う必要がある。

課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした政策の名称】 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

(政策所管課：薬物銃器対策課、生活環境課)

1 政策の内容

銃器対策の強化

暴力団その他の犯罪組織の管理する違法銃器の取締りを強化するとともに、関係機関と一層連携を強化するほか、国際協力を積極的に推進し、水際対策の強化を図る。

2 実施事項

- (1) 毎年4月に内閣官房長官を長とする政府の銃器対策推進本部が策定する「銃器対策推進計画」に従い、総合的な銃器対策を推進した。
- (2) 銃器対策推進本部、密輸対策に携わる関係省庁で構成する密輸出入取締対策会議等の枠組みを通じ、財務省、海上保安庁等関係機関との連携の緊密化を図った。
- (3) 国際刑事警察機構（ICPO-Interpol）を通じるなどして、外国関係機関と積極的に情報交換を行うとともに、職員を派遣したり、関係者を招へいして国際会議を開催するなど、外国関係機関との連携の強化に努めた。
- (4) 平成16年4月、情報の収集、分析及び共有並びに銃器犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査を推進するため、警察法等の改正により、刑事局に組織犯罪対策部を設置するとともに、薬物・銃器対策に係る事務を生活安全局から移管し、薬物銃器対策課を設置した。

3 効果の把握の方法とその結果

(1) 暴力団からのけん銃の押収状況

平成16年中のけん銃の押収丁数は601丁であり、11年と比べ、400丁（40.0%）減少した。うち暴力団からの押収丁数は309丁であり、11年と比べ、271丁（46.7%）減少した。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
けん銃の押収丁数（丁）	1,001	903	922	747	785	601
うち暴力団（丁）	580	564	591	327	334	309
構成比（%）	57.9	62.5	64.1	43.8	42.5	51.4

注：「暴力団」の欄は、暴力団構成員及び準構成員からの押収丁数を示す。

(2) 武器庫事件の検挙状況

平成16年中の武器庫事件の検挙件数は11件で、すべて暴力団が組織的に管理していたものである。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
武器庫事件の検挙件数（件）	18	12	19	8	10	11
けん銃押収丁数（丁）	92	45	105	68	60	49

注：武器庫事件とは、組織管理に係る3丁以上のけん銃を押収した事件をいう。  
(事例)

平成15年3月、住吉会傘下組織組員の実家を捜索した結果、敷地内の物置からけん銃12丁、実包84個を発見、押収し、同組員を銃刀法違反で逮捕した。その後の捜査により、同組組長ら2人を同法違反で逮捕し、さらに、関係先からけん銃1丁、実包20個を発見、押収した(栃木)。

(3) けん銃等密輸入事件の検挙状況

平成16年中のけん銃等密輸入事件の検挙件数は4件で、11年と比べ11件(73.3%)減少した。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
密輸入事件の検挙件数(件)	15	6	2	5	13	4
けん銃押収丁数(丁)	19	114	0	10	13	4

注：検挙件数には、けん銃密入事件(予備を含む。)のほか、けん銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

(事例)

平成15年1月、横浜税関において米国からの国際郵便内から発見されたけん銃1丁、実包125個について、クリーン・コントロール・デリバリーを実施し、米国内でけん銃等入手し、密輸入した会社員ほか1人を銃刀法違反で逮捕した(神奈川、滋賀)。

(4) 銃器発砲事件の発生状況

銃器発砲事件は、平成14年以降3年連続で減少し、16年中の発生件数は104件と過去最少であった。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
発砲事件の発生件数(件)	162	134	215	158	139	104
うち暴力団等(件)	133	92	178	112	104	85
うち対立抗争(件)	42	16	71	21	32	19
死傷者数(人)	52(17)	58(27)	69(34)	58(23)	67(25)	38(17)
うち死者数(人)	28(10)	23(9)	39(20)	24(5)	35(11)	17(5)
うち負傷者数(人)	24(7)	35(18)	30(14)	34(18)	32(14)	21(12)

注1：「暴力団」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲件数を示し、暴力団構成員及び準構成員による銃器発砲件数並びに暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲件数を含む。

注2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲件数を示す。

注3：( )内は、暴力団構成員及び準構成員以外の死者数・負傷者数を内数で示す。

(5) 国際協力の推進状況

警察庁では、平成10年12月、国連総会において国際組織犯罪条約起草特別委員会が設置されて以降、同条約を補足する銃器議定書の起草作業に積極的に関与した。13年5月、ニューヨークで開催された国連総会において、同議定書が全会一

致で採択され、14年12月、日本政府として銃器議定書への署名を行った。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 銃器発砲事件の発生件数は、平成14年以降3年連続で減少し過去最少となっており、暴力団等に対する徹底した取締りが効果を上げていると考えられる。

イ 米国から密輸入されたけん銃等に対して、関係機関との合同でクリーン・コントロールド・デリバリーを実施し、被疑者を逮捕するなど、関係機関との緊密な連携による検挙事例も見られる。

注：コントロールド・デリバリーとは、取締り機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させて、その者らを検挙する捜査手法をいう。

そのうち、クリーン・コントロールド・デリバリーとは、銃器等の禁制品を別の物品と差し替えて行うものをいう。

##### (2) 改善等を要する事項

ア けん銃の押収丁数は減少しており、特に、暴力団構成員等からの押収丁数の減少が大きい。これは、暴力団等の犯罪組織がけん銃等を組織的に管理し、隠匿や密輸・密売の方法をますます潜在化・巧妙化させているためであると考えられる。このため、引き続き、暴力団等による組織的なけん銃隠匿事犯や密輸・密売事犯の摘発を徹底するとともに、国内外の関係機関と連携し、対策を推進していく必要がある。

イ 潜在化・巧妙化する組織的な密輸・密売事犯に対処するため、通信傍受やコントロールド・デリバリー等の有効な捜査手法の活用を一層推進する必要がある。

ウ けん銃情報受付ダイヤル「けん銃110番」の周知を図るなど、マスメディアやインターネット等様々な媒体を活用した広報啓発活動を推進し、国民の理解と協力を確保し、けん銃摘発のための情報提供の促進を図る必要がある。

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした政策の名称】 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

(政策所管課：薬物銃器対策課)

#### 1 政策の内容

##### 薬物対策の強化

覚せい剤を始めとする薬物は、暴力団等の犯罪組織により組織的に密輸・密売されていることから、密輸・密売等の薬物関係事犯の取締りを強化し、犯罪組織に打撃を与える。

#### 2 実施事項

- (1) 平成15年7月、薬物乱用対策推進本部が策定した「薬物乱用防止新五か年戦略」、「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」に基づく総合的な諸施策を推進するとともに、「薬物乱用防止新五か年戦略」等の策定について(平成15年7月29日付け警察庁丙薬発第20号ほか)により、都道府県警察に対し、諸施策の積極的な推進を指示した。
- (2) 毎年5月、財務省、厚生労働省及び海上保安庁と連携し、薬物事犯取締活動強化月間を実施しているほか、関係省庁間で定期的な情報交換会議を開催した。また、都道府県警察に対し、連絡会議、合同訓練等関係機関との連携を図るよう指示した。
- (3) 国際会議等に積極的に参加して密輸情報等の収集に努めるとともに、毎年、「アジア・太平洋薬物取締会議」及び「薬物犯罪取締セミナー」を開催し、薬物取締り等に関する情報交換を行った。
- (4) 業として行う薬物の不法輸入等を重く処罰する「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(以下「麻薬特例法」という。)の積極的活用を図った。
- (5) 薬物犯罪組織の実態解明のために地方警察官を増員したり、これらの視察内偵等を強化するために捜査用車両を整備するなど捜査体制を強化した。
- (6) 平成16年4月、薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査を推進するため、警察法等の改正により、薬物対策、銃器対策に係る事務を警察庁生活安全局から新設の組織犯罪対策部に移管するとともに、これら事務を一体的に推進する薬物銃器対策課を設置した。

#### 3 効果の把握の方法とその結果

##### (1) 覚せい剤事犯の検挙状況

平成16年中の検挙人員(1万2,220人)、押収量(406.1kg)は、11年と比べ、6,065人(33.2%)、1,569.8kg(79.4%)減少したものの、密輸入事件の検挙件数(102件)と大量密輸入等事犯の検挙件数(49件)は、11年以降最高とな

った。

#### 検挙人員・押収量

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙人員(人)	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220
押収量(kg)	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8	406.1

注：検挙人員には、覚せい剤事犯に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

#### 密輸入事件の検挙件数

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数(件)	39	45	46	16	47	102

#### 大量密輸入等事犯の検挙件数

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数(件)	35	24	17	9	24	49

注：覚せい剤の大量密輸入等事犯には、覚せい剤のほとんどが海外から密輸入されたものであり、1kg以上の大量押収は密輸入と密接な関係にあると考えられるため、密輸入罪に加え、所持罪等により1kg以上の覚せい剤を押収した事件の検挙件数が含まれている。

(事例)

平成16年2月、外国関係機関からの情報を端緒として、覚せい剤99.3キログラムを貨物船コンテナに積載した缶入りの化学薬品に偽装して香港から密輸入した台湾人男性ら2人を覚せい剤取締法違反で逮捕した(警視庁、神奈川)。

#### (2) 大麻事犯の検挙状況

平成16年中の大麻事犯の検挙人員は2,209人と、11年と比べ、1,085人(96.5%)増加し、過去最高となった。また、大麻樹脂の押収量は294.5kgと、11年と比べ、94.6kg(47.3%)増加し、過去最高を記録したほか、乾燥大麻の押収量は606.6kgと、11年と比べ、54.5kg(9.9%)増加した。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙人員(人)	1,124	1,151	1,450	1,748	2,032	2,209
乾燥大麻(kg)	552.1	306.4	818.7	224.3	537.2	606.6
大麻樹脂(kg)	199.9	183.4	72.8	244.1	267.0	294.5

注：検挙人員には、大麻事犯に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

(事例)

平成16年1月、税関からの通報により、乾燥大麻約23.9キログラムをスーツケース内に隠匿してカナダから密輸入したカナダ人ら3人を大麻取締法違反で逮捕した(千葉)。

#### (3) MDMA等合成麻薬事犯の検挙状況

MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員、押収量ともに平成13年以降4年連続で増加した。16年の検挙人員は417人、押収量は46万9,126錠と、11年と比べ、検挙人員が11.6倍、押収量が28.4倍の大幅増加となり、いずれも過去最高となった。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙人員(人)	36	69	102	117	256	417
押収量(錠)	17,500	77,076	112,358	174,259	393,088	469,126

注1：MDMAとは、化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン」の略名。別名「エクスタシー」と呼ばれ、本来は白色粉末であるが、様々な着色がされることが多く、文字や絵柄の刻印が入った錠剤やカプセルの形で密売されている。

注2：検挙人員には、MDMA等合成麻薬事犯に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。また、平成14年以降の押収量には、覚せい剤とMDMAの混合錠剤を含む。

(事例)

平成16年9月、税関からの通報に基づき、MDMA 45,869錠を貨物の木製テーブル内に隠匿してオランダから密輸入した暴力団組員ら3人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕した。(警視庁)

(4) 暴力団構成員等及びイラン人による覚せい剤事犯の検挙状況

平成16年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員は5,430人で、11年と比べ、2,514人(31.6%)減少したものの、総検挙人員に占める割合は1.0ポイント増加した。また、16年中のイラン人による覚せい剤事犯の検挙人員は74人で、11年と比べ、63人(46.0%)減少したものの、営利犯(営利目的所持及び営利目的譲渡)の占める割合が17.6ポイント増加した。

暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
総検挙人員(人)	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220
うち暴力団構成員等(人)	7,944	7,729	7,307	6,738	6,050	5,430
割合(%)	43.4	40.8	40.8	40.2	41.4	44.4

注：検挙人員には、覚せい剤事犯に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

イラン人による覚せい剤検挙人員等

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
来日外国人(人)	509	483	621	553	534	374
イラン人(人)	137	135	157	165	109	74
うち営利犯(人)	37	53	50	74	41	33
割合(%)	27.0	39.3	31.8	44.8	37.6	44.6

(事例)

平成15年3月、麻薬取締部との合同捜査により、東京都内の繁華街で薬物を密売していたイラン人から、場所代名目で1か月当たり少なくとも25万円を徴収していた住吉会傘下組織組長、集金役のイラン人等を麻薬特例法違反で逮捕した(警視庁)。

(5) コントロールド・デリバリーの実施状況

平成16年中の実施件数は78件であり、11年と比べ、59件(310.5%)増加し、過去最高となった。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
実施件数(件)	19	29	28	26	63	78

(6) 麻薬特例法の適用状況

平成16年中の麻薬特例法第5条の適用件数は45件であり、11年と比べ、27件(150.0%)増加し、過去最高となった。

麻薬特例法第5条の適用件数

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
適用件数(件)	18	34	18	43	32	45

注：麻薬特例法第5条は、業として行う不法輸入等を重く処罰する規定である。

麻薬特例法第6条及び7条の適用件数

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
第6条の適用件数(件)	1	2	3	0	8	5
第7条の適用件数(件)	0	0	0	0	2	0

注1：麻薬特例法第6条は、薬物犯罪により得た収益等を隠匿した者を処罰する規定である。

注2：麻薬特例法第7条は、薬物犯罪により得た収益等を収受した者を処罰する規定である。

麻薬特例法第19条による起訴前の没収保全命令の請求件数

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
請求件数(件)	0	2	4	7	8	5

注：麻薬特例法第19条は、没収対象財産について、没収の裁判の執行等を確保するため、起訴前に検察官又は司法警察員の請求により、裁判官がその処分を禁止する規定である。

(事例)

平成16年7月、大阪府内で屋台に偽装して覚せい剤を密売していたグループの中心的人物であった暴力団幹部を麻薬特例法違反で逮捕した(大阪)。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 関係省庁が連携した水際対策と取締り強化の結果、大型密輸入事件を検挙するなど覚せい剤の押収量は高水準で推移しており、その供給を一定程度遮断しているものと認められる。

イ 麻薬特例法第5条の適用件数は高水準にあり、また、同法第6条についても一定程度の適用がみられ、同法の運用が定着し、資金面を含めた薬物犯罪組織に対する取組みが進展しているものと認められる。

ウ 複数の部門に分散していた組織犯罪に係る情報の集約、分析及び共有を推進することにより、薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な取組みが効果的に推進できた。

(2) 改善等を要する事項

ア 覚せい剤については、依然として根強い需要があり、航空機利用の携帯密輸入事犯や郵便等による航空貨物便を利用した小口密輸入事犯が増加するなど、薬物犯罪組織が巧妙な手口を用いて覚せい剤の密輸を企図していることが認められるほか、大麻及びMDMA等合成麻薬の検挙人員、押収量が増加しており、覚せい剤以外の乱用薬物の拡大が懸念される。このため、引き続き薬物犯罪組織に対する視察内偵を強化するとともに、国内外の関係機関と連携した水際対策、暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門と連携した戦略的な組織犯罪対策のための取組みを強化していく必要がある。

イ 巧妙化する薬物犯罪組織による密輸・密売に対処するため、通信傍受やコントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法の効果的な活用やその高度化及び捜査資機材の充実に努めるとともに、乱用薬物の拡大に対応した捜査・鑑定手法等の研究開発を図っていく必要がある。

ウ 少年部門等の関係部門と連携して、MDMA等の乱用防止のため、その有害性・危険性についての広報啓発を強化するとともに、乱用実態の把握とその突き上げ捜査を徹底していく必要がある。

## 薬物種類別押収量・薬物事犯別検挙人員（平成12～16年）

## 薬物種類別押収量（kg）

	12年	13年	14年	15年	16年
覚せい剤	1,026.9	406.1	437.0	486.8	406.1
コカイン	15.6	23.7	16.7	2.3	85.4
ヘロイン	7.0	4.3	19.1	5.1	(32.6g)
あへん	9.0	11.4	5.7	5.2	1.7
乾燥大麻	306.4	818.7	224.3	537.2	606.6
大麻樹脂	183.4	72.8	244.1	267.0	294.5
M D M A 等合成麻薬	77,076	112,358	174,259	393,088	469,126

注1 平成14年以降の押収量には、覚せい剤とM D M Aの混合錠剤を含む。

2 M D M A等合成麻薬の単位は（錠）である。

## 薬物事犯別検挙人員（人）

	12年	13年	14年	15年	16年
覚せい剤取締法違反	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220
麻薬及び向精神薬取締法違反	224	241	261	465	560
うちM D M A	-	-	-	-	412
うちコカイン	57	52	40	58	76
うちヘロイン	48	33	40	72	13
あへん法違反	65	44	43	50	59
大麻取締法違反	1,151	1,450	1,748	2,032	2,209
合計	20,382	19,647	18,823	17,171	15,048

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした政策の名称】 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

(政策所管課：外事課)

#### 1 政策の内容

##### 密入国対策の強化

入国管理局等関係機関と緊密に連携し、また、密航形態の把握等を通じて、各種水際対策を推進することにより、入管法違反事件・集団密航事件を迅速・的確に検挙し、国民の警察に対する信頼回復を図る。

#### 2 実施事項

##### (1) 不法滞在者対策の実施

ア 平成13年4月、「悪質な不法滞在者に対する取締りの強化について」(平成13年4月27日付け警察庁丙外発第35号ほか)により、都道府県警察に対し、悪質な不法滞在者の取締り強化を指示した。

イ 毎年6月を来日外国人犯罪対策に関する活動強化月間とし、不法滞在・不法就労防止対策を推進した。

ウ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化のため、平成15年以降、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第65条に基づく入国警備官への被疑者の引渡し制度の活用拡大を行った(17年9月1日までにすべての都道府県警察で活用拡大を開始)。

##### (2) 関係機関との連携

ア 平成12年3月、警察庁、法務省及び労働省の担当局長で構成される「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を開催し、不法就労外国人対策等について、緊密な情報交換、合同摘発の強化等に取り組むことを合意した。

イ 平成13年5月、海上保安庁等の関係機関と連携し、集団密航の主たる出発国である中国に対して密航防止対策の強化等について申入れを行った結果、14年4月以降、中国側が密航請負組織の取締りを強化した。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

##### (1) 入管法違反事件の検挙状況(別添資料1参照)

平成16年中の入管法違反の検挙件数は1万2,903件、検挙人員は1万1,504人で、いずれも過去最高であった。

罪種別に見ると、不法残留及び不法在留が、検挙件数の84.3%、検挙人員の84.6%を占めている。16年中の不法残留の検挙件数は7,074件、検挙人員は6,454人で、13年以降増加し続けており、また、16年中の不法在留の検挙件数は3,804件、検挙人員は3,486人であり、12年の施行以降増加し続けている(不法在留罪は11年の入管法改正(12年2月18日施行)で新設)。

##### (2) 集団密航事件の検挙状況(別添資料2参照)

集団密航事件の検挙状況を見ると、近年は、検挙人員の大部分を占める中国人の検挙人員の減少に伴い、検挙件数、検挙人員ともに減少傾向にあり、平成16年の検挙件数は16件、検挙人員は44人であった。

形態別に見ると、船舶利用のものの検挙件数は3件、検挙人員は10人で、11年に比べ、それぞれ40件、758人減少している。一方、航空機利用のものの検挙件数は13件、検挙人員は34人で、11年に比べ、それぞれ12件、32人増加している。

### (3) 関係機関との連携事例

#### ア 在日蛇頭による日本語学校不正経営及び中国人大量不正入国事件

日本語学校を経営する会社役員が、偽造文書を行使し、就学生や家族滞在の偽装、短期商用ビザの不正取得や偽装結婚等の様々な手口により、多数の中国人を不法入国させていた事件について、平成16年4月までに、東京入国管理局と協力し、同人ら10人を有印私文書偽造・同行使罪等で検挙するとともに、中国人25人を入管法違反（不法残留等）で入国管理局に収容した（埼玉）。

#### イ 航空機利用による中国人集団密航事件

平成16年5月、入国管理局の職員からの通報により、旭川空港において、台湾から到着したチャーター便に搭乗し、他人名義の旅券を所持し、観光客になりすまして入国しようとした中国人7人を入管法違反（不法入国）で検挙した（北海道）。

#### ウ 首都圏における不法滞在者の集中取締り

平成16年2月、5月及び11月、東京入国管理局等と合同で、首都圏の歓楽街等における不法滞在者の集中取締りを実施し、入管法違反等で合計2,806人の外国人を摘発・検挙した（警視庁等）。

## 4 政策の評価

### (1) 効果

ア 近年の入管法違反の検挙状況を見ると、平成13年以降、検挙件数、検挙人員が増加し続けており、不法滞在者対策等の効果が現れていると考えられる。

イ 入管法第65条の活用拡大により、平成16年に同条の規定に基づき引き渡した人員は4,077人で、同条の活用拡大が開始される前の14年の1,043人と比べ3.9倍となっており、退去強制の効率化が図られている。

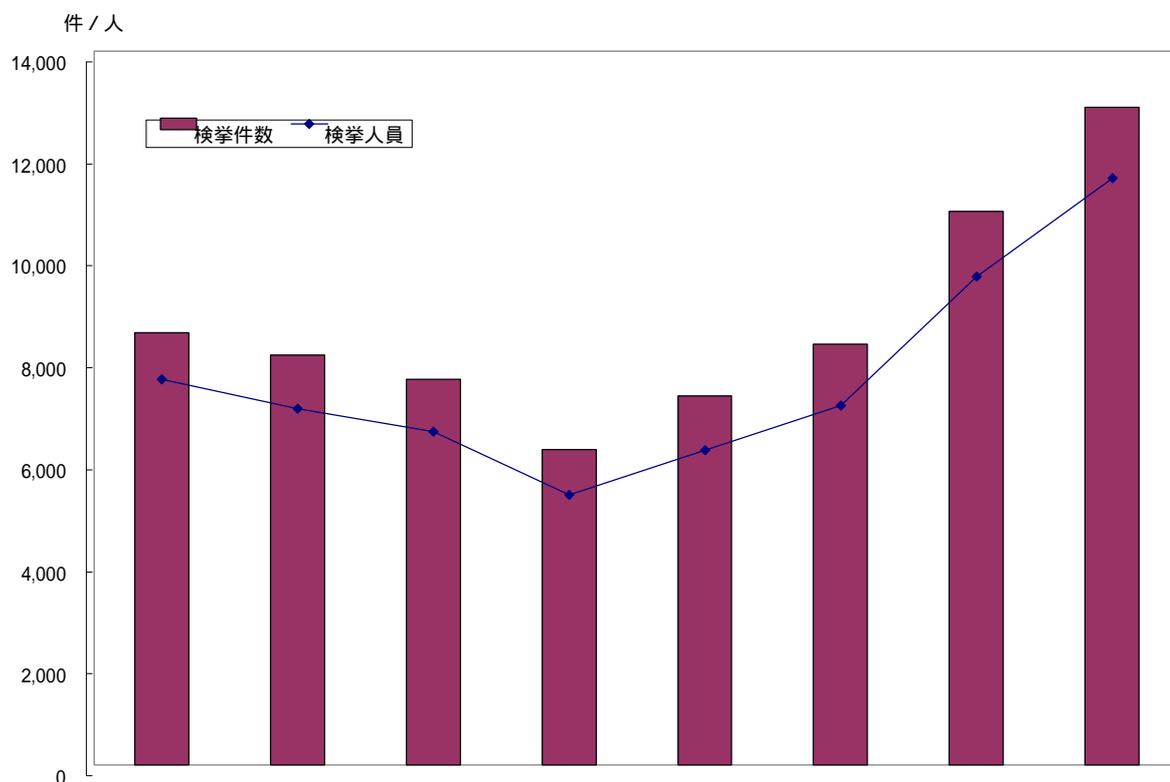
ウ 合同取締り等により効果的に入管法違反を摘発・検挙したほか、中国に対し密航防止対策の強化等を申し入れたことにより中国を出発地とする集団密航事件が減少するなど、関係機関との連携の成果が現れている。

### (2) 改善等を要する事項

ア 密入国者等を検挙した場合、通訳人の確保に手間が掛かるため、捜査上大きな負担となっていることから、通訳人の確保に努める必要がある。

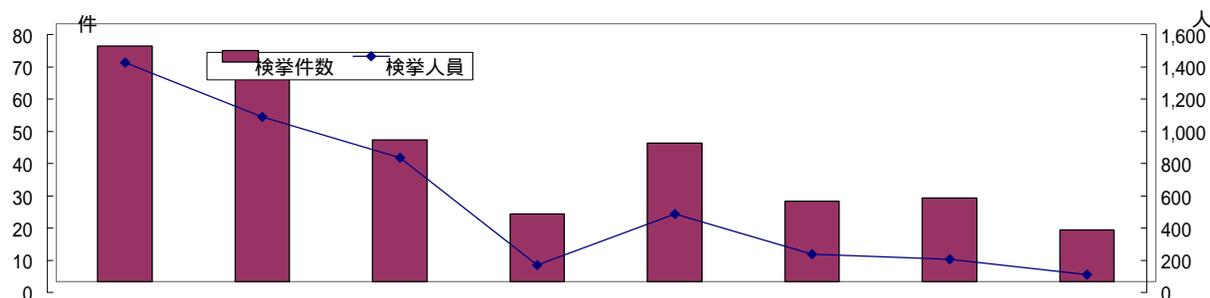
イ 多様化・巧妙化する密入国事件に迅速・的確に対処するためには、国内外の関係機関との情報交換をより強力に実施するなど、関係機関との連携強化に一層努める必要がある。

### 入管法違反の検挙状況



	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数	8,477	8,037	7,564	6,186	7,244	8,255	10,854	12,903
うち不法残留	4,530	4,088	3,771	3,111	3,369	4,122	5,818	7,074
うち不法在留	-	-	-	296	1,011	1,318	2,638	3,804
検挙人員	7,564	6,988	6,542	5,298	6,177	7,045	9,579	11,504
うち不法残留	3,867	3,533	3,240	2,732	2,887	3,603	5,265	6,454
うち不法在留	-	-	-	218	774	1,080	2,321	3,486

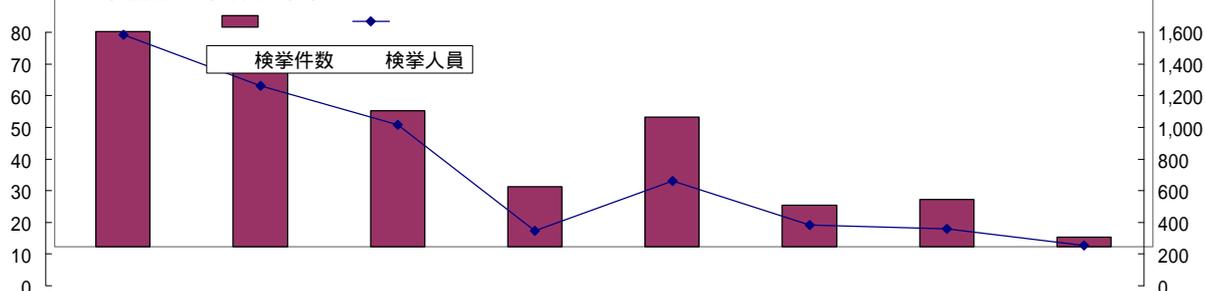
## 1 集団密航事件の検挙状況



	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数	73	64	44	21	43	25	26	16
検挙人員	1,360	1,023	770	103	419	170	139	44
うち中国人	1,209	824	701	80	349	168	108	28

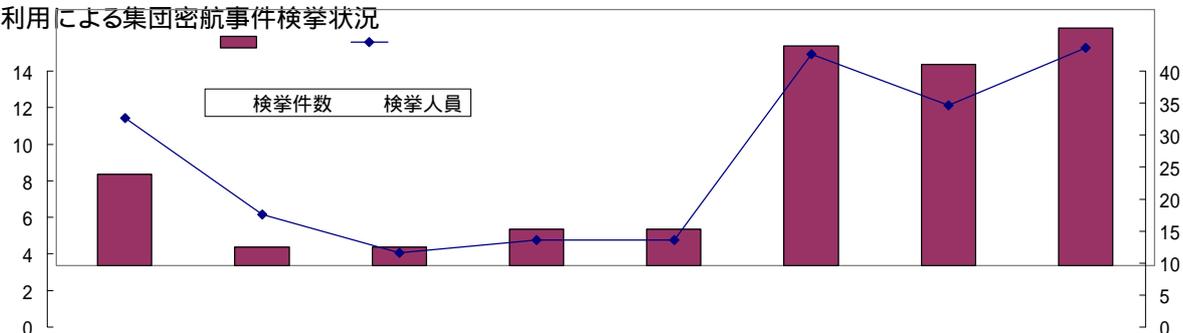
## 2 集団密航事件の形態別検挙状況

### (1) 船舶利用による集団密航事件検挙状況



	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数	68	63	43	19	41	13	15	3
検挙人員	1,337	1,015	768	99	415	137	114	10
うち中国人	1,195	824	699	80	345	135	83	3

### (2) 航空機利用による集団密航事件検挙状況



	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数	5	1	1	2	2	12	11	13
検挙人員	23	8	2	4	4	33	25	34
うち中国人	14	0	2	0	4	33	25	25

課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした政策の名称】 1 暴力団その他の組織犯罪との対決

(政策所管課：企画分析課)

1 政策の内容

マネー・ローンダリング対策の強化

暴力団その他の犯罪組織の弱体化、ひいては壊滅を図るためには資金源に打撃を与える対策を徹底することが必要不可欠であるところ、従来の資金獲得犯罪の検挙の推進に加え、組織的犯罪処罰法に定めるマネー・ローンダリング処罰規定を適用し、事件検挙を推進する。

2 実施事項

- (1) 平成12年1月、都道府県警察に対し、暴力団員等が得た違法不当な収益のはく奪について、組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング罪の検挙を推進するよう指示するとともに、「暴力団総合対策の推進」における重点施策として位置付け、積極的な適用に努めた。
- (2) 海外不正送金先となっているアジア諸国に対して、ODA事業による「アジア地域組織犯罪対策セミナー」を実施し、マネー・ローンダリング対策を中心とする組織犯罪対策の連携を図っている（平成16年10月からは、警察庁予算で「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催）。
- (3) 平成16年10月、「組織犯罪対策要綱」を制定し、その中で、犯罪組織の資金源を遮断し、犯罪組織の中枢に打撃を与える取締りを推進するため、組織的犯罪処罰法の諸規定を積極的に活用するよう都道府県警察に対し指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング罪の検挙状況

	12年	13年	14年	15年	16年
総数(件)	3(1)	12(7)	28(16)	56(35)	65(40)
10条(隠匿)	3(1)	10(5)	19(9)	45(25)	50(29)
11条(収受)	0	2(2)	9(7)	11(10)	15(11)

注：( )内は暴力団構成員等による事件の検挙件数を内数で示す。

(2) 都道府県警察の暴力団対策部門における組織的犯罪処罰法による不法収益のはく奪状況

	12年	13年	14年	15年	16年
没収件数	1	1	2	2	6
没収額(円)	2,059,530	768,500	1,198,819	2,824,573	43,636,543
追徴件数(件)	1	1	5	2	5
追徴額(円)	3,377,113	5,105,000	90,804,817	2,833,000	123,680,840
起訴前保全命令件数(件)	1	1	4	3	5
起訴前保全額(円)	2,060,055	768,500	3,975,630	8,159,061	11,027,943

注：没収件数及び没収額並びに追徴件数及び追徴額は判決確定時を基準に計上している。

(3) 金融庁からの「疑わしい取引に関する情報」の受理件数

	12年	13年	14年	15年	16年
疑わしい取引の 受理件数(件)	5,329	6,752	12,417	30,090	64,675

注：「疑わしい取引に関する情報」とは、組織的犯罪処罰法第56条に基づき提供を受けるものをいう。上記の数値は金融庁から警察庁が受理した件数である。

4 評価の結果

(1) 効果

組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング罪の検挙件数は、平成12年の施行以降、増加し続けており、暴力団等の犯罪組織の資金源封圧の方法として定着しつつある。

(2) 改善等を要する事項

ア 組織的犯罪処罰法に規定に基づく犯罪収益等の没収、追徴及び起訴前の没収保全命令の請求の件数は、平成12年の施行以降、16年までの間、一桁台となっている。

犯罪組織の資金源に打撃を与えるためには、マネー・ローンダリング罪の検挙に加え、犯罪収益等の没収、追徴及び起訴前の没収保全命令を活用して不法収益等をはく奪することが効果的であることから、今後これらの規定を積極的に活用することが必要である。

イ 犯罪収益は、相対的に規制の緩い国に流入する傾向があるため、マネー・ローンダリング対策を的確に推進するには、世界各国が連携することが不可欠であることから、マネー・ローンダリング対策に関する国際的な取組みに一層積極的に参画する必要がある。

ウ 「疑わしい取引に関する情報」の受理件数が大幅に増加していることから、これを十分に活用するための体制整備が必要である。

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

#### 【評価の対象とした施策の名称】 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

(政策所管課：総務課、企画分析課)

##### 1 政策の内容

執行力強化に向けた組織づくり

〔 深刻化する暴力団犯罪その他の組織犯罪に的確に対応するための執行力強化に向けた組織整備を行う。 〕

##### 2 実施事項

- (1) 平成16年4月、警察法及び警察庁組織令を改正し、暴力団対策、薬物銃器犯罪対策、来日外国人犯罪対策を一体として推進するため、警察庁刑事局に組織犯罪対策部を設置し、その分課等として企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課及び国際捜査管理官を設置した。
- (2) 平成16年4月、警察法施行令を改正し、道府県警察においても、警察庁と同様、暴力団対策、薬物銃器対策等を一体として推進する組織を確立できるよう、警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準を改正した。

##### 3 効果の把握の手法及びその結果

###### (1) 都道府県警察における組織改編等の取組状況

- ア 平成13年4月、大阪府警察では、各部がそれぞれ有する組織犯罪対策に資する情報の共有等を目的として、警察本部に關係所属からなる組織犯罪対策本部を設置した。
- イ 平成15年4月、警視庁が組織犯罪対策部(6課1隊体制)を設置した。
- ウ 平成15年4月、愛知県警察では刑事部に組織犯罪対策局を設置し、さらに、17年10月、薬物銃器対策に関する事務を生活安全部から刑事部組織犯罪対策局に移管した。
- エ 平成17年4月、北海道警察、静岡県警察及び兵庫県警察は、刑事部に組織犯罪対策局を設置し、また、千葉県警察及び神奈川県警察では、刑事部に組織犯罪対策本部を設置した。
- オ 平成17年10月までに、45の都道府県警察において、薬物銃器対策に関する事務を生活安全部門から刑事部門に移管した(別添資料参照)。

###### (2) 検挙事例

山口組傘下組織組長らによる大量覚せい剤密輸入事件

平成16年7月、中国の丹東から横浜港に入港したパナマ船籍貨物船のコンテナの床部に隠匿された覚せい剤約35キログラムが発見された覚せい剤密輸事件を検挙した。香港マフィアと山口組傘下組織組長が結託して組織的、計画的に覚せい剤密輸を敢行していたことを明らかにし、同年11月までに山口組傘下組織組長以下13人を検挙した(警視庁、愛知、神奈川)。

#### 台湾人犯罪組織による高級・大型オートバイ窃盗・不正輸出事件

台湾でオートバイ販売店を営む台湾人が、5、6人のオートバイ窃盗団を組織し、短期滞在（90日）の在留資格で数回にわたり本邦への入出国を繰り返し、都内を中心に高級大型オートバイの窃取、解体、台湾への不正輸出、台湾での組立て販売を行い暴利を得ていた。窃盗実行犯等4人を逮捕したほか、台湾警察当局が首魁2人を逮捕し、国際組織窃盗団を壊滅した（茨城）。

#### 道仁会傘下組織幹部らによるけん銃所持事件

平成17年4月、薬物・暴力団部門合同検討会を実施した結果、同じ事案に係る情報が異なる警察署の銃器薬物対策部門と暴力団対策部門からそれぞれ報告された。警察本部組織犯罪対策課がこれら情報を分析し、警察本部薬物銃器対策担当課と暴力団対策担当課が連携して捜査を推進した結果、被疑者3人を銃刀法違反等で検挙した（福岡）。

## 4 評価の結果

### (1) 効果

組織犯罪対策のための組織整備が進んだことにより、

これまで組織犯罪対策に係る情報が複数の部門に分散し、部門をまたがる情報の共有が不十分であったが、情報の共有が円滑に行われるようになった

これまで、縦割りで行われがちであった暴力団犯罪、薬物銃器犯罪及び来日外国人犯罪の捜査等の対策を一体的に推進することができるようになった

ことにより、3(2)に掲げる事件を検挙するなどしている。

### (2) 改善等を要する事項

引き続き、各都道府県警察の実情に応じた的確な組織整備を行い、部門間の情報共有等を図る必要がある。

## 都道府県警察における組織改編の状況(平成17年10月現在)

	暴力団対策部門	薬物対策部門	銃器対策部門	来日外国人犯罪対策部門	組織改編時期
北海道	組織犯罪対策局組織犯罪対策課 組織犯罪対策局捜査第四課	組織犯罪対策局銃器薬物対策課		組織犯罪対策局組織犯罪対策課	H17.4
青森	組織犯罪対策課			刑事企画課	H17.4
岩手	捜査第二課(組織犯罪対策室)			刑事企画課	H16.4
宮城	組織犯罪対策室暴力団対策課	組織犯罪対策室銃器薬物対策課		組織犯罪対策室組織犯罪対策課	H16.4
秋田	組織犯罪対策課			刑事企画課	H16.4
山形	組織犯罪対策課			刑事企画課	H16.4
福島	組織犯罪対策課	(銃器薬物対策室)		刑事総務課	H16.4
警視庁	組織犯罪対策部				H15.4
茨城	組織犯罪対策課	銃器薬物対策課		組織犯罪対策課	H16.4
栃木	組織犯罪対策課				H16.4
群馬	組織犯罪対策第一課	組織犯罪対策第二課		組織犯罪対策第一課	H16.4
埼玉	組織犯罪対策課 捜査第四課	薬物銃器対策課		組織犯罪対策課 国際捜査課	H17.10
千葉	組織犯罪対策本部捜査第四課	組織犯罪対策本部薬物銃器対策課		組織犯罪対策本部国際捜査課	H17.4
	組織犯罪対策本部組織犯罪対策課				
神奈川	組織犯罪対策本部暴力団対策課	組織犯罪対策本部薬物銃器対策課		組織犯罪対策本部国際捜査課	H17.4
	組織犯罪対策本部組織犯罪分析課				
新潟	組織犯罪対策課			捜査第一課、第二課、第三課	H16.4
山梨	組織犯罪対策課				H17.4
長野	組織犯罪対策課				H17.4
静岡	組織犯罪対策局組織犯罪対策課 組織犯罪対策局捜査第四課	組織犯罪対策局銃器薬物対策課		組織犯罪対策局外国人犯罪対策課	H17.4
	組織犯罪対策局組織犯罪対策課				
富山	組織犯罪対策課	(銃器薬物対策室)		捜査第一課	H17.4
石川	組織犯罪対策課(暴力団対策室)	組織犯罪対策課			H17.3
福井	組織犯罪対策課				H16.3
岐阜	組織犯罪対策課				H17.4
愛知	組織犯罪対策局組織犯罪対策課 組織犯罪対策局捜査第四課	薬物銃器対策課		組織犯罪対策局国際捜査課	H17.10
三重	組織犯罪対策課(暴力団対策室)	(薬物銃器捜査室)		国際捜査課	H17.4
滋賀	組織犯罪対策課	(薬物銃器対策室)		捜査第一課	H17.4
京都	組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第二課	組織犯罪対策第三課		組織犯罪対策第一課	H17.4
大阪	捜査第四課(暴力団対策室)	薬物対策課	捜査第四課	国際捜査課	H17.4
兵庫	組織犯罪対策局組織犯罪対策課 組織犯罪対策局暴力団対策課	組織犯罪対策局薬物銃器対策課		組織犯罪対策局 組織犯罪対策課(国際捜査室)	H17.4
奈良	組織犯罪対策第二課	組織犯罪対策第一課			H16.4
和歌山	組織犯罪対策課			捜査第一課	H16.4
鳥取	組織犯罪対策課			捜査第一課	H16.4
島根	捜査第二課(組織犯罪対策室)			捜査第一課(国際対策室)	H16.4
岡山	暴力団対策課			刑事企画課(組織犯罪対策室)	H16.3
広島	捜査第四課	銃器薬物対策課		刑事総務課	H18.4予定
山口	組織犯罪対策課				H17.4
徳島	組織犯罪対策課				H17.4
香川	組織犯罪対策課				H16.4
愛媛	組織犯罪対策課 捜査第二課	組織犯罪対策課(薬物銃器対策室)		組織犯罪対策課	H17.4
高知	暴力団対策課	薬物銃器対策課		捜査第一課	H16.4
福岡	組織犯罪対策課 捜査第四課	薬物銃器対策課		組織犯罪対策課	H18.4予定
佐賀	組織犯罪対策課			捜査第一課	H17.4
長崎	組織犯罪対策課			刑事総務課	H16.4
熊本	組織犯罪対策課				H16.9
大分	組織犯罪対策課				H16.10
宮崎	組織犯罪対策課				H16.4
鹿児島	組織犯罪対策課	組織犯罪対策課(薬物銃器対策室)		組織犯罪対策課	H17.4
沖縄	暴力団対策課	銃器薬物対策課		捜査第一課	H16.4

&lt;凡例&gt;

: 刑事部 生活安全部 組織犯罪対策部

## 組織改編が完了した都道府県警察の総数

H16.4以前	H16.10まで	H17.4まで	H17.10まで
21	23	43	45

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした政策の名称】 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

(政策所管課：刑事企画課、企画分析課)

#### 1 政策の内容

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

〔平素から捜査員の専門的技術能力の向上のための訓練を実施することなどにより、組織犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行い被疑者を検挙する。〕

#### 2 実施事項

- (1) 暴力団犯罪、来日外国人犯罪、薬物銃器犯罪等に対処する専門的技術能力を向上させるため、警察大学校等における専科教育の充実強化及び訓練環境の整備を行った。
- (2) 平成15年3月、財務捜査の高度の専門性にかんがみ、教育のための専門の体制を確保し、財務捜査力を有する捜査員を計画的に養成するため、警察大学校に財務捜査研修センターを設置した。
- (3) 組織犯罪対策教養部の設置  
平成17年4月、組織犯罪対策に関する教育訓練を独自に実施するための体制を確保し、組織犯罪の的確な捜査指揮を行うことができる捜査幹部を養成するため、警察大学校に組織犯罪対策教養部を設置した。

#### 3 評価の把握の手法及びその結果

##### (1) 教育訓練の実施状況

ア 警察大学校においては、平成12年以降、新たに次の専科を設置した。

通信傍受法運用専科(12年度開始(25人程度))

組織犯罪情報専科(16年度開始(45人程度))

イ 財務捜査研修センターにおいては、簿記知識と具体的事件捜査に必要な実践的財務分析技能の修得や、企業犯罪等の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的として各課程が設けられ、平成15年度は約130人、16年度は約130人の捜査員が同センターで教育を受けた。

##### (2) 訓練環境の整備状況等

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(通信傍受法)に基づく通信傍受の的確な実施のため、平成13年度に訓練用装置を整備するとともに、14年以降、通信傍受要員を養成するための研修を行っている。

なお、通信傍受法に基づく通信傍受は、12年8月の施行以降、12年及び13年は0件、14年は2件、15年は2件、16年は4件実施している。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

組織犯罪捜査等の高度の専門的知識や技術を要する分野の捜査について、教育・訓練を充実強化し、多くの捜査員に対する教育訓練が実施されている。

(2) 改善等を要する事項

組織犯罪捜査等の複雑化に対応し、迅速・的確な捜査を行うため、引き続き、捜査員等に対し、高度な専門的知識や技術を向上させるための教育訓練を継続的に実施する必要がある。

課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした政策の名称】 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

(政策所管課：国際課、国際捜査管理官)

1 政策の内容

国際的協力強化のための枠組みの構築

犯罪対策に係る国際的協力強化のための枠組みの構築に資する活動を行うことにより、我が国の犯罪対策の推進に努め、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

国際的協力強化のための枠組みの構築のための協議に警察庁職員を派遣するなど、積極的に協議に参画した。

(1) G8における国際組織犯罪対策

ア G8司法・内務閣僚級会合

(ア) 平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降の国際社会における国際テロ対策、国際組織犯罪対策等について協議した(平成14年5月)。

(イ) 国際社会におけるテロとの闘い、重要情報インフラ防護、児童ポルノ、司法協力等について協議した(平成15年5月)。

(ウ) テロ及び犯罪行為の防止、国境及び移動の安全確保、サイバー犯罪の防止とサイバー捜査の推進等について協議した(平成16年5月)。

注：G8司法・内務閣僚級会合とは、国際組織犯罪・テロ対策への取組みを強化するため、G8及び欧州連合の司法・内務閣僚クラスが出席して開催されている会合であり、平成10年のテレビ会議を含め16年までに7回開催されている。

イ G8国際組織犯罪対策上級専門家会合

国際組織犯罪・テロ対策に関する国際的取組みの強化のため、6つのサブグループ(SG)の中で特に法執行、ハイテク犯罪等のSGにおいて、各分野における刑事法制や法執行協力の在り方等についての協議に参画した。

注：G8国際組織犯罪対策上級専門家会合(リヨン・グループ)とは、G8各国の組織犯罪対策のハイレベル担当官によって構成される政府間会合であり、平成7年のハリファクス・サミットにおいて設置が決定された。13年の米国同時多発テロ以降は、G8リヨン・グループとG8のテロ専門家会合であるG8ローマ・グループとの合同開催とされ、名称もG8ローマ/リヨン・グループと改称された。

(2) 条約関連

ア 国際組織犯罪防止条約(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約)及び同条約を補足する3議定書(人身取引、密入国、銃器)

平成12年11月から13年5月にかけて、国連総会において、順次、国際組織犯罪防止条約並びに「女性・児童の不正取引」、「銃器の密造及び不正取引」

及び「移民の密輸・密入国の助長」の3分野に関し、同条約を補足するための議定書が採択された。我が国は12年12月、イタリアのパレルモにおいて開催された署名会議で本条約に署名し、15年5月には、本条約の締結について国会で承認がなされた。また、3議定書についても、14年12月に署名した。

イ 日韓犯罪人引渡条約（犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約）

日本と韓国の間で、犯罪人引渡しに関する法的枠組みを整備し、より円滑な両国間の犯罪人引渡しを可能とするため、平成12年9月から14年1月までに4回にわたって日韓犯罪人引渡条約の締結のための交渉会議が開催され、同年4月、同条約の署名がなされ、同年6月に発効した。

ウ 日米刑事共助条約（刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約）

刑事に関する共助の分野における日米両国の協力を一層実効あるものとするため、平成11年2月から条約交渉が正式に開始され、15年6月に最終合意に至り、同年8月に署名がなされた。16年5月には、同条約の締結について国会で承認がなされ、同条約の実施を担保する国内法を整備するため、同月、国際捜査共助法の改正がなされた。

エ 日韓刑事共助条約（刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約）

刑事に関する共助の分野における日韓両国の協力を一層実効あるものとするため、平成16年11月から、日韓刑事共助条約締結に向けた交渉が正式に開始された。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) G8における国際組織犯罪対策

次のとおり、各種文書が採択、策定され、G8各国の取組みの一層の強化と国際的連携の拡充が図られた。

ア 「国際犯罪に関するG8勧告」の採択（平成14年5月）

国際犯罪対策のための枠組みとして、社会を国際犯罪やテロリストの脅威から守るためのメカニズム、手続、ネットワークを改善するための基準、原則、ベスト・プラクティス等が示された。

イ 「重要情報インフラ防護に関するG8原則」、「犯罪資産の追跡可能性、凍結、差押え及び没収に関するベストプラクティス」及び「DNA情報の利用と共有に関するG8原則」の採択（平成15年5月）

各分野における刑事法制や法執行協力の在り方等が示された。

ウ 国際組織犯罪・テロ対策等に係るコミュニケの策定・公表（平成16年5月）

国際組織犯罪・テロ対策等に関し、G8が中心となって、国連等の国際機関との連携を保ちながら国際社会に働き掛けていくことの重要性が確認されコミュニケが策定・公表された。

#### (2) 条約関連

ア 国際組織犯罪防止条約及び同条約を補足する3議定書(人身取引、密入国、銃器)

本条約及び3議定書には、各分野における法的枠組みとして、

国際組織犯罪防止条約には、国際組織犯罪に対処するため、重大犯罪の共謀、犯罪収益の洗浄、司法妨害等の犯罪化等

人身取引に関する議定書には、被害者の保護と送還、出入国管理に関する措置、法執行機関間の情報交換等の措置等

密入国に関する議定書には、移民を密入国させること及びそれを目的とした旅行証明書等の偽変造等の犯罪化、法執行機関間の情報交換等の措置

銃器に関する議定書には、銃器の取引等の記録保存、製造・輸入時の刻印、法執行機関間の情報交換等の措置

がそれぞれ規定されている。本条約及び3議定書の締結により、各分野における国際協力の強化が期待できる。

イ 日韓犯罪人引渡条約

日韓犯罪人引渡条約の発効により、同条約が規定する場合には引渡し義務付けられたことに加え、同条約における引渡犯罪は「死刑又は無期若しくは長期一年以上の拘禁刑に処する犯罪」とされ、「死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に処する犯罪」を引渡犯罪とする逃亡犯罪人引渡法に比べ、より広い範囲の犯罪の被疑者について引渡しが可能となった。

また、従前は、逃亡犯罪人引渡法に「引渡条約に別段の定めがない場合には、犯罪人が日本国民であるときは引渡しをしてはならない」と規定されていることから、相互主義により事実上我が国が韓国に対し韓国国民の引渡しを請求することができなかったが、同条約の発効により、被請求国の裁量により自国民の引渡しが可能になった。

ウ 日米刑事共助条約

日米刑事共助条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うことなどを定めるものである。

同条約の締結により、共助の一層確実な実施が確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で行うことによる共助の迅速化が期待できる。

エ 日韓刑事共助条約

日韓刑事共助条約は、平成17年8月、第4回交渉において実質合意に達しており、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うことなどを定めるものである。

この条約の締結により、共助の一層確実な実施が確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で行うことによる共助の迅速化が期待できる。

4 評価の結果

(1) 効果

ア G 8における国際組織犯罪対策については、国際組織犯罪・テロ対策への国際的取組みの強化に当たり、国際的な動向を踏まえつつ、我が国における取組みとの整合性に留意しつつ推進してきた結果、国際的協力強化のための枠組みの構築が図られた。

イ 犯罪対策に係る条約については、多国間条約への参加、米国や韓国との二国間条約の締結等が着実に進められ、平成14年6月に発効した日韓犯罪人引渡条約に基づき、16年末までに韓国から4人の身柄の引渡しを受けるなど、犯罪対策に係る国際的協力強化において具体的な成果を上げている。

(2) 改善等を要する事項

ア G 8における国際組織犯罪対策については、引き続き、G 8ローマ/リヨン・グループ等の国際会議における議論に積極的に参加し、その成果を国内での犯罪対策等に効果的に反映させていくとともに、国際社会における協調的取組みの推進に際し、我が国としていかなる貢献・提案が可能か検討していくことが重要である。

イ 犯罪対策に係る条約については、外国の治安機関の協力をより確実に得られるようにするため、条約等の国際約束の締結を推進することが求められる。特に、刑事共助条約は、要請に対する共助の実施を義務付けるものであり、国際的な犯罪捜査に非常に有効であることから、現在、既に署名をしている米国や実質合意に至った韓国以外にも、相手国の法制等を勘案しつつ、日本が共助の要請を行うことが多い国、刑事共助条約を締結していなければ共助を行うことができない国、共助を要する犯罪を敢行する来日外国人の国籍国等の重点を置くべき国を対象として、今後、締結に向けた交渉を進めていく必要がある。

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした政策の名称】 1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

(政策所管課：国際捜査管理官)

#### 1 政策の内容

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

入国管理局、海上保安庁、税関等国内関係機関及び海外関係機関との連携を強化することにより、暴力団犯罪その他の組織犯罪の検挙を推進する。

#### 2 実施事項

##### (1) 国内の関係機関との連携状況

ア 平成13年8月、国際組織犯罪等対策推進本部が策定した「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」(平成13年8月29日付け国際組織犯罪等対策推進本部決定)に基づき、関係行政機関が緊密に連携し、国際組織犯罪等への対策を推進した(同本部は、平成16年8月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に改組)。

イ 平成15年12月、犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議)に基づき、組織犯罪等の取締りのための関係機関の連携強化を推進した。

ウ 平成16年4月、警察庁を含む関係12省庁が「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」を開催し、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題について検討を行うとともに、同年6月、「外国人労働者問題啓発月間」を実施するなど、関係省庁と連携し民間協力の確保や啓発のための活動を行った。

エ 平成16年2月、警察庁、警視庁、法務省入国管理局及び東京入国管理局による「調査・捜査協力プロジェクト調整会議」を設置し、合法滞在を装う者やこれを組織的に仲介する者の取締りについて、情報交換や効率的な調査・捜査協力の在り方を検討した。

##### (2) 国外の関係機関との連携状況

ア 外交ルートや国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じ、外国機関との捜査共助を推進した。

イ 平成11年以降、警察庁と中国公安部による日中治安当局間協議を行い、来日中国人犯罪対策等に関する情報交換の迅速化や捜査共助、共同取締りの実施等についての検討等を行った。

ウ 平成14年4月、韓国の提案に基づき、日中韓警察間会合において、2002年ワールドカップ開催に伴う国際犯罪対策に関する協力並びに薬物犯罪、組織犯罪、不正アクセス及びサイバーテロについて、情報及び意見の交換を行った。

エ 外国の警察行政機関等との国際的な連携を強化するため、平成16年の警察

法改正により、「国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること」を国家公安委員会がつかさどる事務として規定した。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 捜査共助の要請件数

##### ア 外国に対し捜査共助を要請した件数の推移

年次 区分	11	12	13	14	15	16
ICPOルート(件)	494	719	774	871	817	534
外交ルート	9	13	24	15	10	14

##### イ 外国から捜査共助を要請された件数の推移

年次 区分	11	12	13	14	15	16
ICPOルート(件)	1,090	1,346	1,106	827	985	1,085
外交ルート	11	9	10	19	13	13

#### (2) 関係機関との連携による検挙事例

##### ア ベトナム人密輸グループによる麻薬及び向精神薬取締法違反事件

大阪府警察及び兵庫県警察は、大阪税関関西空港税関支署と協力し、平成15年6月までに、ベトナムから大量のヘロインを密輸し、本邦に在留するベトナム人らに販売していた薬物密輸グループの実態を解明し、首謀者のベトナム人3人、運び屋等であった日本人2人、ベトナム出身のオーストラリア人2人、同カナダ人1人ら合計19人を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的輸入等）で検挙するとともに、ヘロイン合計約5キログラム（末端価格3億円相当）等を押収した。

##### イ セルビア・モンテネグロ当局による国外犯処罰要請に基づく被疑者の逮捕

警視庁は、平成16年3月、宝飾店を狙った多額貴金属強奪事件の被疑者を特定し、17年3月、セルビア・モンテネグロ国籍の被疑者について、同国に対し、外交ルートによる捜査共助要請を行った。同年6月、同国の当局により被疑者2人が逮捕された。

##### ウ 福岡市における一家4人殺人・死体遺棄事件での日中捜査当局の協力

平成15年6月、福岡市内で発生した一家4人に対する強盗殺人・死体遺棄等事件の捜査において、後に本件に関与していたことが明らかとなる中国人1人を別の被害者に対する傷害事件で逮捕したが、他の中国人被疑者2人が犯行後に中国に逃亡していたことが判明した。そこで、同年9月及び12月、警察庁と福岡県警察が中国に職員を派遣するとともに、同年11月、中国公安部の職員を日本に招き情報交換を行った。その結果、福岡県警察は、平成16年1月、日本で身柄を拘束していた中国人1人を強盗殺人罪及び死体遺棄罪

で逮捕した。

一方、犯行後中国に逃走した2人については、中国公安当局が指名手配し、平成15年8月、身柄を拘束、同年9月、中国国内法の国外犯規定に基づき、故意殺人罪で逮捕した。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

関係機関との連携により、薬物密輸グループや国外逃亡被疑者の検挙につながった事例や国外犯処罰要請が奏功した事例が見られ、内外の関係機関相互の協調体制の構築のための取組みの成果が上がっていると考えられる。

##### (2) 改善等を要する事項

引き続き、国内関係機関との情報交換や合同取締り等の連携を強化するとともに、外国関係機関との外交ルートやICPOルートを通じた捜査協力を積極的に行い、組織犯罪対策を推進する必要がある。

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

#### 【評価の対象とした政策の名称】 2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

(政策所管課：警備企画課、情報通信企画課、情報技術解析課)

##### 1 政策の内容

(1) 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編

(2) 監視・緊急対処体制の整備強化

サイバー犯罪及びサイバーテロに対処するため、技術的見地からの支援を含めた体制を整備強化し、サイバー犯罪対策及びサイバーテロ対策を的確に推進することにより、国民の信頼回復を図る。

##### 2 実施事項

(1) 警察情報通信組織の改編

ア 平成13年4月、警察庁技術対策課にサイバーテロ対策技術室を、各管区警察局に技術対策課を設置した。また、これらに所属する高度な技術を備えた職員で構成される機動的技術部隊として、サイバーフォースを創設した。

イ 平成16年4月、警察法の一部改正により、情報技術の解析を国家公安委員会の統轄事務とするとともに、都道府県(方面)情報通信部に情報技術解析課を設置した。

(2) サイバーテロ対策の体制強化

ア 平成13年11月、サイバーフォースの司令塔的役割を担うサイバーフォースセンターが完成し、14年4月から24時間体制のサイバーフォースの本格運営を開始した。

イ 「重大サイバー犯罪及びサイバーテロ発生時の態勢に関する指針」(平成16年4月27日付け警察庁乙生発第10号ほか)等により、重大サイバー犯罪及びサイバーテロ発生時における態勢の整備や、平時からの警察と重要インフラ事業者等との連絡・連携体制を強化することとした。

(3) コンピュータセキュリティに係る広報啓発活動

平成15年3月、警察庁セキュリティポータルサイト「@police」を開設し、広く国民へコンピュータセキュリティに係る情報やインターネット治安情勢分析、リアルタイム定点観測情報等を迅速かつ的確に提供した。

(4) サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修

(5) 装備資機材の整備

(6) 海外法執行機関等との連携

##### 3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警察情報通信組織の改編

ア サイバーフォースの創設により、重要インフラ事業者等の管理者に対し、

サイバーテロの未然防止やサイバーテロ事案発生時の緊急対処等に係る技術的指導・助言を行うための一定の体制が整備された。

イ 都道府県（方面）情報通信部情報技術解析課の設置により、都道府県警察の犯罪捜査等に対する全国的な技術支援体制が整備された。

(2) サイバーテロ対策の体制強化

ア サイバーフォースセンターにおいて、24時間体制で全国の警察施設へのサイバー攻撃の動向を集約・分析し、「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」を定期的に取りまとめるなど情報分析を実施した。

イ 都道府県警察にサイバーテロ対策プロジェクトを設置するなどにより、都道府県警察における重要インフラ事業者等への訪問を通じ、事案発生時及び平時における連絡体制を確立した。

ウ サイバーテロ事案発生時には、警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察に「サイバーテロ対処本部」を設置することとした。

エ 警視庁、大阪府警察、広島県警察及び香川県警察において、サイバーテロ対策協議会が設置され、警察のサイバーテロ対策の説明、サイバー攻撃事案の事例紹介（データ流出事案、不正アクセス事案等）等の情報交換が行われている。

(3) コンピュータセキュリティに係る広報啓発活動

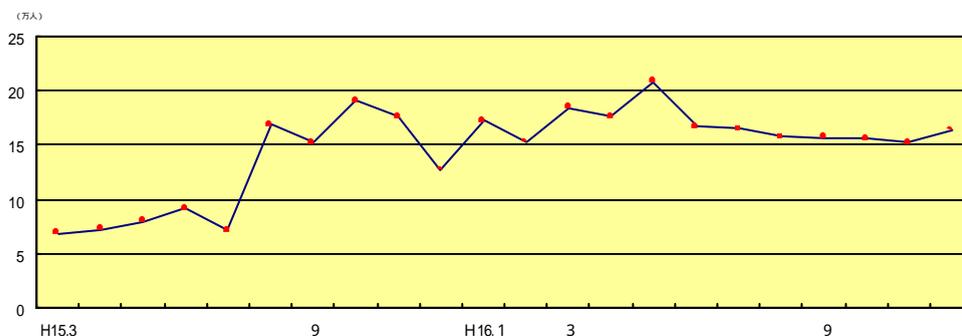
ア 平成14年11月以降、「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について（平成14年第2四半期）」を四半期に1回公表するとともに、年報（平成14年度以降）及び月報（平成15年7月以降）を定期的に公表した。

イ 平成15年8月、サイバーフォースによる24時間体制のサイバー空間の情勢把握により、いわゆる「ブラスター・ワーム」が発生した際には、@policeにおいて迅速な情報提供を実施した。

ウ 平成15年10月、インターネット定点観測情報（全国の警察施設に設置された不正侵入検知システム及びファイアウォールで検出したアクセス件数を集計したもの）の提供を開始した。

エ @policeへの訪問者数は、月平均約15万人で安定して推移している。

（@police訪問者数の推移）



(4) サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修

ア サイバー犯罪に係る研修状況

管区警察局及び都道府県警察においてサイバー犯罪対策に従事する技術職員等を対象として、サイバー犯罪の防止及び捜査を行うために必要となる手続や技術的知識を習得させるための専科教育を、平成14年から16年の間に34回実施した。

イ サイバーテロ対策に係る研修状況

(ア) 管区警察局及び都道府県警察においてサイバーテロ対策に従事し、又は従事する予定のある技術職員等を対象として、サイバーテロの未然防止策及び関連事案の捜査に関する基礎知識・技能を習得させるための専科教育を、平成15年及び16年に4回実施した。

(イ) 都道府県警察のサイバーテロ対策要員（警察官）を対象に、サイバー攻撃及びその防御並びにサイバー攻撃の有無の確認等に資する知識・技能を修得するため、民間委託研修を含む専科教育を平成14年から16年の間に3回実施した。

(ウ) 都道府県警察のサイバーテロ対策部門の管理職を対象に、重要インフラ事業者等の管理者対策等サイバーテロ未然防止策及びサイバー攻撃事案捜査に関する基礎知識を習得させるための専科教育を平成16年に実施（25人を対象）した。

(エ) 警察庁及び管区警察局のサイバーフォース要員を対象に、情報通信システムを構成するハードウェア、OS、各種アプリケーションに係る詳細な知識等民間の最先端技術を習得させるための教育・訓練を平成14年から16年までの間に延べ166人に対し実施した。

(オ) 米国及び英国の捜査機関等に、平成14年から16年までの間に延べ41人のサイバーフォース要員を派遣し、サイバー犯罪への技術的対応・手法に関するトレーニングを実施した。

(5) 装備資機材の整備

ア 平成13年度に、サイバーテロの未然防止及び発生時の初動対応・捜査に必要な資機材を県警察に配備した。また、サイバーフォースが現場活動等を行うための装備資機材を警察庁及び管区警察局情報通信部に整備した。

イ 平成14年度に、擬似ネットワーク環境において被害の検証等を行うためのサイバーフォース活動用資機材を警察庁及び管区警察局情報通信部に増強整備した。

ウ 平成15年度に、サイバーフォースが電磁的記録等を解析するために使用するファイル復元用資機材を警察庁及び管区警察局情報通信部に整備した。

エ 平成16年度に、押収した電磁的記録媒体を解析するためのハードディスク・メディア複製機を都道府県警察に整備した。また、都道府県警察に対する技術支援を実施するために使用する現場活動用資機材を都道府県（方面）情報通信部に整備した。

(6) 海外法執行機関等との連携

ア G8国際組織犯罪対策上級専門家会合（リヨン・グループ）ハイテク犯罪サブグループにおいて、警察庁の職員を派遣し、平成9年12月のG8司法・内務閣僚級会合で策定された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」等に基づくハイテク犯罪に関する国際捜査協力や各国国内の体制整備に関する議論に積極的に参加した。

イ 平成13年以降毎年、アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議（現在9か国、1地域が参加）を主催し、アジア地域における各国にサイバー犯罪捜査等に係る技術情報の交換等を行った。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア サイバーフォースの創設により、重要インフラ事業者等の責任者が講ずべき技術的対策に関する指導・助言のほか、技術情報の提供、ペネトレーションテストによるネットワーク全体の安全性の検証の実施が可能となった。

イ 都道府県（方面）情報通信部情報技術解析課の設置により、都道府県警察に対し、直接に技術支援を行うことが可能となり、都道府県警察の要望に迅速かつ的確に対応することが可能となった。

ウ すべての都道府県警察にサイバーテロ対策プロジェクトを設置し、平素から重要インフラ事業者等への訪問を行うことにより、緊急対処に必要な技術情報を共有し、緊急時の迅速な連絡が可能となった。また、重要インフラ事業者等の訪問、セミナーの開催等により、適切な指導・助言を実施した結果、重要インフラ事業者等の情報セキュリティに対する意識が高まり、自主的な対策に取り組むようになった。特に、「我が国におけるインターネット治安情勢」等による情報提供により、重要インフラ事業者等が情勢を把握することが可能となり、自主的な対策に取り組むことができるようになった。

エ @policeにおいて、セキュリティ情報やインターネット定点観測情報等を提供することにより、国民及びインターネットプロバイダ等が自ら諸対策を講じる上での情報の収集が可能となった。

オ サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修の実施により、警察官及び技術職員の事案対処能力が向上した。

カ 各種の資機材を整備することにより、高度化・複雑化しているサイバー犯罪、サイバーテロに的確に対応することが可能となった。

キ サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に関する国際会議への積極的な参加やアジア地域サイバー犯罪捜査技術会議の主催により、海外法執行機関との連携を確立し、最新の情報を共有することができた。

##### (2) 改善等を要する事項

ア 平成17年5月、政府に情報セキュリティ政策会議が、また同年4月、内閣官房に情報セキュリティセンターがそれぞれ設置され、情報セキュリティに関する政府の取組みが強化された。また、情報セキュリティ政策会議において重要インフラの範囲を拡大する方向で見直しが進められており、こうした

情勢を踏まえ、警察においても、情報セキュリティに関する取組みの強化に努めるとともに、関係省庁等との連携を一層強化する必要がある。

イ サイバーテロ対策を一層推進するため、重要インフラ事業者等への訪問、セミナーの開催、サイバーテロ対処訓練を積極的かつ継続的に実施していく必要がある。

ウ 技術の発展は日進月歩であることから、警察が適切に対処するためには常に最新かつ高度の技術力を維持することが不可欠であるが、そのためには、教育及びその内容の見直しを継続的に行う必要がある。また、情報通信技術分野においては、資機材の陳腐化が早いことから、各種活動を的確に実施する上で、最新の資機材を整備することが必要となる。

エ 新たな技術を悪用した脅威を迅速に把握するため、インターネット上の攻撃等の観測・分析機能の高度化を継続的に行う必要がある。

オ 情報収集が遅れれば対応の遅れにつながることから、この種の分野で先進する欧米諸国等との間で、最新の情勢についての情報を迅速に収集するための枠組みを確立する必要がある。このため、国際会議における協議に引き続き参画するとともに、二国間での協力関係を構築するなど、確実な情報収集を行うための取組みを推進する必要がある。

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

#### 【評価の対象とした政策の名称】 3 広域犯罪への的確な対応

(政策所管課：刑事企画課)

##### 1 政策の内容

- (1) 管区警察局広域調整部の新設
- (2) 広域捜査支援システムの整備

広域犯罪に的確に対応するために、管区警察局に広域調整部を設置し広域犯罪の捜査等の警察活動に係る調整機能を強化するとともに、広域捜査支援システムの整備により、広域犯罪の迅速・的確な捜査を行い、被疑者の検挙を図る。

##### 2 実施事項

- (1) 平成13年、管区警察局の公安部を廃止して広域調整部を設置し、広域犯罪の捜査等について、管轄区域内の府県警察に対する調整機能を強化した。広域調整部においては、共同捜査・合同捜査における府県間調整や広域にわたる身の代金目的誘拐事件等に的確に対応するための広域捜査訓練を実施した。

注1：共同捜査とは、指揮系統の一元化は行わないが、関係都道府県警察が捜査事項の分担やその他捜査方針の調整を図りつつ、捜査を行うことをいう。

注2：合同捜査とは、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行うことをいう。

- (2) 自動車盗や自動車を利用した犯罪を迅速かつ的確に検挙するため、走行中の自動車ナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムを昭和61年度以降平成16年度までに620式整備した。

##### 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 管区警察局広域調整部の新設

###### ア 都道府県警察における共同・合同捜査の実施

広域重要事件の捜査においては、管区警察局広域調整部による調整等により、関係都道府県警察が共同捜査又は合同捜査による組織的かつ効率的な捜査を推進している。

###### (事例)

中国人グループによるピッキング・サムターン回しにより侵入する広域空き巣事件

平成12年8月から16年3月までの間、中国人の男らは、福建省からの密入国者らを中心に窃盗グループを組織し、主として中高層マンションを対象に、ピッキング用具、サムターン回し等の特殊開錠用具を使用するなどして侵入し、現金、パソコン、貴金属等を窃取する空き巣等を広域にわたり敢行した上、盗品を質店、貴金属精錬業者等に売却処分していた。犯行

が広域にわたることから、管区警察局の調整の下、関係都道府県警察が、共同捜査・合同捜査を実施し、首謀者を含め24人を検挙、11都府県にわたる空き巣など窃盗等525件（被害総額3億4,595万円相当）を解決し、窃盗組織を壊滅した（京都、大阪、和歌山、兵庫、滋賀、奈良、三重、警視庁）。

イ 広域捜査訓練の実施状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
実施回数	110	89	86	85	88

(2) 広域捜査支援システムの整備

ア 自動車ナンバー自動読取システムの整備状況（累計）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
整備数	540	550	580	580	620

イ 自動車ナンバー自動読取システムを活用した検挙状況

(ア) 検挙事例

盗難車両のナンバーを、自動車ナンバー自動読取システムが読み取ったため、配備中の地域警察官が職務質問を実施し、窃盗事実を自供した運転者を逮捕した。

ひき逃げ事件で緊急配備中、手配車両のナンバーを自動車ナンバー自動読取システムが読み取ったため、パトカーで検索して対象車両を捕捉し、運転者を逮捕した。

(イ) 自動車ナンバー自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
検挙件数	1,404	1,349	1,273	1,126	802

4 評価の結果

(1) 効果

ア 関係都道府県警察において、管区警察局広域調整部の調整の下、積極的に共同捜査・合同捜査を実施した結果、検挙に至った事例が見られる。また、広域捜査訓練を実施することにより、身の代金目的誘拐事件等広域犯罪への対応力の向上が図られている。

イ 自動車ナンバー自動読取システムの整備により、自動車盗に加え、自動車利用犯罪の検挙に成果を上げている。

(2) 改善等を要する事項

ア 共同捜査・合同捜査の的確な実施や広域捜査訓練の充実のため、管区警察局広域調整部が、他の管区警察局や管内道府県警察間の調整を一層積極的に図る必要がある。

イ 自動車ナンバー自動読取システムは、盗難車両のほか、犯罪に利用された車両等を捕捉し、検挙するものであり、引き続き、自動車ナンバー自動読取システムの整備を推進する必要がある。

課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした施策の名称】 4 安全かつ快適な交通の確保

(政策所管課：交通規制課)

1 政策の内容

道路交通のIT化、バリアフリー化の推進

〔 道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通の安全と円滑の確保、環境負荷の低減を図る。〕

注：本事業のうち評価の対象とした事業項目の名称・内容は、別添資料1のとおりである。

2 実施事項

交通安全施設等の整備事業の推進に関する法律等に基づき、主に次の施策を実施した。

- (1) 社会資本整備重点計画法が制定(平成15年3月31日公布、4月1日施行)され、政府において社会資本整備重点計画を策定した(平成15年10月10日閣議決定)。  
注：社会資本整備重点計画においては、別添資料2のとおり、19年度までの5年間に、都道府県公安委員会が実施する特定交通安全施設等整備事業に係るアウトカム目標が定められた。
- (2) 交通情報の提供に関する指針を制定した(平成14年4月)。
- (3) 「警察によるITSの今後の展開」を策定した(平成14年8月)。
- (4) 歩車分離式信号に関する指針を制定した(平成14年9月)。
- (5) あんしん歩行エリアを指定した(平成15年7月)。
- (6) 路側帯拡幅等による交通事故抑止対策実施要領を制定した(平成15年10月)。
- (7) 視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針を制定した(平成15年10月)。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 特定交通安全施設等整備事業による主な交通安全施設の整備基数

ア IT化に資する主な交通安全施設

	14年度の整備基数	15年度の整備基数	16年度の整備基数
集中制御化	2,589	2,461	2,643
情報収集提供装置	4,967	3,914	3,000
交通情報板	184	156	146

注：平成14年度の整備基数には、13年度第2次補正予算による整備分を含む。

イ バリアフリー化に資する主な交通安全施設

	14年度の整備基数	15年度の整備基数	16年度の整備基数
歩行者感応化	74	70	74
視覚障害者用付加装置	997	819	842
高齢者等感応化	540	369	347
音響式歩行者誘導付加装置	239	150	104
歩行者支援装置	-	54	35

注1：平成14年度の整備基数は13年度第2次補正予算による整備分を含む。

注2：歩行者支援装置については、平成15年度から特定交通安全施設等整備事業の事業項目として加えられた。

(2) (1)に掲げた事業に係る予算額（単位：百万円）

	14年度	15年度	16年度
予算額	13,325	13,678	12,636

注1：予算額は補正後予算額で事業費ベースである。

注2：平成13年度第2次補正予算額は、2,751百万円である。

(3) 信号機のバリアフリー化率

	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
対象信号機基数	12,357	12,357	11,997	12,043
バリアフリー化済基数	4,158	4,900	5,450	6,099
バリアフリー化率	34%	40%	45%	51%

注1：信号機のバリアフリー化とは、高齢者、身体障害者等が道路を横断するために必要な青信号の時間を信号機の設定や時間延長機能の付加により確保するとともに、青信号を表示していることを横断歩行者に対して音響により伝える機能を信号機に付加することをいう。

注2：対象信号機は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）における特定経路を構成する道路上の全信号機である。

(4) 死傷事故抑止、交通の円滑化及び環境負荷の低減に係る効果

平成14年度から16年度までの3か年における道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業の一部による効果を計算すると次のとおりとなる。

注：評価方法は、平成11年度から15年度までに実施した特定交通安全施設等整備事業による効果を基に、部外有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：大藏泉横浜国立大学教授）により確立された効果測定手法を用いた。

ア 死傷事故発生件数の抑止効果（別添資料3）

約13,987件（金額に換算して約442億円）

イ 交通円滑化効果（別添資料3）

約3,982億円

ウ 二酸化炭素排出量の削減効果（別添資料3）

約33万t - CO<sub>2</sub>

エ 経済便益（ア＋イ）

約4,424億円

4 評価の結果

(1) 効果

ア IT化、バリアフリー化の推進

主要な旅客施設周辺等の信号機のバリアフリー化率が約17%向上するなど、道路交通のIT化、バリアフリー化は着実に推進されている。

イ 死傷事故抑止、交通の円滑化及び環境負荷の低減

評価期間である平成14年度から16年度までの間の道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業に係る予算は約424億円であるところ、これによる死傷事故抑止効果及び交通円滑化効果に伴う経済便益は、同期間中だけで投資費用の約10.4倍に当たる約4,424億円に達しており、高い効果が認められる。

(2) 改善を要する事項

引き続き、道路交通のIT化、バリアフリー化を推進し、安全かつ快適な交通を確保する必要がある。

## IT化に資する主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
集中制御化	車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。
情報収集提供装置	路上設置型の赤外線通信装置により、通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載のカーナビゲーション装置等と交通管制センターの間の情報のやりとりを媒介する。
交通情報板	路側等に表示板を設置し、交通規制、交通渋滞、交通事故、う回路に関する情報等を文字又は図形により運転者に提供する。

## バリアフリー化に資する主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
歩行者感応化	横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は横断青時間を短縮する。
視覚障害者用付加装置	信号の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。
高齢者等感応化	高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。
音響式歩行者誘導付加装置	視覚障害者等の歩行者に対してチャイムにより歩行者青信号の開始等を知らせる。
歩行者支援装置	高齢者や視覚障害者が横断歩道を歩行する際、信号の状態等の音声情報等を提供したり、青時間を延長したりすることにより、安全・安心かつ快適な移動ができるように支援する

## 社会資本整備重点計画に定められた重点目標 (国家公安委員会 警察庁関係部分)

### 暮らし 《少子 高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等》

1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合

【信号機 約4割(H14) 約8割(H19)】

### 安全 《総合的な交通安全対策及び危機管理の強化》

道路交通における死傷事故率

【18件/億台キロ(H14) 約1割削減(108件/億台キロ)(H19)】

- ・ あんしん歩行エリアの整備により、道路管理者と連携してH19までにエリア内の死傷事故を約2割抑止
- ・ 事故危険箇所対策の推進により、道路管理者と連携してH19までに対策実施箇所の死傷事故を約3割抑止
- ・ 信号機の高度化等により、H19までに死傷事故を約44,000件抑止

### 環境 《地球温暖化の防止》

運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出削減量

【地球温暖化対策推進大綱に基づき約4,530万t-CO<sub>2</sub>を削減 (H22)】

- ・ 信号機の高度化等により、H19までにCO<sub>2</sub>の排出量を約70万t-CO<sub>2</sub>抑止

### 活力 《都市交通の快適性、利便性の向上》

信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間

【H19までに対策実施箇所において約1割短縮】

## 死傷事故発生件数の抑止効果

(単位:件)

事業 年度	集中制御化		高齢者等感応化		歩行者感応化		視覚障害者用 付加装置		音響式歩行者 誘導付加装置		合計 抑止件数
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	
平成14年度	2,589	971	540	178	74	27	997	384	239	79	1,638
平成15年度	2,461	2,865	369	478	70	78	819	1,083	150	207	4,712
平成16年度	2,643	4,779	347	714	74	130	842	1,722	104	291	7,637
小計	7,693	8,614	1,256	1,371	218	235	2,658	3,189	493	577	13,987

死傷事故抑止による経済便益

= 316.1万円 (事故1件あたりの経済的損失) × 13,987 (事故抑止件数)

= 4,421,291万円 442億円

交通事故による経済的損失に関する調査研究報告書 (内閣府政策統括官)より

## 交通円滑化効果

(単位:億円)

事業 年度	集中制御化			合計 総便益
	基数	時間便益	走行便益	
平成14年度	2,589	432	17	449
平成15年度	2,461	1,275	50	1,324
平成16年度	2,643	2,127	83	2,209
小計	7,693	3,833	149	3,982

交通円滑化効果

約3,982億円

## 二酸化炭素排出量の削減効果

(単位:tCO<sub>2</sub>)

事業 年度	集中制御化	
	基数	効果
平成14年度	2,589	37,100
平成15年度	2,461	109,467
平成16年度	2,643	182,607
小計	7,693	329,174

二酸化炭素排出量の削減効果

約33万t-CO<sub>2</sub>

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別添1参照。
- ・ 「抑止件数」とは、死傷事故の抑止件数である。
- ・ 整備初年度の効果 (抑止件数、便益等)は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される効果の半分とし、翌年度の効果は、その年度の効果の半分と過年度の効果の累積との和としている。

### 課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

#### 【評価の対象とした政策の名称】 4 安全かつ快適な交通の確保

(政策所管課：交通指導課)

##### 1 政策の内容

###### 凶悪化する暴走族に対する対策の強化

暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、暴走族に対する国民の取締り要望も踏まえ、各部門が連携した暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、市民生活の平穏と安全を確保する。

##### 2 実施事項

- (1) 平成13年2月の暴走族対策関係8省庁による暴走族対策の強化についての申合せ等に基づく総合対策を実施した。
- (2) 各部門が一体となった総合体制の確立等のため、「暴走族取締強化期間の実施及び総合的な暴走族対策の推進について」(平成15年4月24日付け警察庁丙交指発第11号ほか)を発出した。
- (3) 平成16年11月1日に施行された道路交通法の一部を改正する法律に基づき、共同危険行為等の検挙に努めた。
- (4) 暴走族捜査に係る指揮・管理能力を向上させるため、警察大学校の研究科及び管区警察学校の交通捜査専科において、平成14年度から16年度にかけて合計106人に対して研修を実施した。
- (5) 暴走族による集団暴走事案の検挙に資するため、平成14年度から16年度において暴走族取締用車両合計29台を都道府県警察に配備したほか、暴走族視察・内偵用車載ビデオ、暴走族用阻止柵、封鎖用エアバッグ及びストロボ付き連写カメラの配備のための補助金を予算措置した。

##### 3 効果の把握の手法及びその結果

###### (1) 暴走族構成員数の推移

平成16年末現在における暴走族構成員数は1万8,811人で、減少し続けている。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
構成員数	28,652	27,764	26,360	24,669	21,184	18,811
指数(13年=100)	109	105	100	94	80	71

(2) い集・走行回数の推移

平成16年中のい集・走行回数は5,226回、参加人数は9万3,438人、参加車両は52,127台で、近年、減少している。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
い集・走行回数	8,572	8,916	8,682	7,430	6,239	5,226
指数(13年=100)	99	103	100	86	72	60
参加人数	220,697	202,834	210,408	184,857	136,155	93,438
指数(13年=100)	105	96	100	88	65	44
参加車両	111,146	106,565	109,846	101,118	74,865	52,127
指数(13年=100)	101	97	100	92	68	47

(3) 110番通報件数の推移

平成16年中の集団暴走による騒音苦情等の110番通報件数は、8万7,448件で、15年まで15年連続で10万件を超えていた110番通報件数が8万件台となった。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
110番通報件数	142,788	148,570	146,042	129,808	106,159	87,448
指数(13年=100)	98	102	100	89	73	60

(4) 検挙人員の推移

平成16年中の暴走族の検挙人員は、13年の71%にとどまっているが、い集・走行人数に対する検挙割合を見ると、16年中の割合は71.0%であり、13年の44.5%に比べ、26.5ポイント増加している。

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
検挙人員	104,286	96,284	93,726	85,888	79,787	66,355
指数(13年=100)	111	102	100	92	85	71
い集・走行人数に対する検挙割合	47.3	47.5	44.5	46.5	58.6	71.0

注：「い集・走行人数に対する検挙割合」とは、検挙人員のい集・走行参加人数に占める割合をいう。

4 評価の結果

(1) 暴走族構成員数、い集・走行回数、110番通報件数及び暴走族の検挙人員はいずれも減少しており、暴走族対策の効果が現れていると考えられる。

(2) 改善等を要する事項

今後とも、暴走族に対する国民の取締り要望を踏まえ、各部門が連携した暴走族対策を推進する。

課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

【評価の対象とした政策の名称】 4 安全かつ快適な交通の確保

(政策所管課：運転免許課)

1 政策の内容

手続の簡素化による国民の負担軽減

運転免許の更新手続を簡素化することにより国民の負担を軽減し、その要請に  
 応える。

2 実施事項

- (1) 道路交通法施行規則の改正により、都道府県公安委員会が規則で定めるところにより、写真の添付を要しないこととすることができるようにした(平成13年4月施行)。
- (2) 優良運転者については、本人の住所地の警察署に限ることなく、原則として同一の都道府県内のすべての更新窓口で更新申請を受け付けるよう努めている(平成13年4月から)。
- (3) 道路交通法の改正により、優良運転者が住所地以外の公安委員会を經由して更新申請を行うことを可能とした(平成14年6月施行)。
- (4) 道路交通法の改正により、更新期間を従来の1か月間から2か月間に延長した。(平成14年6月施行)。

3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 更新申請者に占める写真添付を要しない更新申請窓口における更新申請者数の比率

平成16年中の写真添付を要しない更新申請窓口における更新申請者数は、約1,507万人であり、更新申請者数に占める比率は81.3%であった。

	12年中	13年中	14年中	15年中	16年中
写真添付を要しない更新申請窓口における更新申請者数の比率	0.0%	58.0%	77.8%	82.3%	81.3%

注：写真添付を要しない窓口における更新申請者数の比率とは、写真添付を要しない更新申請窓口における更新申請者数が更新申請者数に占める割合をいう。

- (2) 更新申請窓口に占める優良運転者が申請が可能な窓口の比率

同一の都道府県内の優良運転者であれば住所地を問わず更新申請が可能な窓口の数は、平成16年は891で、全国の更新申請窓口に占める比率は81.5%となった。

15年と比べ、14.5ポイント増加しており、指導を開始した13年に比べ、43.8ポイント増加している。

	13年	14年	15年	16年
優良運転者が申請可能な窓口の比率	37.7%	61.6%	67.0%	81.5%

注：更新申請窓口に占める優良運転者が申請が可能な窓口の比率とは、当該

窓口が所在する都道府県内の優良運転者であれば住所地を問わず申請可能な窓口数が全国の更新申請窓口数に占める割合をいう。

(3) 優良運転者が経由申請することのできる窓口数及び当該窓口を利用した者の更新者に占める比率

平成14年から16年にかけて、優良運転者が経由申請することのできる窓口数に変化はないが、16年中の経由申請の件数は5,309件で、16年中の経由申請をした者の更新申請者に占める比率が、平成15年に比べ、0.4ポイント増加した。

	13年	14年	15年	16年
経由申請することができる窓口	0	77	77	77
経由申請をした者の比率	-	-	2.5%	2.9%

注：経由申請をした者の比率とは、経由申請した者の数が全国における更新申請者数に占める割合をいう。

(4) 更新予定者に占める失効者の比率

免許を失効し、失効後6月以内に試験の一部免除により合格した者の数は、平成16年は約20万人で、更新予定者数に対する比率は1.06%となった。15年に比べ、0.12ポイント減少し、本制度の導入前の13年に比べ、ほぼ半減した。

	13年中	14年中	15年中	16年中
失効者の比率	1.99%	1.75%	1.18%	1.06%

注：ここでは、失効者の比率として、失効後6月以内に、試験の一部免除により合格した者の数が全国における更新予定者数に占める割合を計上している。

#### 4 評価の結果

(1) 効果

ア 更新申請の際の写真添付の省略については、過去3年間継続的に更新申請者の約8割が写真添付の省略の対象となっており、本制度の導入によって更新時の写真添付に係る国民の負担が軽減したと認められる。

イ 住所地を問わず、優良運転者が更新の申請を行うことが可能な窓口数の比率が増加しており、優良運転者である更新申請者の利便性が向上したと認められる。

ウ 優良運転者が本人の住所地以外の公安委員会を經由して更新申請を行った件数の比率が増加しており、優良運転者である更新申請者の利便性が向上したと認められる。

エ 更新期間が1か月間から2か月間に延長されたことにより、免許失効後6月以内に試験の一部免除により合格した者の数の比率が減少しており、失効に係る更新者の負担が軽減されたと認められる。

(2) 改善等を要する事項

今後とも、更新手続を含む運転免許に係る各種手続の簡素合理化を図り、国民の負担の軽減と利便の向上を更に推進していく必要がある。

## 課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

【評価の対象とした政策の名称】 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

(政策所管課：人事課)

### 1 政策の内容

#### 教育の充実

教育の充実を図ることにより、精強な執行力を確保するとともに、警察職員一人一人の資質を向上し、強力かつ的確な職務執行を可能とする。

### 2 実施事項

- (1) 昇任時教育期間の延長
- (2) 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実
- (3) 採用時教育の見直し
- (4) 実戦的教育の強化
- (5) 学校教養改善検討委員会の設置と運用
- (6) 府県警察学校等教官選抜要綱等の制定
- (7) 一般職員に対する学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善
- (8) 長期間学校教育を受けていない者に対する教育の実施
- (9) けん銃使用判断能力向上のための訓練の充実
- (10) 基礎体力の維持向上

### 3 効果の把握の方法及びその結果

#### (1) 昇任時教育期間の延長

職務倫理及び幹部に対する教育の充実を図るため、各級昇任時教育の期間を延長するなど、平成13年度から新たな教育制度による学校教育を実施した。

巡査部長任用科 4週間 6週間

警部補任用科 5週間 8週間

警部任用科 2か月 3か月又は6か月

教育期間の延長により、ゼミ授業及び部外有識者による授業を拡充し、実務能力及び管理・指導能力を養成するための教育を充実した。また、幹部に強く求められる職務倫理の実践及び指導に必要な教育を推進した。

#### (2) 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実

民事問題等に対する警察の立場についての教授内容の充実

採用時及び昇任時教育における告訴・告発、警察安全相談及びストーカー・配偶者からの暴力事案への対応に関する教授内容の充実

警部補任用科及び警部任用科において、幹部の民事問題に関する法的理解を深めさせるための民事法授業の導入

等、「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容を平成13年度から拡充し、この種事案の対処要領及び解決に必要な知識の修得の教育を

推進した。

(3) 採用時教育の見直し

新規採用警察官の早期戦力化による現場執行力の強化等を図るため、採用時教育制度を見直し、平成17年4月から実施した。

なお、一部の府県警察（35府県）においては、見直し内容の一部を先行的に実施した。

（主な見直し内容）

警察学校での教育を採用時教育の前段で集中的に実施  
 捜査実務の授業時間を増加し、捜査要領等の修得を徹底  
 実戦実習を新設し、独力での実務経験を積ませて効率的に育成

21か月（短期課程15か月）

【従来】

初任科 10か月（短期6か月）	職 場 実 習			初任総合科 3か月 （短期2か月）
	地域実習 （前期） 2か月	地域実習（後期） 5か月 （短期4か月）	捜査 実 習 1か月	

【見直し】

初任科 10か月（短期6か月）	職 場 実 習		初任補修科 3か月 （短期2か月）	実 戦 実 習 5か月 （短期4か月）
	地域実習 2か月	捜 査 実 習 1か月		

【初任総合検討会】

(4) 実戦的教育の強化

事案に対する実体法上の評価、証拠化措置や手続法上執るべき措置について正しく判断する能力、逮捕・制圧技術を培うため、警察学校等において、実際の現場を想定し、職務質問、擬律判断、制圧・逮捕等の実戦的教育を充実・強化した。具体的には、

実際の第一線の現場を想定した事例により、学生に職務質問を模擬体験させ、職務質問の方法を修得させる職務質問実習

不審者に対する職務質問時に刃物で襲いかかってくる事案等を想定し、通報受理から資機材の携行、現場臨場、職務質問、柔剣道・逮捕術の実技とけん銃使用による被疑者の制圧等を訓練する実戦的逮捕術・けん銃訓練等を実施している。

(5) 学校教養改善検討委員会の設置と運用

平成13年5月、新教育制度を効果的に実施するため、「学校教養改善検討委員会」（委員長：警察大学学校副校長）を設置し、各級警察学校で行う課程の教授内容に関する必要な調査及び研究を実施した。その結果、採用時教養の見直しに関する調査・検討等が行われるなど教養の充実が図られた。

(6) 府県警察学校等教官選抜要綱等の制定

平成13年10月、警察学校における教育の充実を図るため、高い資質等を有する警察官を教官に任用する制度として、府県警察学校等教官選抜要綱（任用基準）等を制定し、教官任用前の警察大学学校教官養成科入校を制度化するなどし

た。

教官任用前に警察大学校教官養成科に入校した者の割合は、平成14年は48.6%であったが、16年は70.7%で、22.1ポイント上昇した。

(7) 一般職員に対する学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善

平素、警察官と一体となって業務を行う一般職員について、それぞれの職務に必要な知識・技能等を修得させ、同時に警察職員としての職責の自覚と使命感を高めるため、一般職員に対する学校教育の教授内容の見直しや総授業時間の拡充等を行い、平成14年度から実施した。

また、生活安全、刑事、交通、警備の各専門部門に新たに任用される警察官に対する部門別任用時教育についても、職務倫理教育等の充実を図るため、教授内容を見直し、平成14年度から実施した。

(8) 長期間学校教育を受けていない者に対する教育の実施

平成14年8月、5年以上にわたり警察学校における教育を受けていない職員を対象に、職務倫理教育及び被害者対策・警察安全相談等警察活動における重要課題に関する教育を充実させるため、「長期未入校者教養実施要領」を制定した。

長期にわたり警察学校に入校していない警察職員を3日間以上警察学校に入校させるなどにより、「職務倫理の基本」を再認識させる教育、警察活動における重要課題等に関する教育を推進した。

長期未入校者教養を受けた職員は、14年度から16年度までの3か年で、約25,600人であった。

(9) けん銃使用判断能力向上のための訓練の充実

平成13年12月、けん銃訓練要綱を改正し、訓練内容を見直し、現場に即したけん銃使用判断訓練や、より実戦的な応用射撃訓練を重点的に推進した。

また、映像射撃訓練装置・映像射撃シミュレーターを導入し、けん銃使用判断能力、射撃能力の向上を図った。

この結果、けん銃を使用する可能性の高い職務に従事する重点訓練対象者の平成16年度中の実包による射撃訓練の実施率が106.3%となるなど、けん銃訓練要綱の改正以降、けん銃訓練の充実が図られている。

また、映像射撃シミュレーターの導入により、従来までけん銃射撃場で行われていたけん銃使用判断能力、射撃能力の向上のための訓練を警察署等で行うことが可能となったことにより、同訓練回数が増加した。

注1：映像射撃訓練装置とは、特殊な素材で作られた画面に映し出される映像に向け、実弾で射撃を行うことができる訓練装置であり、平成8年から導入している。

注2：映像射撃シミュレーターとは、プロジェクターでスクリーンに投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う可搬式の訓練装置であり、平成14年度から導入している。

(10) 基礎体力の維持向上

平成14年10月、警察官等の執行力の基盤をなす基礎体力の維持向上を図るた

め、新警察体力検定「JAPPAT」(ジャパット)を導入した。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

精強な執行力を確保するとともに、警察職員一人一人の資質を向上するための教育の充実が図られた。

##### (2) 改善等を要する事項

ア 警察改革を持続的に断行するためには、幹部を始めとする警察職員一人一人が警察改革の意義等を十分に理解した上で、日々の職務に当たることが重要であり、警察改革に関する教育をより一層充実強化する必要がある。

イ 警察官に対する公務執行妨害事案が増加するなど職務執行を取り巻く環境が悪化するとともに、大量退職・大量採用により警察組織の人的構成が大きく変化しつつある状況の下、精強な第一線警察を構築するため、現場執行力の強化に向けた教育を強化する必要がある。とりわけ、若手警察官に対して、事案を想定した現場対応の実戦的教育や、制圧・逮捕の技能を修得するための術科訓練等を徹底し、早期戦力化を図る必要がある。

ウ 各級警察学校の教授内容等について、入校学生の理解及び修得をより確実なものとするため、学校教養改善検討委員会の活動を更に充実させ、教授内容、教育技法、教材等に関する調査・研究を実施し、警察学校における教育の更なる質的向上を図る必要がある。

エ 映像射撃シミュレーターについては、けん銃使用判断能力、射撃能力の向上に有用な装置であることから、更なる整備を図ることが必要である。

## 課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

【評価の対象とした政策の名称】 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

(政策所管課：人事課)

### 1 政策の内容

種採用者等の人事管理の見直し

〔種採用者等について、現場経験の充実を図るなど育成方策を見直すことにより、一人一人の資質の向上を図る。〕

### 2 実施事項

#### (1) 種採用者の警視昇任時期の延伸（別添資料1参照）

種採用者については、若い時期の現場経験を充実させるため、警視昇任の時期を従来の採用後4年目から段階的に遅らせることとし、遅らせた期間については、警部補の階級における第一線警察署等勤務の延長と警部の階級における警察署課長代理等勤務に充当している。

#### (2) 警察本部長等に対する組織管理者研修の実施等

新たに警察本部長等に登用する者については、任命に先立って警察庁の人事検討委員会を開催するなどしてその者の適格性を組織的に検討するとともに、登用前に組織管理者研修を実施して各種業務運営に当たって把握すべき事項等を教育するなど、的確な人事管理に努めている。

#### (3) いわゆる推薦者の警察本部長等への積極的登用

いわゆる推薦者（都道府県警察採用の優秀な警察官で、当該都道府県警察の推薦に基づき警部等の階級で警察庁に中途採用された者）について、警察本部長等への積極的な登用を行っている。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 種採用者の警視昇任時期の延伸の実施状況

##### ア 警部補段階での都道府県警察勤務期間の延長状況

平成10年採用者	約9か月
平成11年採用者	約10か月
平成12年採用者	約12か月
平成13年採用者	約13か月
平成14年採用者	約13か月
平成15年採用者	約14か月
平成16年採用者	約14か月

##### イ 警部段階での都道府県警察勤務状況（別添資料2参照）

平成12年1月現在	計0名
平成13年1月現在	計2名
平成14年1月現在	計3名

平成15年1月現在	計2名
平成16年1月現在	計2名
平成17年1月現在	計6名

ウ 警視昇任までの期間の延伸状況

平成8年採用者（延伸前）	4年目警視昇任（平成11年）
平成9年採用者	5年目警視昇任（平成13年）
平成10年採用者	6年目警視昇任（平成15年）
平成11年採用者	6年目警視昇任（平成17年）

（最終的には、警視昇任の時期を採用後7年目とする予定）

(2) 警察本部長等に任用する際の人事検討委員会の開催状況及び組織管理者研修の実施状況

人事検討委員会	平成12年以降計21回開催
組織管理者研修	平成12年以降計5回実施

(3) いわゆる推薦者の登用状況（別添資料3参照）

平成12年1月現在	警察庁課長0名、警察本部長等2名
平成13年1月現在	警察庁課長2名、警察本部長等3名
平成14年1月現在	警察庁課長3名、警察本部長等4名
平成15年1月現在	警察庁課長2名、警察本部長等6名
平成16年1月現在	警察庁課長1名、警察本部長等5名
平成17年1月現在	警察庁課長1名、警察本部長等5名

4 評価の結果

(1) 効果

ア 警部補期間の延長等により、地域、刑事、生活安全等の各部門での現場経験の充実が図られている。

イ 警視への昇任を延伸することにより、都道府県警察の課長に就任する以前に、警察庁の行政官や第一線警察署の課長代理としての勤務や海外留学等の多様な経験を積んでいる。

ウ 厳格な人物審査、推薦者の積極的な登用等により、適材適所の人事配置が図られている。

(2) 改善等を要する事項

公務員制度改革の動向等を踏まえつつ、これまでに実施した見直しにつき、引き続きその効果を把握し、検証する。

種採用者の警視昇任時期の延伸

見直し前

採用	2年目 4月	4年目
警部補	警部	警視
都道府県警察勤務等	警察庁係長等	都道府県警察本部課長・海外留学等

見直し後(予定)

採用	2年目 10月	7年目	
警部補	警部		警視
都道府県警察勤務等	警察庁係長	警察署課長代理・海外留学等	警察庁課付・都道府県警察本部課長等

## 警部段階での都道府県警察勤務状況

警察改革の推進以前（平成12年1月1日現在）	計0名
平成13年1月1日現在	計2名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名
平成14年1月1日現在	計3名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名
生活安全特別捜査隊付	1名
平成15年1月1日現在	計2名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名
平成16年1月1日現在	計2名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名
平成17年1月1日現在	計6名
警察署生活安全課課長代理	3名
警察署刑事課課長代理	2名
警察署交通課課長代理	1名

### いわゆる推薦者の登用状況

警察改革の推進以前（平成12年1月1日現在）

警察庁課長 0名  
警察本部長 1名（石川県警察本部長）  
方面本部長 1名（北見方面本部長）

平成13年1月1日現在

警察庁課長 2名（交通指導課長、公安第二課長）  
警察本部長 1名（岩手県警察本部長）  
方面本部長 2名（旭川方面本部長、北見方面本部長）

平成14年1月1日現在

警察庁課長 3名（鑑識課長、交通指導課長、公安第二課長）  
警察本部長 2名（岩手県警察本部長、富山県警察本部長）  
方面本部長 2名（旭川方面本部長、北見方面本部長）

平成15年1月1日現在

警察庁課長 2名（鑑識課長、交通指導課長）  
警察本部長 4名（富山県警察本部長、茨城県警察本部長、高知県警察本部長、佐賀県警察本部長）  
方面本部長 2名（旭川方面本部長、北見方面本部長）

平成16年1月1日現在

警察庁課長 1名（鑑識課長）  
警察本部長 3名（滋賀県警察本部長、佐賀県警察本部長、長崎県警察本部長）  
方面本部長 2名（旭川方面本部長、北見方面本部長）

平成17年1月1日現在

警察庁課長 1名（捜査第一課長）  
警察本部長 3名（滋賀県警察本部長、宮崎県警察本部長、福井県警察本部長）  
方面本部長 2名（旭川方面本部長、北見方面本部長）

## 課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

【評価の対象とした政策の名称】 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

(政策所管課：人事課)

### 1 政策の内容

職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

職務執行の中核たる警部補の在り方を見直し、指揮命令系統を明確化して業務の円滑な遂行を確保することにより、十分な執行力を確保する。

### 2 実施事項

「職務執行の中核たる警部補の在り方について」(平成13年6月14日付け警察庁丁人発第336号)により、都道府県警察に対して、それぞれの実情に応じた諸対策の実施について指示した。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 警部補の在り方の見直しを実施した都道府県の状況

ア 高齢職員の大量退職期に弾力的かつ適正な定員管理を図るため、一時的に警部補枠を下位の階級枠に流用するための条例等の改正を28都県で実施した。

イ 警部補としての能力・資質をよりの確に判断するために昇任試験の内容や配点基準等の改正又は見直しを35都道府県において実施した。

ウ 各都道府県警察において、警部補の職制の在り方に関する見直し等を行った結果、

係長と主査等警部補内における職制を二分化することにより、上位職警部補と下位職警部補間の責任を明確化(5県)

同一係内で上位に位置する警部補に指揮命令権を付与することにより、責を明確化(23県)

同一係内で上位に位置する警部補に調整権を付与することにより、係内における業務遂行を円滑化(12県)

一つの係に警部補を1人配置し、係内で同一階級の警部補が存在することを避けることにより、責任を明確化(6県)

スタッフ職である専門官に警部補を配置することにより、ライン職である係長の警部補との責任を明確化(1県)

が図られた。

#### (2) 都道府県警察から寄せられた主な意見(平成17年2月調査結果)

ア 大量退職時代を迎え、警部補を始めとする上位階級昇任者の質が低下することが懸念され、警部補としての意識が低い者も散見されることから、引き続き、警部補の質の維持・確保に努める必要がある。

イ 適正な昇任管理を行うためには、勤務評定をより一層反映したり、評価方

法を工夫する必要がある。

ウ 上位に位置する警部補であっても、他の警部補と同一処遇であり、それによる不公平感が生じていることから、処遇上の差異を明確化する必要がある。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 弾力的な定員管理や能力・資質を的確に反映した昇任審査が行われ、職務執行の中核たる警部補にふさわしい人材の昇任が図られている。

イ 職制の二分化等により、警部補個々の責任を明確化することにより、係内の迅速かつ的確な意思決定が図られるようにしている。

##### (2) 改善等を要する事項

ア 若手警部補の意識改革は進んだが、高齢者の中に職務執行の中核として十分な勤務を行っているとは言い難い者が依然として存在しているため、警部補に対する意識付けの徹底や警部補に係る教養の充実を図る必要がある。

イ 多数の退職者を補充するために必要な昇任数と能力・資質を的確に反映した適正な昇任数との間に乖離が生じるおそれがあることから、引き続き、弾力的かつ適正な定員管理を図るとともに、警部補としての適性を有する者を昇任させるための試験制度（配点、問題等）の在り方について、更に検討する必要がある。

エ 上位に位置する警部補について、処遇改善方策を検討する必要がある。

課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

【評価の対象とした政策の名称】 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

(政策所管課：人事課)

1 政策の内容

優秀かつ多様な人材の確保と活用

真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めることにより、十分な執行力を確保する。

2 実施事項

全国会議等において、優秀かつ多様な人材の確保等について指示した。

なお、平成17年6月、これまでの取組みを取りまとめ、「真に警察官たるにふさわしい者を採用するための警察官採用試験の改善等に関する要綱」を策定した。

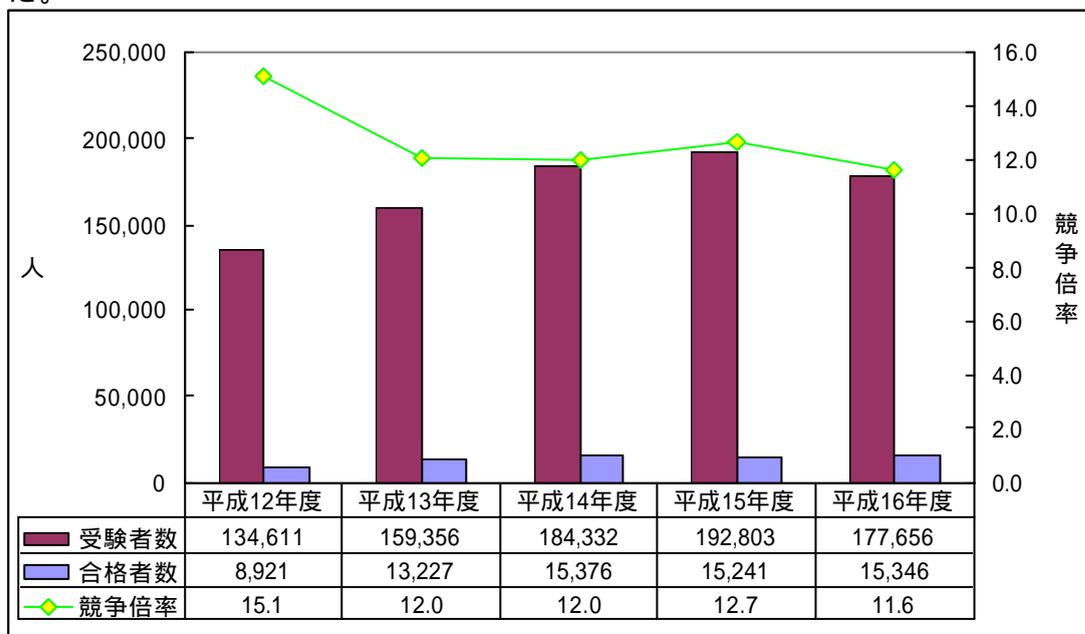
3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警察官採用試験の競争倍率の状況

ア 受験者数は、平成12年度以降増加傾向にあったが、16年度は、前年度と比べ、1万5,147人減少した。

イ 合格者数は、平成13年度に1万人を超え、14年度以降は毎年約1万5,000人となっている。

ウ 競争倍率は、平成16年度は11.6倍で、前年度に比べて1.1ポイント減少した。



(2) 採用試験の在り方の見直しの状況

真に警察官たるにふさわしい者を採用するために各種の見直しを推進した。

(見直しの具体例)

第一次試験合格者数の増加  
 採用試験に占める面接配点の増加  
 面接時間の増加  
 面接試験官の面接技能の向上  
 集団討論の導入

(事例)

警察学校の教官、若手警部補、女性警察官等を面接官として指定するなど、面接試験の改善を行った結果、教養試験の結果が下位の者であっても面接試験により能力・適性を評価された者が最終合格し、採用後、勤務実績優秀者となった者が多数いる。

従前の体力検査では不合格となる受験者はいなかったが、検査種目の変更、検査成績を得点として算定すること等により、体力に劣る者が合格できないようになった。

集団討論を導入したことにより、個別面接では把握することが困難な受験者のコミュニケーション能力や協調性等を把握できるようになった。

(3) 中途採用・特別採用の状況

平成17年4月1日現在、都道府県警察における中途採用者は178人、特別採用者は660人となっている。

注：中途採用とは、コンピュータ、財務等の専門的能力を有する者を能力に応じた階級に位置付けた上で民間等から採用することをいい、特別採用とは、特定の知識及び能力を有する者を特別枠を設け新規採用することをいう。

中途採用者の数（平成17年4月1日現在）

財務	国際	ハイテク	科学	計
53	48	65	12	178

特別採用者の数（平成17年4月1日現在）

語学	情報	社会人経験等	その他	計
219	104	264	73	660

(事例)

中途採用者が、財務捜査官として、業務上横領事件、背任事件等の捜査に従事し、財務解析や帳簿捜査等で検挙に貢献した。

中途採用者が、自らの専門的知識・技能を事件捜査の過程や学校教養で他の警察官に教授し、捜査員の資質の向上に寄与した。

特別採用者が、通訳のほか、捜査員として、外国人被疑者の取調べ、被害者の事情聴取等で活躍した。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 警察官採用試験の競争倍率の維持

警察官採用試験の競争倍率は、平成14年度は12.0倍、15年度は12.7倍、16年度は11.6倍と、相当の水準を維持しており、多数の受験者の中から合格者を決定することができていると認められる。

イ 採用試験の在り方の見直し

教養試験の結果を偏重することなく人物重視の評価を行い優秀な人材を採用することができた事例が報告されているなど、一定の効果が認められる。

ウ 中途採用・特別採用

中途採用者や特別採用者が、その知識・能力を生かして事件検挙等に貢献している事例が報告されているなど、一定の効果が認められる。

(2) 改善等を要する事項

ア 警察官採用試験の競争倍率の維持

警察官採用試験の競争倍率は相当の水準が維持されているが、平成16年度の競争倍率は、5年度以降で最も低い率にとどまっている。今後、退職者数の増加等により長期にわたり毎年1万人を超える者を採用することが必要になると予想されるところ、高い競争倍率を維持していくために、従来以上に積極的な募集活動を実施する必要がある。

イ 採用試験の在り方の見直し

採用試験の在り方の見直しを推進するに当たっては、今後とも、施策の効果を継続的に把握して評価し、その結果を施策に反映させることなどにより、実証的な取組みを推進する必要がある。

ウ 中途採用・特別採用

採用時の知識及び能力を衰えさせないためにも、研修会への参加を継続するなどにより常にスキルアップを図る必要がある。

課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

【評価の対象とした政策の名称】 1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

(政策所管課：人事課)

1 政策の内容

女性警察官の積極的な活用

女性警察官の能力や特性を効果的に活用し、ストーカー事案等の新たな治安上の課題に的確に対処することにより十分な執行力を確保し、国民の信頼回復を図る。

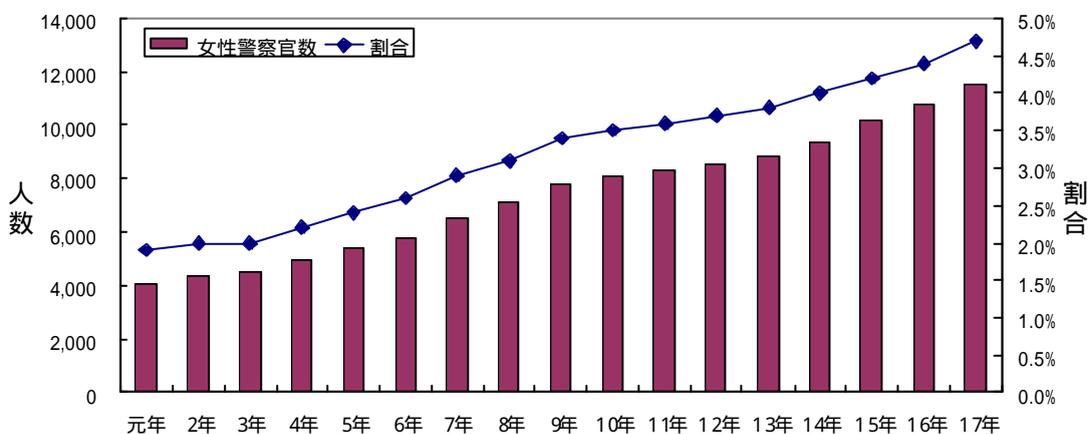
2 実施事項

男女共同参画社会の基本理念や男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、女性警察官の積極的採用・登用と職域の拡大、女性警察官の働きやすい職場環境づくり等に関する取組みを推進している。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 都道府県警察に勤務する女性警察官数の推移

都道府県警察に勤務する女性警察官は年々増加している。平成17年4月1日現在における都道府県警察に勤務する女性警察官の総数は、11,560人(全警察官の約4.7%)で、元年の約2.8倍に増加した。



	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
条例定員(人)	221,475	222,375	222,929	222,966	223,031	223,256	224,294	228,079	229,791
女性警察官数(人)	4,101	4,369	4,484	4,919	5,406	5,801	6,546	7,124	7,754
割合	1.9%	2.0%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.9%	3.1%	3.4%
	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	
条例定員(人)	229,907	230,000	230,186	232,591	237,056	241,133	244,343	247,873	
女性警察官数(人)	8,058	8,298	8,520	8,807	9,390	10,177	10,813	11,560	
割合	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	4.0%	4.2%	4.4%	4.7%	

(各年4月1日現在)

(2) 女性警察官の職域の拡大状況

平成11年には、女性警察官の職域は交通部門中心であったが、総・警務部門（留置業務、被害者対策等）、生活安全部門（生活経済事犯捜査等）、地域部門、刑事部門（強行犯捜査等）等に拡大している。

(単位:人)

	総・警務部門	生活安全部門	地域部門	刑事部門	組織犯罪対策部門	交通部門	警備部門	初任科生
11年4月1日 現在	958	827	1,703	926	-	2,965	294	625
12年4月1日 現在	1,026	870	1,722	1,029	-	2,917	297	659
13年4月1日 現在	1,013	1,007	1,786	1,140	-	2,865	273	723
14年4月1日 現在	1,228	1,093	1,775	1,170	-	2,745	303	1,076
15年4月1日 現在	1,360	1,159	2,040	1,281	-	2,702	328	1,307
16年4月1日 現在	1,479	1,239	2,067	1,303	206	2,761	341	1,417
17年4月1日 現在	1,549	1,337	2,793	1,444	212	2,918	361	946

4 評価の結果

(1) 効果

女性警察官の積極的採用とその職域拡大により、ストーカー行為、配偶者からの暴力、児童虐待等への取組体制や性犯罪等に係る被害者対策の充実が図られた。

(2) 改善等を要する事項

ア 男女共同参画社会の基本理念や男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、女性警察官の積極的な活用を今後とも、更に進める必要がある。

イ 女性警察官をより積極的に活用するため、警察署に当直勤務等で必要となる更衣室や休憩室等を整備したり、女性警察官が、家事、育児等に從事しながらも仕事に専念できるよう、育児・介護を支援するための制度を導入するなど、職場環境の改善に努める必要がある。

## 課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

### 【評価の対象とした政策の名称】 2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

(政策所管課：人事課)

#### 1 政策の内容

- (1) 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し
- (2) 効率性の追求
- (3) 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

犯罪の著しい増加や新しい治安課題の出現等治安情勢は悪化の一途をたどるとともに、国民の身近な犯罪の増加により国民の間に治安に対する不安感が増大しており、このような厳しい治安情勢に的確に対処し、国民が真に求めている安全と安心を確保するための体制を確立するために、徹底的な合理化を前提として地方警察官の計画的増員を行う。

#### 2 実施事項

- (1) 平成12年9月、「人員の配置、運用の抜本的な見直しの推進について」(平成12年9月8日付け警察庁丙人発第101号)により、業務の在り方やその必要性に踏み込んだ業務の見直し、効率的な業務運営に資する組織の見直し等、すべての部門の人員を徹底的に見直した上で最も効果的な人員配置を行うよう指示した。

合理化に関する方針

- ・ 管理部門・デスク部門の削減
  - ・ 業務の在り方、必要性にまで踏み込んだ業務の見直し
  - ・ 効率的な業務運営に資する組織の見直し
  - ・ 人員の効率的運用
- (2) 徹底的な合理化によりねん出した人員を体制が不足する部署に振り向けてもなお不足する人員について増員を行った。

地方警察官の増員数(別添資料参照)

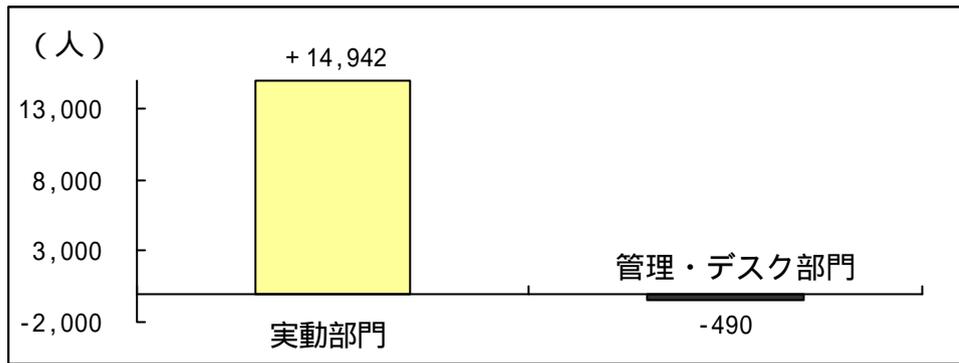
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
増員数	2,580人	4,500人	4,000人	3,150人	3,500人
対象県	12県	45都道府県	31都道府県	47都道府県	47都道府県

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 部門別配置基準の推移(平成12年4月と平成17年4月の比較)

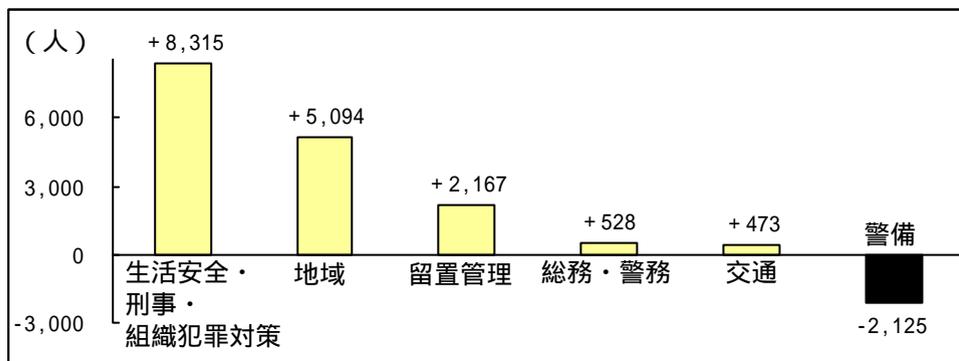
##### ア 実働部門の強化

管理・デスク部門は、業務の見直し等により減少した。



イ 捜査部門、地域部門の強化と警備部門の削減

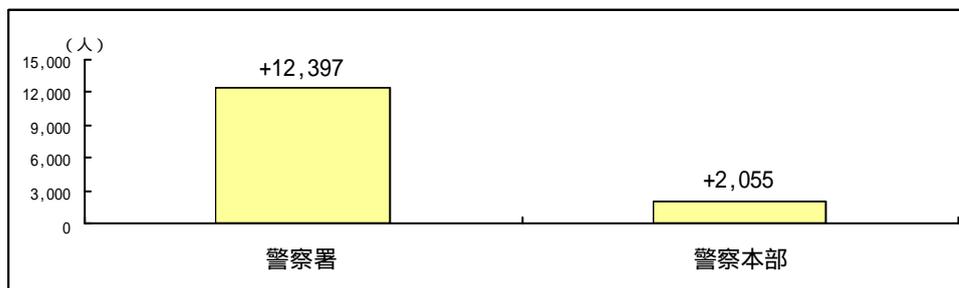
実働部門は、警備部門で減少しているものの、生安・刑事・組対部門、地域部門、留置管理部門の体制強化等により、大幅に増加した。



ウ 警察署の強化

警察署は地域部門、生安・刑事・組対部門の体制強化等により、大幅に増加した。

警察本部は、執行隊の廃止・縮小、管理・デスク部門の削減等により平成15年まで減少していたが、組織犯罪対策部門の体制強化等により、16年以降増加した。



(2) 合理化・再配置の具体例

ア 管理部門・デスク部門の削減

本部の管理部門・デスク部門の一律削減

イ 業務の在り方、必要性まで踏み込んだ業務の見直し

機動隊の削減

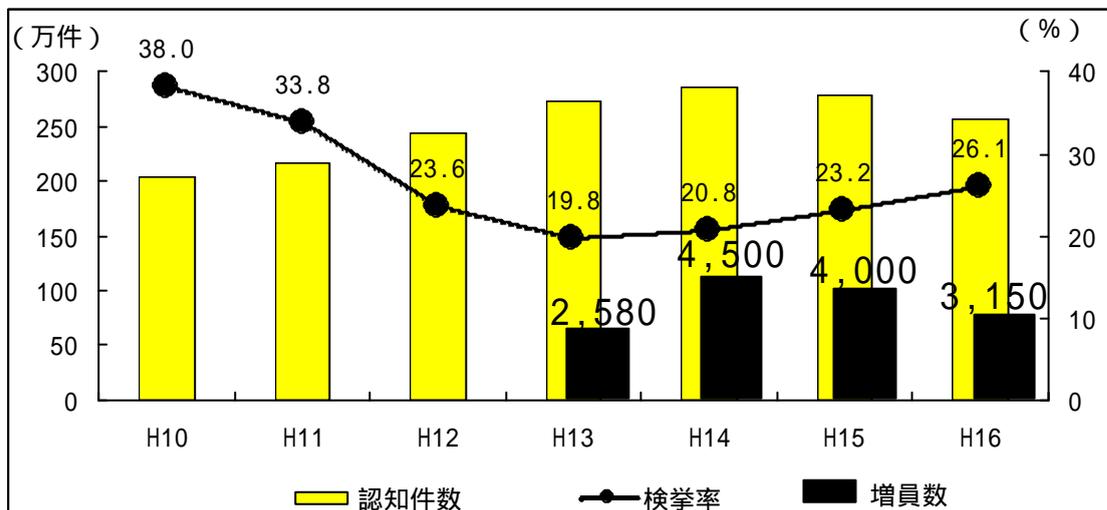
- 警察官ポストの一般職員への振替え
- 車両整備、遞送業務等の民間委託
- ウ 効率的な業務運営に資する組織の見直し
  - 執行隊の統合
  - 警察署刑事課と生活安全課の統合
- エ 人員の効率的運用
  - 機動隊配置の訓練時間縮小による警察署支援

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

ア 合理化・再配置及び地方警察官の増員により、実働部門の体制強化及び警察署の体制強化が図られており、効果的な人員配置が行われているものと認められる。

イ 刑法犯認知件数の減少と検挙率の改善が図られている。



##### (2) 改善等を要する事項

増員された警察官が交番等の第一線に配置されるのは、採用後に行われる警察学校での初任教育終了後であり、採用即現場執行力の強化につながるものではないことから、可能な限り速やかな採用と第一線への配置が必要である。

## 地方警察官増員数

都道府県		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
北海道			260	170	100	130
東北	青森		40		25	30
	岩手		20		20	10
	宮城	130	40		60	60
	秋田		20		20	10
	山形		30		20	10
	福島		80	50	30	40
警視庁			130	250	200	300
関東	茨城	180	120	120	85	90
	栃木	125	90	90	70	60
	群馬	130	90	90	70	60
	埼玉	400	380	380	305	330
	千葉	375	290	260	240	240
	神奈川	360	360	320	240	240
	新潟		100	80	35	80
	山梨		40	40	20	30
	長野		80		80	40
	静岡	240	140	140	85	90
中部	富山		30		20	20
	石川		50		20	20
	福井		50	20	20	20
	岐阜	135	70	60	50	70
	愛知	315	270	240	200	310
	三重		90	60	45	70
近畿	滋賀	90	50	30	35	40
	京都		30		30	40
	大阪		170	380	240	320
	兵庫		260	250	125	160
	奈良	100	40	30	35	40
	和歌山		40	30	25	20
中国	鳥取		10		20	10
	島根		10		20	10
	岡山		80	80	55	50
	広島		140	140	80	60
	山口				20	10
四国	徳島		30		20	20
	香川		50	40	25	30
	愛媛		50	40	20	30
	高知		20		20	20
九州	福岡		320	320	145	130
	佐賀		40		25	20
	長崎				20	10
	熊本		90	50	25	30
	大分		40	20	20	10
	宮崎		50	50	20	10
	鹿児島		60	60	20	30
沖縄		50	110	45	40	
合計		2,580	4,500	4,000	3,150	3,500

## 課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

### 【評価の対象とした政策の名称】 3 活力を生む組織運営

(政策所管課：給与厚生課)

#### 1 政策の内容

厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

職員の処遇を改善し、活力を生む組織運営を行うことにより、強力かつ的確な職務執行を可能とし、国民の信頼回復を図る。

#### 2 実施事項

- (1) 警察庁においては、毎年度、国家公務員である警察職員については、級の切上げや特殊勤務手当の改善を人事院に要求し、地方公務員である警察職員については、総務省に地方財政計画上の特殊勤務手当等の改善を要求した。また、各都道府県警察でも、知事部局・人事委員会に級の切上げ等を要求し、処遇改善に取り組んだ。

注1：「級の切上げ」とは、各官職における職務の級について職責の高まりに応じて上位の級へ評価替えを行うことをいう。

注2：「特殊勤務手当」とは、勤務の特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに支給される手当をいう。

- (2) 平成16年10月、「地方警察官の給与改善について」(平成16年10月13日付け警察庁丙給厚発第21号)により、都道府県警察に対し、処遇改善の取組み及び適正な給与処遇による活力ある職場づくり等を指示した。
- (3) 平成16年9月及び10月、各管区警察局において、都道府県警察担当者と給与改善等の取組みについて意見交換を実施した。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 級の切上げ及び特殊勤務手当の充実状況

ア 国家公務員である警察職員

- (ア) 級の切上げ(9級以上)

毎年度、9級以上の職について、各級1から5ポスト程度の級の切上げを行っている。

- (イ) 特殊勤務手当

鑑識作業手当の適用作業を見直すとともに、手当額の単価を改定した(平成17年度施行)。

イ 地方公務員である警察職員

- (ア) 級の切上げ

10級への職の級の切上げを実施した都道府県の数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実施した都道府県の数	14	10	9	15	18

(1) 特殊勤務手当

特殊勤務手当の改善を行った都道府県の数

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
手 当 の 新 設		3	2	8	1	1
拡大	支給対象者拡大	3	5	7	4	3
	支給業務・要件拡充	6	7	5	8	5
単価の改定（引上げ）		22	12	4	7	7

(2) 給与処遇の運用の見直し

平成13年度には、勤勉手当について、成績優秀者への加算措置を講じていなかったり、管理職に対してのみ評定を実施していたりする都道府県警察が見られたが、17年度までに、すべての都道府県警察で成績率、成績区分等の見直しを行い、職員の勤務成績に応じた成績率の適用を行うこととした。

4 評価の結果

(1) 効果

職務・職責に応じた級の切上げが継続的に行われるなど、処遇の改善が図られており、勤務意欲の向上が図られたと考えられる。

(2) 改善等を要する事項

ア 厳しい財政状況の下にあるが、警察職員の給与等について、職務の特殊性と勤務実態にふさわしい水準を確保する必要がある。

イ 活力を生む組織運営を行うためには、給与水準の改善はもとより、個々の警察職員に対する健康管理対策が重要となる。しかしながら、平成16年度中における警察職員の死亡者は338人、30日以上長期休業者は4,741人に上っている。そこで、警察職員の死亡原因の3分の2を占める生活習慣病対策や心の健康づくりなどの健康管理対策を引き続き推進する必要がある。あわせて、超過勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進に資するよう、引き続き事務の合理化、効率化等に努める必要がある。

課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

【評価の対象とした政策の名称】 3 活力を生む組織運営

(政策所管課：人事課)

1 政策の内容

表彰・報奨制度の充実

警察職員が努力をすれば報われ、誇りと使命感を持って仕事ができるような環境を実現するため、表彰・報奨制度を充実させる。

2 実施事項

(1) 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領の制定

警察庁指定広域技能指導官のうち、全国の警察職員に自らが有する専門的技術又は知識を伝承し、後継者を育成するなど、全国警察力の強化に多大な貢献をした者の功労を顕彰し、警察職員全体の士気を高めるため、平成13年2月、「警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領」を制定した。

(2) 警察庁優良職員及び永年勤続職員表彰要綱の改正

平成14年4月、要綱を改正し、警察庁優良職員表彰の表彰人員枠を拡大したほか、永年勤続職員表彰について、内部部局の課長以上の職にある者を表彰の対象から除外する規定を削除し、警察庁に勤務する職員全員を表彰の対象とするなどした。

(3) 都道府県警察における表彰基準等の見直し

従来表彰されていなかった業務に対する表彰を積極的に行うため、都道府県警察に対して表彰基準を見直すよう指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰の実施

平成13年2月当時23人であった警察庁指定広域技能指導官は、17年3月現在45人に増員されており、その表彰状況は次のとおりである。

	13年	14年	15年	16年
表彰者数	6人	0人	1人	3人

(2) 警察庁優良職員及び永年勤続職員表彰

表彰機会の拡大により、永年勤続表彰受賞人員が増加した。

種別	13年	14年	15年	16年	17年
庁内優良	13人	14人	12人	12人	12人
20年	43人	44人	105人	98人	91人
25年	21人	34人	-	-	-
30年	18人	37人	65人	38人	38人

(3) 都道府県警察における表彰基準等の見直し

平成12年以降、すべての都道府県において、相談業務や被害者対策に従事する職員に対する表彰制度が新設されるなどの表彰基準等の見直しが行なわれた。

#### 4 評価の結果

##### (1) 効果

新たな表彰制度の制定及び既存の表彰制度の改正により、警察職員の表彰機会が拡大され、表彰・報奨制度が充実した。

##### (2) 改善等を要する事項

真に功労のある者、業績のある部署に対して表彰が行われるよう、引き続き表彰制度の改善に努めていく必要がある。

## 課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

### 【評価の対象とした政策の名称】 3 活力を生む組織運営

(政策所管課：人事課・給与厚生課)

#### 1 政策の内容

能力・実績に応じた昇進・給与

職員の努力を適正に評価し、能力・実績に応じた昇進・給与が図られることにより、活力を生む組織運営を確保する。

#### 2 実施事項

平成15年8月、「職員の能力、実績に応じた総合的な人事管理制度の確立について」(平成15年8月8日付け警察庁内人発第253号ほか)により、職員の能力・実績の適正な評価、勤務評定結果の処遇への適切な反映等について指示した。

#### 3 効果の把握の手法及びその結果

##### (1) 能力・実績に応じた昇進

###### ア 勤務評定結果の昇任試験への反映

すべての都道府県警察で勤務評定結果を昇任試験の可否に反映している。

###### イ 勤務評定結果の配点又は加点評価の見直し

18道県警察において、各級昇任試験における勤務評定結果の配点率を高めた。

###### ウ 勤務評定表等の見直し

37都道府県警察において、能力・実績に応じた昇進を図るため、評定項目、評定区分等についての見直しを行った。

###### エ 評定能力の向上

公平、厳格な評定の実施のため、評価マニュアルの整備、巡回教養等を実施し、評定者の評定能力の向上に努めた。

##### (2) 能力・実績に応じた給与

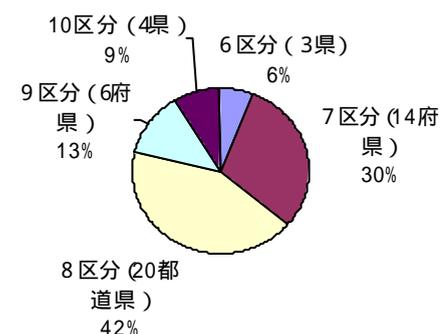
###### ア 勤勉手当における能力・実績に応じた成績率の適用

すべての都道府県警察において、職員の勤務成績に応じた成績率の加減を実施している。

###### イ 成績率・成績区分の見直し

給与改定勧告に伴い成績率を改定するとともに、成績区分を見直して複数の成績率を設けるなど、勤務成績を給与にきめ細かく反映している。

勤勉手当の成績区分の状況(平成17年4月1日現在)



ウ 勤務評定結果の特別昇給への反映

すべての都道府県警察において、特に勤務成績の良好な職員に対する特別昇給制度が設けられ、財政上の問題等から凍結されている3県を除き実施されている。

注：特別昇給制度とは、特に勤務成績が良好な職員に、普通昇給期間の短縮、2号俸以上上位の号俸への昇給を行う制度をいう。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 勤務評定結果を昇任試験の合否に反映させることにより、努力した者、実績を上げた者が昇任しやすい制度となっている。

イ 評定項目、評定区分の見直し等により、きめ細かな勤務評定を行っている。

ウ 勤務成績に応じた勤勉手当の成績率の加減や勤務評定に基づく特別昇給の実施により、努力して成果を上げた職員に報い、士気を高揚することが可能となっている。

(2) 改善等を要する事項

ア 引き続き、公平、公正な評価を実施するため、評定者の資質の向上を図る必要がある。

イ 勤務成績に基づく勤勉手当の加算措置や特別昇給制度は、職員の勤務意欲の向上、高い士気の維持等の観点から重要な役割を果たしているが、予算執行を伴い、また、給与制度の厳格なルールの中で実施されることから、財源不足による給与の減額措置等の影響を受ける。

## 第3 評価の結果

- 1 平成 12 年 8 月の警察改革要綱の策定以来、国家公安委員会・警察庁は、警察改革を断行し、国民の信頼を回復するため、都道府県公安委員会・都道府県警察と共に警察改革要綱に掲げる施策の実現に取り組み、5 年余りが経過した。
  
- 2 警察改革要綱に掲げる施策は、法改正を必要とするもの、組織改正や予算措置を要するもの、運用の改善によるものなど、多岐にわたっていた。例えば、平成 12 年には、警察法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 139 号）が成立し、公安委員会の管理機能の充実のため、公安委員会による監察の指示等、公安委員会の委員の任期制限、都道府県公安委員会に対する職員の非違事案の報告についての規定が整備されたほか、警察署協議会、苦情の申出等についての規定が設けられた。また、13 年 4 月には、公安委員会の補佐体制を強化するため警察庁長官官房に課長級の国家公安委員会会務官を設置するとともに、管区警察局の監察体制を強化するための組織改正を行った。都道府県公安委員会においても補佐体制を強化している。このほか、懲戒処分の発表の指針の策定や 種採用者等の人事管理の見直し、警察安全相談や教育の充実等のため、運用の改善や予算措置を講じ、また、13 年度以降、国民のための警察活動を強化するため地方警察官の計画的増員に取り組んでいる。  
これら制度、組織、予算、運用の改善等の措置が講じられた結果、警察改革要綱に掲げる施策は、すべてが実行に移されている。その評価の結果は第 2 で詳述したとおりであり、現在は、警察改革要綱に掲げる施策を着実に推進するとともに、その運用を改善するなどし、更に施策の充実を図る段階にある。
  
- 3 また、警察では、新たな時代の要請にこたえる国民のための警察を確立するため、警察改革要綱では直接掲げられていないもののその精神を踏まえたものでもある新たな施策にも取り組んできた。  
平成 15 年 8 月には、危険水域にある治安情勢の下、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、当面、緊急かつ重点的に取り組んでいく課題を「緊急治安対策プログラム」としてとりまとめた。政府においても、全閣僚で構成される犯罪対策閣僚会議において、15 年 12 月、「世界一安全な国、日本」の復活を目指して「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、これらに基づき、警察では、関係機関・団体と連携して治安回復に向けた取組みを推進している。こうした取組みの結果、刑法犯認知件数は 15 年、16 年と 2 年連続減少し、指数治安は改善されつつあるが、刑法犯認知件数が昭和期の約 2 倍の水準にあることに変わりはなく、体感治安は、子どもが被害者となる凶悪事件の多発や暴力団を始めとする組

織犯罪の深刻化等に示されるように、国民の不安を解消するに至っておらず、治安情勢は依然として厳しい状況にある。

このほか、第一線の過重な業務負担の軽減と士気高揚を図りつつ、犯罪の抑止と検挙をより一層推進し、治安回復という成果を上げるため、業務の合理化にとどまらず、警察の業務の在り方について、継続的に検討を行っている。また、近年、警察官に対する公務執行妨害事案が増加するなど職務執行を取り巻く環境が悪化し、大量退職と新規採用者数の増加に伴い警察組織の人的構成が変化しつつあることから、17年6月、地域警察を中心とした精強な第一線警察を構築するため、各都道府県警察において総合プランを策定することとし、現在、総合プランに基づく取組みが始められている。

- 4 しかしながら、警察改革を推進する中、警察の予算執行をめぐる不適正事案が相次いで判明した。一連の事案について、北海道公安委員会及び福岡県公安委員会による監察の指示、国家公安委員会による会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）の制定など、国家公安委員会及び関係道県公安委員会の管理の下で、事案の解明、不適正支出に係る所要額の返還、関係者の処分、再発防止策等が講じられてきた。これらの対応においては、公安委員会の管理機能等が発揮されたと認められるものの、警察に対する国民の信頼を更に損なうこととなったことは紛れもない事実である。これら不適正事案の背景には、警察が行う監査が十分なチェック機能を果たしていなかったことや、職員の適正経理の重要性に対する認識が不十分であったことがあり、監査の充実強化を図るとともに、適正経理の重要性に対する職員の意識を一層高めるなど、再発防止の徹底を図る必要がある。

また、厳正な監察を実施し、各部門と連携して証拠物件の管理を始めとする業務管理を強化した結果、業務上の非違事案の懲戒処分者数が12年以降、一貫して減少し、私行上の非違事案についても、14年をピークに減少傾向にある。しかしながら、最近、収賄事案のほか、取調室におけるわいせつ事案などの業務上の重大な非違事案、また、窃盗事案や薬物使用事案等が発生しており、依然として警察官の規範意識が大きく問われる状況にある。

- 5 ところで、警察庁では、警察改革に関する国民の意識を把握するため、平成16年12月から17年1月にかけて、警察に関する世論調査（以下「警察庁世論調査」という。）を実施した（別添資料参照）。警察庁世論調査においては、「警察を信頼している」又は「どちらかと言えば信頼している」と回答した者が60.9%を占め、12年1月に実施された読売新聞社全国世論調査の同種の質問に対する同様の回答の占める比率（52.3%）と比較すると好転はしている。しかしながら、同世論調査は、神奈川県警察における一連の不祥事が判

明した後に実施されたものであり、これだけをもって国民の警察に対する信頼が回復されたとは言い切れない。

また、警察庁世論調査において、警察を信頼していない理由として、「不祥事がなくなるから」、「犯罪が増加するなど、治安が悪化しているから」、「組織が閉鎖的で、情報を公開していないから」などとの理由が挙げられているとおり、根絶されない不祥事、悪化する治安、閉鎖的な警察の体質について、国民が依然として強い不満を抱いていることを謙虚に受け止めるべきである。

さらに、警察庁世論調査では、警察官との接触後の印象について、警察官に対する印象が良くなった者が4割と多数を占め、印象が良くなった理由として「困りごとや事件の相談に真剣に対応してくれたから」を挙げるものが最も多いことは評価できるものの、警察官に対する印象が悪くなった者が少なからず存在し（警察官と接触した者のうち、8.6%）、その9割が「困りごとや事件の相談に真剣に対応してくれなかったから」とすることは、警察職員一人一人に警察改革が十分に浸透していないものとして、重く受け止めるべきである。

- 6 警察改革要綱の冒頭で述べられているとおり、治安の維持は、国家の存立と社会の発展の基盤であり、これを担う警察の改革を断行し、国民の信頼を回復することが警察改革の課題である。また、警察庁世論調査においても、警察改革要綱に掲げる施策に取り組むとともに、その精神を踏まえて治安情勢の変化に対応した的確な措置を講じ、治安の回復を図ることを国民が求めていることが明らかとなっている。

したがって、国民からの厳しい批判を反省、教訓として警察改革要綱を取りまとめた原点に立ち返り、いまだ道半ばにある警察改革を真に実効あるものとするように不断に検証し、改善を図る必要がある。また、警察改革要綱の策定以降、治安情勢の変化に対応して取り組んできた「緊急治安対策プログラム」等の各種施策を一層推進し、国民が真に実感できる治安の回復を図ることが必要である。

そして、その前提となるのは、幹部を始めとする一人一人の警察職員が警察改革の重要性を認識し、それぞれの立場で、国民の期待にこたえる職務執行を行うことが何よりも重要であり、警察改革について、幹部を始めとする一人一人の職員の意識改革が徹底されるよう、取組みを継続して行う必要がある。

国家公安委員会・警察庁は、本評価書による評価の結果を踏まえ、今後とも、断固たる決意をもって警察改革の持続的断行を図るとともに、警察改革の推進状況を不断に検証し、これを国民に明らかにすることとする。

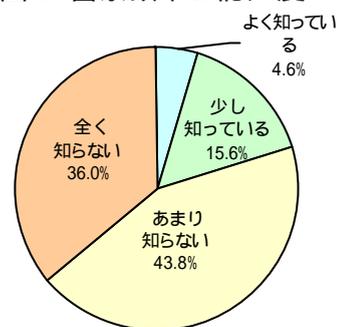
## 警察に関する世論調査について

平成16年12月から17年1月にかけて、全国20歳以上の男女2,000人（回答数1,408人）に対し、警察に対する信頼や信頼回復のための施策等について、世論調査を実施した。

### 1 警察改革の認知度

警察改革の認知度に関する質問に対し、「よく知っている」又は「少し知っている」と回答した者が20.2%、「あまり知らない」又は「全く知らない」と回答した者が79.8%であった（図1参照）。

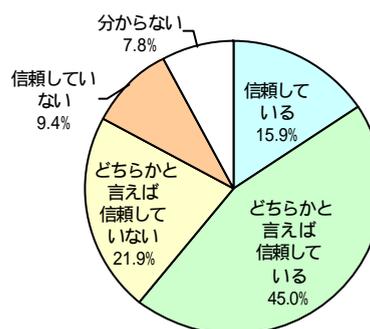
図1 警察改革の認知度



### 2 警察に対する信頼

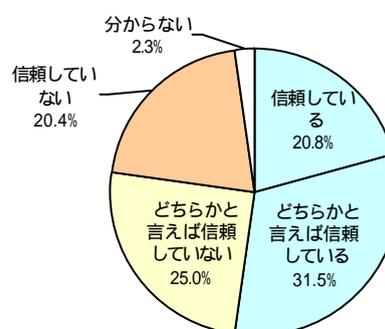
(1) 警察を信頼しているかとの質問については、「信頼している」又は「どちらかと言えば信頼している」と回答した者が60.9%、「どちらかと言えば信頼していない」又は「信頼していない」と回答した者が31.3%であり、警察を信頼している者が警察を信頼していない者の約2倍となったが、依然として警察を信頼していない者が相当数存在する（図2参照）。

図2 警察に対する信頼



なお、12年1月に実施された読売新聞社全国世論調査においては、警察を信頼しているかとの質問について、「信頼している」（20.8%）又は「どちらかと言えば信頼している」（31.5%）と回答した者が52.3%、「どちらかと言えば信頼していない」（25.0%）又は「信頼していない」（20.4%）と回答した者が45.4%であった（図3参照）。

図3 警察に対する信頼



(2) さらに、(1)の質問に対し、「信頼している」又は「どちらかと言えば信頼している」と回答した者に対し、警察を信頼している理由を質問したところ（複数回答）「様々な住民の要望に応えているから」（56.3%）「国民の声を聞くようになった」（49.0%）及び「情報の公開を進めているから」（48.8%）を挙げた者が上位を占めた（図4参照）。

また、(1)の質問に対し、「どちらかと言えば信頼していない」又は「信頼していない」と回答した者に対し、警察を信頼していない理由を質問したところ（複数回答）「不祥事がなくなるから」（69.3%）「犯罪が増加するなど、治安が悪化しているから」（55.2%）及び「組織が閉鎖的で、情報を公開していないから」（54.5%）を挙げた者が上位を占めた（図5参照）。

図4 警察を信頼している理由

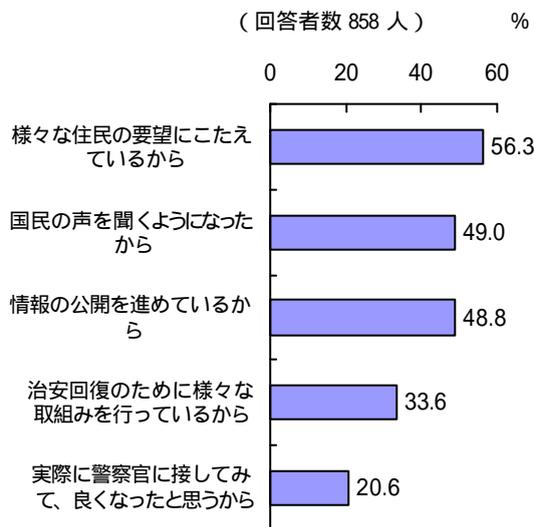
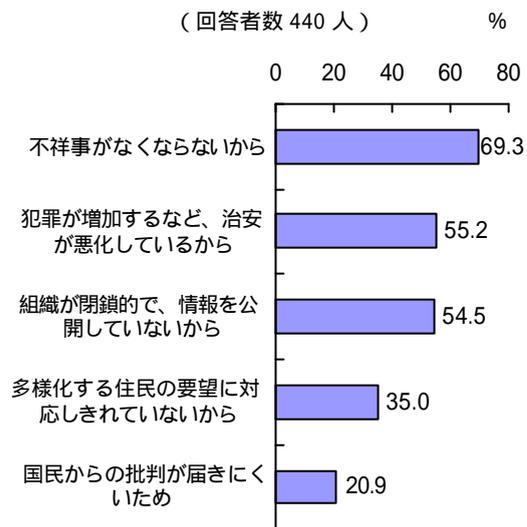


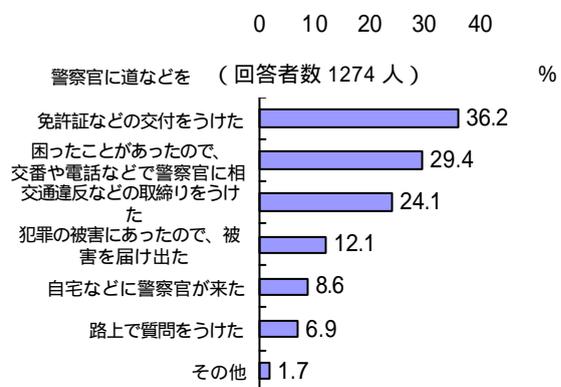
図5 警察を信頼していない理由



### 3 警察官との接触後の印象

(1) 最近3年間程度の期間内に警察官と接触経験を有する者（回答者の90.5%）に対し、その接触内容を質問したところ、「警察官に道などを聞いた」（37.8%）「免許証などの交付を受けた」（36.2%）及び「困ったことがあったので、交番や電話などで警察官に相談した」（29.4%）が上位を占めた（図6参照）。このように、警察官との接

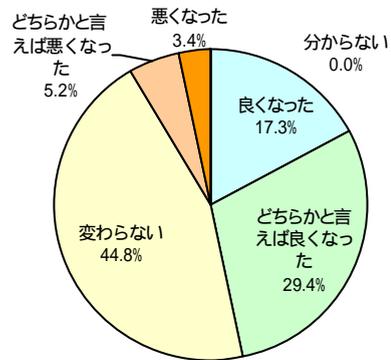
図6 警察官との接触内容



触は、刑事事件や交通違反取締り等に比べ、地理教示、窓口事務等におけるものが多数を占めることから、こうした日常的な活動における対応が、国民の警察に対する印象を左右するものと考えられる。

(2) さらに、警察官との接触後の印象を質問したところ、「良くなった」又は「どちらかと言えば良くなった」と回答した者が46.7%、「どちらかと言えば悪くなった」又は「悪くなった」と回答した者が8.6%であり、「変わらない」と答えた者が多数(44.8%)いるものの、比較的多くの者が警察官との接触後に印象が良くなっている(図7参照)。

図7 警察官との接触後の印象



(3) (2)において、「良くなった」又は「どちらかと言えば良くなった」と回答した者に対し、印象が良くなった理由を質問したところ(複数回答)「困りごとや事件の相談に真剣に対応してくれたから」と回答した者が最も多く、66.7%であった(図8参照)。また、(2)において、「どちらかと言えば悪くなった」又は「悪くなった」と回答した者に対し、印象が悪くなった理由を質問したところ、「困りごとや事件の相談に真剣に対応してくれなかった」と回答した者が最も多く、90.8%であった(図9参照)。

図8 警察官との接触後の印象がよくなった理由

(回答者数 594 人) %

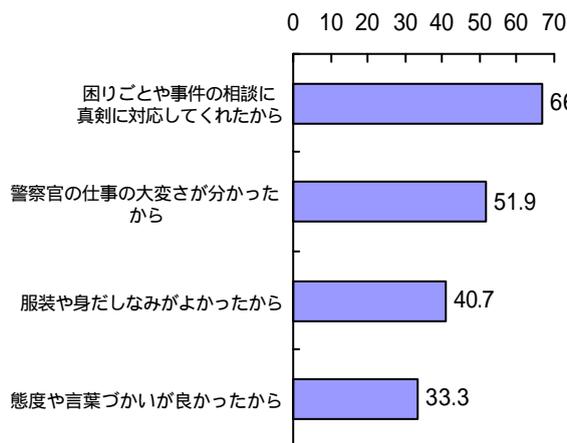
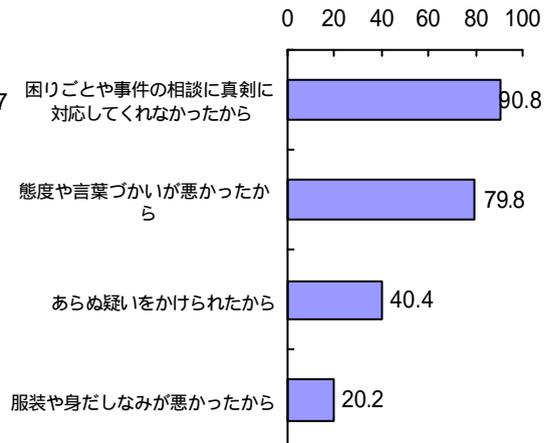


図9 警察官との接触後の印象が悪くなった理由

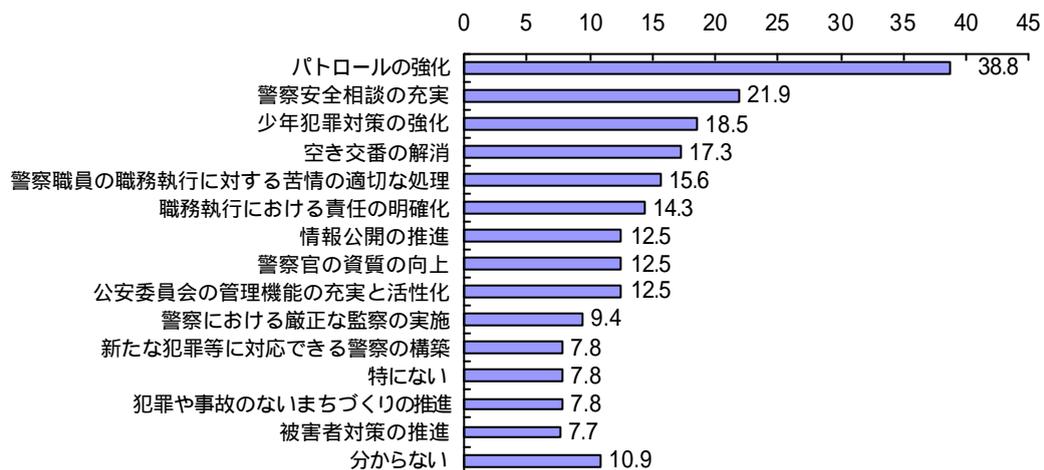
(回答者数 109 人) %



#### (4) 信頼回復のための施策

今後、警察が信頼を回復するために力を入れるべき施策について質問をしたところ（複数回答）、「パトロールの強化」を挙げた者が最も多く、38.8%であった。次いで、「警察安全相談の充実」（21.9%）、「少年犯罪対策の強化」（18.5%）、「空き交番の解消」（17.3%）等、治安対策に係る施策を挙げる者が多かったが、「警察職員の職務執行に対する苦情の適切な処理」（15.6%）、「職務執行における責任の明確化」（14.3%）、「情報公開の推進」（12.5%）、「公安委員会の管理機能の充実と活性化」（12.5%）、「警察における厳正な監察の実施」（9.4%）等を挙げる者も一定程度おり、治安対策の取組みだけでなく、警察改革要綱に掲げる施策に取り組むことが、国民の警察に対する信頼の回復に不可欠であると考えられる（図10参照）。

図10 信頼回復のための施策



## 參考資料

## 「警察改革の推進状況に関する国政モニター調査」結果の概要について

### 1 調査の目的

警察改革施策の参考にするため、平成 15 年 9 月、内閣府大臣官房政府広報室を通じて「警察改革の推進状況に関する国政モニター調査」を実施した。

国政モニターからの主要な意見の全文と、全ての意見の概要は「国政モニター月報 2003 年 11 月号」(内閣府大臣官房政府広報室)に掲載されている。実施結果の概要については、内閣府大臣官房政府広報室の WEB ページにも掲載されている。

#### 国政モニター調査

国の重要施策等に関して、広く一般国民から意見、要望などを聴取し、国の行政施策の企画、立案及び実施のための参考とすることを目的として内閣府大臣官房政府広報室が実施する調査。国政モニターは、毎年度ごとに満 20 歳以上の日本国民から公募で選ばれた 550 名である(選考に当たっては、職業、性別、年齢等が考慮される。)

### 2 調査対象者、調査方法等

#### (1) 調査対象者

国政モニター(550名)

#### (2) 調査方法

内閣府大臣官房政府広報室が国政モニターに課題文及び回答用紙を郵送し、国政モニターが回答用紙に回答を記入し、内閣府大臣官房政府広報室に郵送する。

#### (3) 実施時期

平成 15 年 9 月(1 か月間)

#### (4) 回答者数

288 人(回収率 52.4%、内訳：男性 152 名、女性 136 名)

### 3 回答者の基本属性

#### (1) 性別

	総数	男性	女性
総数(人)	288	152	136
構成比(%)	100	52.8	47.2

#### (2) 年齢別

	総数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
総数(人)	288	29	65	60	42	69	23
構成比(%)	100.0	10.0	22.6	20.8	14.6	24.0	8.0
男性	152	6	20	22	24	57	23
構成比(%)	100.0	3.9	13.2	14.5	15.8	37.5	15.1
女性	136	23	45	38	18	12	0
構成比(%)	100.0	16.9	33.1	27.9	13.2	9.6	0.0

( 3 ) 職業別

	総数	自営業主・ 家族従事者	管理・専門 技術職	管 理 事 務 職	販売・サービ ス 労務職	主婦	無職
総数 (人)	288	29	22	29	65	62	81
構成比 (%)	100.0	10.1	7.6	10.1	22.6	21.5	28.1
男性	152	14	12	15	35	0	76
構成比 (%)	100.0	9.2	7.9	9.9	23.0	0	50.0
女性	136	15	10	14	30	62	5
構成比 (%)	100.0	11.0	7.4	10.3	22.1	44.9	3.7

( 注 )

自営業主・家族従事者

農林漁業・商工・サービスなどの自営業主及び家族従事者並びに開業医師・弁護士・会計士・作家などの自由業及び家族従事者

例) 農業、畜産業、造園業、林業、漁業、販売業、製造業、建設業、運輸・通信業、金融業、不動産業、各種サービス業などの経営者及び家族従事者、開業医師、はり灸、助産婦、弁護士、会計士、僧侶、芸術家、作家などの自由業及び家族従事者)

管理・専門技術職

会社・団体などの役員、管理職職員及び会社、団体などで専門的・技術的知識(教育、医学、法律、学芸、研究など)を必要とする職種に従事する者

例) 教員、勤務医師、薬剤師、看護婦、保育士、弁護士、会計士、記者、編集者、研究所研究員、技師など

管理事務職

会社、団体、商店などで、事務的職種に従事する者

例) 一般事務従事者、事務用機器操作員などの技術系社員など

販売・サービス・労務職

会社、団体、商店などで、販売・サービス・運輸通信・生産工程などに従事する者

例) 各種販売員、ホームヘルパー、美容師、調理人、ウェイトレス、ビル等管理人、運転手、電話交換手、守衛、各種工員、職人、農耕・漁業作業者など

主婦

職業を持たない主婦

無職

学生・年金生活者・金利生活者など(主婦を除く)

( 4 ) 地域別

	総数	三大都市圏	それ以外
総数 (人)	288	87	201
構成比 (%)	100.0	30.2	69.8
男性	152	43	109
構成比 (%)	100.0	28.3	71.7
女性	136	44	92
構成比 (%)	100.0	32.4	67.6

(注)

- 三大都市圏
- 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県）をいう。
- それ以外
- 三大都市圏以外の道県

## 4 調査結果の概要

### 4 - 1 警察改革の取組みについて（問1）

#### 4 - 1 - 1 回答結果と分析

国政モニターに対し、警察改革の取組みによって、最近警察に対する印象などが変わっと思うかについて尋ねたところ、「良くなった」が24.7%、「変わらない及び悪くなった」が26.7%、「わからない」が13.5%、その他が28.2%、無回答が6.7%という結果であった。

#### 4 - 1 - 2 回答の理由について

今回の調査は、選択肢方式を採らず自由記載方式を採用したため、回答の中には趣旨や結論が不明確なものも存在しているが、概ね以下のとおり分類できる。

警察に対する印象等が良くなった 71件（24.7%）

（理由）

- ・ 警察官の言葉遣いや態度が良くなった 42件
- ・ DV、ストーカー対策、ヤミ金融対策に熱心に取り組んでいる。 4件
- ・ パトロールの強化や空き交番対策に努めている 3件

警察に対する印象等が変わらない（悪くなった） 78件（26.7%）

（理由）

- ・ 相変わらず不祥事が起きている 17件
- ・ 理由なし 14件
- ・ 警察官の言葉遣いや態度が悪い 11件
- ・ 事件にならないと動かない 5件
- ・ 国民に身近な警察になっていない 4件

等

わからない 38件（13.5%）

- ・ 接点がない（少ない） 31件
- ・ 理由なし 3件
- ・ アピール不足 3件
- ・ 取組不足 1件

その他 82件（28.2%）

無回答 20件（6.7%）

回答中、実際に警察官と接したことにより印象が変化したとの回答が53件（印象が良くなったとの回答が42件（79.2%）、変わらない及び悪くなったとの回答が11件（20.8%））あり、その一方で警察の印象が変わったかどうかわからないとの回答38件中、理由として警察官との接点がないことを挙げる回答が31件（81.6%）あった。

このことから、警察に対する国民の印象にとって、第一線の警察官の言葉遣いや勤務態度が大きな意味を持つことがわかる。

#### 4 - 2 警察改革の今後の方向性について（問2）

国政モニターに対し、警察改革の今後の方向性について尋ねた結果を「警察改革要綱」の項目に従って整理（一つの回答に複数の項目が含まれる場合は複数の項目として集計）したところ、全 525 件の意見（男性 307 件、女性 218 件）中、「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」が 40 件（男性 29 件、女性 11 件）、「国民のための警察」の確立」が 148 件（男性 81 件、女性 67 件）、「新たな時代の要請にこたえる警察の構築」が 57 件（男性 37 件、女性 20 件）、「警察を支える人的基盤の強化」が 174 件（男性 101 件、女性 73 件）、「その他」が 53 件（男性 39 件、女性 14 件）、無回答が 53 件（男性 20 件、女性 33 件）となっている。

男女とも、「警察改革要綱」の項目中、「警察を支える人的基盤の強化」（男性 32.9 %、女性 33.5 %）及び「国民のための警察」の確立」（男性 26.4 %、女性 30.7 %）に関係する答えを記載した者が多かった。

#### 4 - 3 警察に対する要望等（問3）

国政モニターに対し、警察に対する要望等について尋ねたところ、以下のような回答が寄せられた。

##### 地域に密着した警察活動の実施等

地域に密着した警察活動の実施等を求める意見（29 件）としては、「住民との結びつきの強化に配慮してほしい」（山形県、66 歳男性）、「地域社会の住民ともっと密着したコミュニケーションを常にとっておく必要がある」（秋田県、53 歳男性）、「地域社会との連携を強化し生活者の視点での警察活動の強化が必要」（埼玉県、46 歳男性）、「町の治安維持、地域との連携づくりに励んでほしい。」（福岡県、24 歳女性）、「市民との対話のチャンスを増やしてほしい」（兵庫県、42 歳女性）等の意見が見られた。

##### 犯罪取締りの強化等

犯罪取締りの強化等を求める意見（42 件）としては、「様々な事件において、地域の安全のためにも、徹底的に捜査して被疑者をしっかり検挙してほしい」（静岡県、33 歳女性）等が見られ、そのうち、少年犯罪の増加、非行の防止への取組み強化を求めるもの（11 件）として、「学校と連携した非行防止など、取り締まるだけではなく非行に走らせない地域づくりも必要」（神奈川県、35 歳男性）などの要望があったほか、「犯罪が国際化するなか、警察官に対する語学教育を強化し外国人犯罪にも対応できるようにすべきである」（愛媛県、45 歳男性）、「外国人による凶悪事件が多発しているが、外務省等と連絡を密にし、プライバシーの侵害にならない程度に入国者の動向を把握していただきたい」（福島県、70 歳男性）など、外国人犯罪への取組みの強化を求めるもの（12 件）も見られた。

##### 警察力の強化

警察力の強化を求める意見（53 件）として、「交番が身近な所から無くなっており、警察官の増員をお願いしたい」（神奈川県、76 歳男性）、「計画的な増員を図り、直接取締りを行う要員の増加はもちろん、悪質・凶悪化する犯罪に対処すべく、サイバーテロに対応できる要員や犯罪鑑識のための要員も増加させるべきだと思う」（兵庫県、69 歳男性）等の要望が見られたほか、「国民が安全・安心して暮らせる社会となるよう職務に対する自

覚と心構えを念頭に教育訓練を積極的に行ってほしい」(秋田県、50歳女性)など、警察官に対する教育の充実を求める要望(10件)も見られた。

### 不祥事の防止

不祥事の防止を求める意見(10件)としては、「不祥事の防止のためには、警察官個人の意識改革が必要であると思う」(大阪府、70歳男性)、「国民生活の安全・安心の確保のためには、警察に対する国民の信頼確保が不可欠であり、そのためにも不祥事の防止策の徹底に期待する」(山口県、40歳男性)などの意見があった。

### 警察からの情報発信の積極化

警察からの情報発信の積極化を求める意見(9件)としては、「警察活動を積極的にPRし、広く市民に情報を提供してほしい」(熊本県、42歳男性)等の意見があった。

### 激励・感謝

「市民のために身を粉にして働いてくださっている警察官の方もたくさんいらっしゃると思います。これからも、より信頼されるようがんばってください。」(東京都、38歳女性)、「真面目に勤務している警察官がほとんどだと思う。これからも警察官としての誇りを持って日々励んでいただきたい。」(茨城県、49歳女性)など、警察に対する激励・感謝(25件)を述べる意見も見られた。

### その他

その他の意見としては、「弱い立場の人の気持ちに立った警察であってほしい」(愛媛県、35歳男性)、「警察官の労働環境の改善に力を入れてほしい」(茨城県、47歳女性)、「近時の住民の苦情への対応の姿勢はそれなりに評価できるが、警察は法の番人としての厳格さと公平さを忘れてはならない。警察は犯罪という悪に立ち向かえる唯一の機関としての役目をまず第一に考えてほしい」(岡山県、41歳女性)、「「馴れ合い」と「親しみ」をはっきり区別して任務に当たってほしい」(愛知県、68歳男性)等の意見が寄せられた。

## 4-4 その他～空き交番対策について

問1から問3を通じて、空き交番対策の必要性を訴える意見は42件見られた(なお、空き交番対策、交番の増設を含めた交番増強に言及する意見は、51件に及び関心の高さがうかがわれる。)

具体的な意見としては、「以前に比べると交番が無人の時間は減少しているように思う」(北海道、44歳女性)等、これまでの空き交番対策の効果に言及するものがある一方で、「無人交番が増えているような気がする。人員不足と警察官の安全確保のため仕方ないこととも思うが、その分住民の不安も増加している。」(広島県、64歳男性)、「交番に警察官が不在のことが多い」「常時、交番に人がいてこそ交番の意味がある」(高知県、42歳男性)、「交番は、私たちにとって防犯上安全上、大切に身近な存在、できる限り不在のないようにしてください。」(愛知県、73歳男性)、「24時間すべての交番に人がいることは難しいと思うが、できるだけ警察官がいる時間を増やして欲しい」(京都府、35歳男性)、「交番に電話が置かれ連絡先が書かれた紙があるのみであるのは心細い」(三重県、50歳主婦)、「いつも警察官が駐在している姿が見えれば犯罪予防効果は大きいと思う」(福井県、65歳女性)、「おまわりさんが立っていてくれるだけで住人、通行人は安心なきがするもので、空き交番は残念に思う」(東京都、58歳女性)など、さらなる空き交番対策の要望が大半を占める。

## 5 総括

本調査においては、警察改革の取組みによって警察に対する印象が良くなったという回答と警察に対する印象が変わらないか悪くなったという回答が相半ばしており、国民の印象という観点からは警察改革の成果が明確に表れているとまでは言い難い。

その中で、印象が良くなったと回答した者の約6割が、その者が実際に接した警察官の言葉遣いなどを評価しているように、警察改革において、第一線の警察官の言葉遣いや勤務態度が、大きな意味を持つことがわかる。

また、警察力の強化、犯罪の取締りの強化、空き交番対策等地域に密着した警察活動の実施等に関する要望が強く、国民の警察に対する期待が高いことがうかがわれる。

こうした調査結果も参考にしつつ、今後も警察改革のための施策を持続的に推進していくことが必要である。